

第 3 次 刈谷市環境基本計画

2025年度 ~ 2034年度



みんなで紡ぐ
人と自然が調和するまち
かりや

令和7年(2025年)3月

刈谷市

は じ め に



本市では、これまで平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までを計画期間とする「第 2 次刈谷市環境基本計画」に基づき、市民・事業者の皆様とともに、持続可能な住み良い環境づくりを推進してきました。

このたび、「第 2 次刈谷市環境基本計画」の計画期間の終了に伴い、更なる取組の推進を図るため、令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 10 年間を計画期間とする「第 3 次刈谷市環境基本計画」を策定しました。

環境分野は、身近な環境から地球規模の環境まで幅広く、近年、取り巻く状況も大きく変化しております。

「第 2 次刈谷市環境基本計画」を策定した平成 26 年度（2014 年度）以降、地球温暖化の進行や気候変動に伴う様々な影響が顕在化しており、「低炭素化」から「脱炭素化」に世界的な潮流が変化しました。

また、令和 5 年度（2023 年度）に生物多様性国家戦略が見直されるなど、世界的に SDGs に基づく多様な取組が進められており、愛知県においては、暮らし・経済・環境の調和を目標とした持続可能な社会の実現を目指す方向性が示されました。

本計画では、「人と自然が調和したまち」を未来の子ども世代・孫世代に「紡いでいく」ために、市民・事業者・行政が手を取り合いながら、脱炭素化や生物多様性の保全などの新たな環境問題に対応するとともに、まちの発展と生活環境の保全が両立した住み良い環境づくりを進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました刈谷市環境審議会の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

刈谷市長 稲垣 武



第3次刈谷市環境基本計画



第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の概要	3
第2章 環境を取り巻く現況と課題	5
1 国際的な社会情勢	6
2 刈谷市の現状	9
3 カーボンニュートラルの実現	13
4 生活環境・自然環境の改善	15
5 市民や事業者との協働	19
6 市民アンケート調査による分析	21
7 事業者（団体）アンケート調査による分析	27
8 「これから」に向けた課題	29
第3章 計画の基本方針	31
1 将来像と基本方針	32
2 評価指標	34
3 市民・事業者・行政の役割	36
第4章 具体的な施策	37
基本方針1 脱炭素化を目指す	38
基本方針2 生活環境を保全する	43
基本方針3 生物多様性を保全する（刈谷市生物多様性地域戦略）	49
基本方針4 みんなで育む	54
第5章 計画の推進体制	60
1 計画の推進	61

第1章 計画の基本的事項



本市は、産業文化都市として、市民の安心快適な暮らしや、事業者の活発な経済活動を支えながら、世界的な環境保全の潮流と両立できるよう、環境保全活動に取り組んできました。

近年の、低炭素から脱炭素への動きや気候変動への適応、生物多様性の保全の関心の高まり等に対して、適切に対応できるよう、第3次計画を策定します。

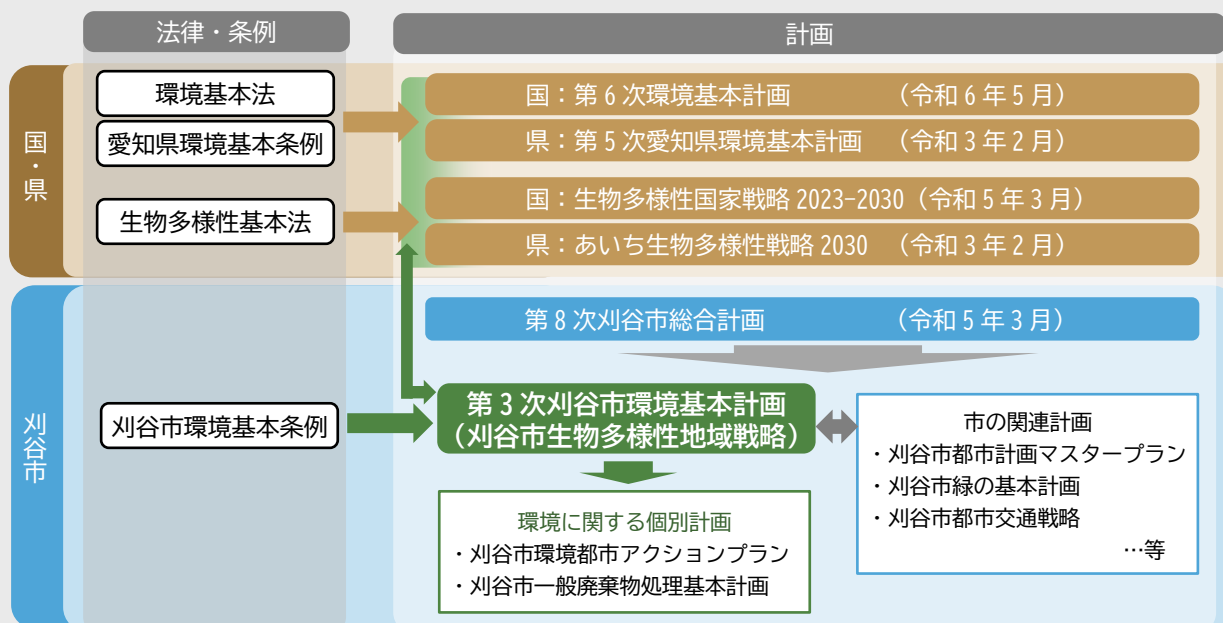
1 計画策定の趣旨

(1) 計画の目的

- 本市では、平成 26 年度（2014 年度）に「第 2 次刈谷市環境基本計画」（以下、第 2 次計画）を策定し、「持続可能な環境をみんなで紡ぐ産業文化都市」を環境将来像として掲げ、環境施策を推進してきました。
- 第 2 次計画の期間が令和 6 年度（2024 年度）に満了することを受けて、昨今の脱炭素化や生物多様性の保全など、新たな世界的環境課題への対応などを踏まえて、カーボンニュートラルの実現や、地域での生物多様性の保全に向けた取組等を、市民、事業者と連携・協力して進めていくための、新たな「第 3 次刈谷市環境基本計画」（以下、本計画）を策定するものとなりました。
- 第 2 次計画に比べてより高い環境目標の実現を目指し、市民・事業者との連携を強化していきます。

(2) 計画の位置づけ

- 本計画は、環境基本法及び生物多様性基本法に基づき、国、県の計画や戦略等に準拠した、本市の環境に関する総合的な計画として位置づけます。
- 市の環境基本条例の目的や理念の実現に向けて、総合計画や都市計画マスタープラン、緑の基本計画などの上位関連計画や、第 2 次計画に基づく個別計画との整合性を図りつつ、改定を行います。
- 本計画は、生物多様性基本法第 13 条に基づく、刈谷市全域での生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「**刈谷市生物多様性地域戦略**」としても位置づけています。



2 計画の概要

(1) 計画の期間

- 令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とし、必要に応じて見直しを行います。

(2) 根拠とする条例

- 本計画では、刈谷市環境基本条例の基本理念に基づいた環境将来像を設定し、具体的な環境施策を策定するものとします。

刈谷市環境基本条例の基本理念

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を確保しつつ、将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が調和し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、日常の生活活動や事業活動に密接にかかわっていることに考慮して、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。

市民・事業者の活動

- ・日常生活や事業活動における環境への配慮
- ・自主的な環境保全活動の実施
- ・市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境の維持・継承

自然と調和したまちの形成

- ・環境負荷の少ない循環型社会を基調としたまちづくり
- ・環境負荷の少ない事業活動を可能とする施設等の更新

環境の保全・創造

- ・気候変動や公害、外来種等の多岐にわたる問題の解決に向けた積極的な環境活動の実施



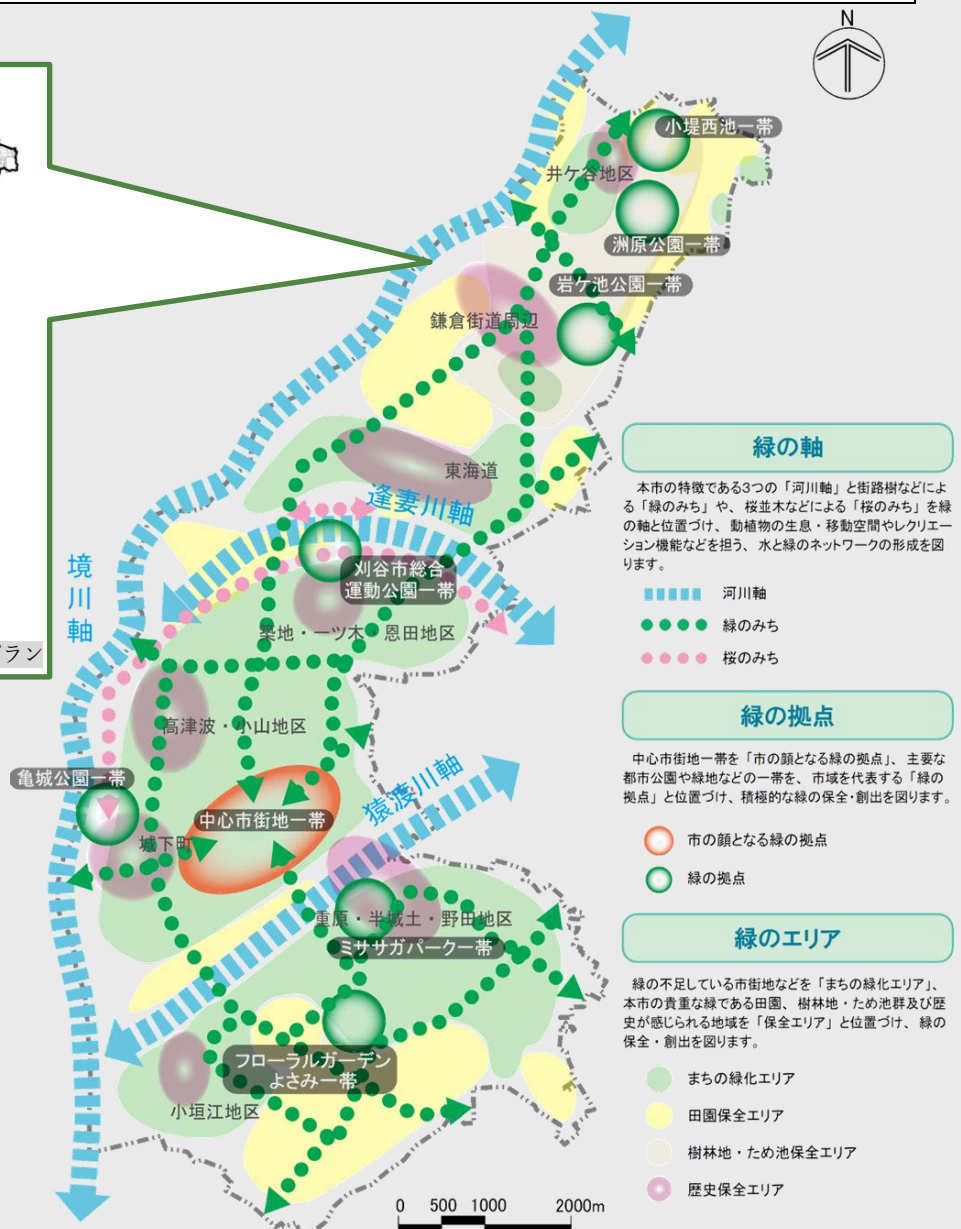
(3) 計画の対象区域

- 本計画の対象区域は刈谷市全域とします。
- 刈谷市生物多様性地域戦略の視点からは、本市北部地域の自然を、緑地や池沼、河川などで中部、南部とつなぎ、市域全体の生態系を保全するネットワークの構築に向けた取組みを促進するとともに、本市関連計画と連携しながら、生物多様性の保全を図ることとします。

(4) 刈谷市生物多様性地域戦略策定・所掌に係る部局

- 刈谷市生物多様性地域戦略を策定し、所掌する責任部局と関連部局は次のとおりです。

責任部局	環境推進課
関連部局	文化観光課、農政課、まちづくり推進課、公園緑地課、公園整備課、雨水対策課



第2章 環境を取り巻く現況と課題



地球温暖化や生物多様性などの環境問題は、世界全体で取り組む必要があります。

この章では、「これからの本市の環境をどうしていくと良いのか？」を考えるため、本市の現状を分析し、課題についてまとめています。



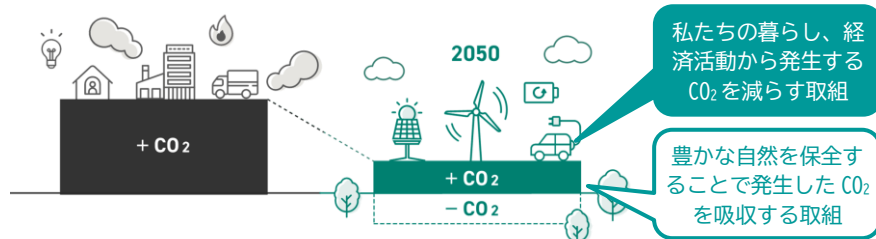
1 国際的な社会情勢

- 第2次計画を策定した平成26年度（2014年度）以降、地球温暖化の進行や気候変動に伴う様々な影響が顕在化する中で、以前の低炭素化から、令和32年（2050年）の脱炭素化（カーボンニュートラル）に世界的な潮流が変化しています。
- 生物多様性の観点では、生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められ、我が国でも令和5年（2023年）に生物多様性国家戦略が見直されました。
- 世界的にSDGsに基づく多様な取組が進められる中、愛知県では暮らし・経済・環境の調和を目標とした持続可能な社会の実現を目指す方向性が示されており、本市においても脱炭素化や生活環境の保全、生物多様性の保全への対応を視野に、計画の策定を進めることが期待されます。

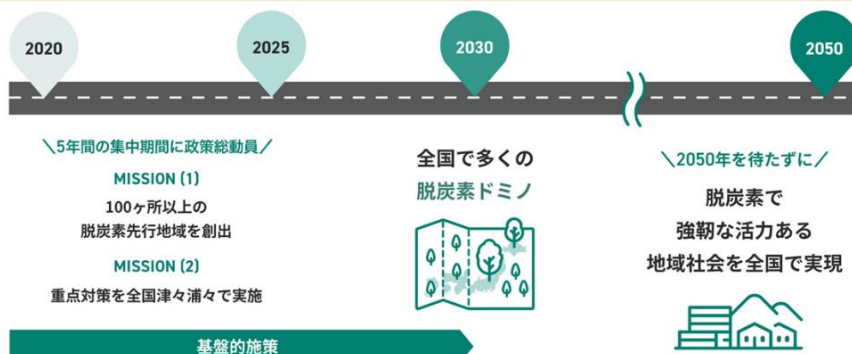
①カーボンニュートラル社会の実現

- 平成27年（2015年）のCOP21において採択された「パリ協定」を受け、国の「地球温暖化対策計画」や愛知県の「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」において、令和32年（2050年）のカーボンニュートラル社会の実現に向けた施策が進められています。
- 令和5年（2023年）11月～12月に、アラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催されたCOP28の合意文書では、「化石燃料からの脱却を加速させる」ことが初めて明記されました。
- カーボンニュートラル社会の実現に向けた要請が国内外で今後ますます高くなると考えられます。

カーボンニュートラルのイメージ



脱炭素ドミノの概要



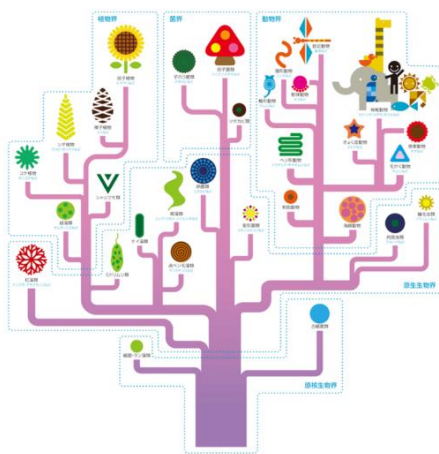
出典：環境省 web サイト「脱炭素ポータル」

② 生物多様性の保全

- 令和4年（2022年）にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、令和12年（2030年）までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。
- 我が国では、これに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め令和5年（2023年）に生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略2023-2030」（第6次戦略）を閣議決定しました。
- 愛知県では令和3年（2021年）に「あいち生物多様性戦略2030」が策定され、生態系保全等の取組を推進することとしています。

生きものの進化と生物多様性 種の多様性・遺伝子の多様性

地球上の生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。現在、地球には3,000万種ともいわれる多様な生きものがいます。ゾウのように大きなものから細菌のように小さなものまで、いろんな生きものがいて、同じ種の生きものでも個性にちがいがります。これらの生きものは長い年月をかけてお互いにつながりあい、支えあって生きているのです。



日本の自然環境と生きもののつながり 生態系の多様性

日本には9万種以上の生きものがいます。数千の島々からなる国土は南北約3,000kmにわたり、海岸から山岳までの高低差があり、はっきりした四季の変化、火山の噴火や台風などの自然現象、そして人間活動の影響も受けて、多様な生態系が形成され、さまざまな生きものの生活の場となっています。



出典：環境省 web サイト「生物多様性 Biodiversity」

コラム 自然共生サイト

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、わが国では、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現を掲げています。

この実現に向けて、2030年度までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30 目標）を位置づけています。

環境省では、令和5年度より民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」とする取組を開始しました。

市内では令和5年度に「トヨタ車体刈谷ふれ愛パーク」が自然共生サイトに認定されています。

■トヨタ車体「刈谷ふれ愛パーク」



③ 海洋プラスチックごみの削減

- 令和元年（2019年）に開催されたG20大阪サミットにおいて、令和32年（2050年）までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。その実現に向けて、各国が対策について情報共有を行い、相互学習を通じて効果的な対策を実施するため、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が採択されました。
- 我が国では、これに先立ち「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、プラスチックごみの削減や流出防止に向けた取組を進めていくものとししました。
- プラスチックの削減に向けた分別や資源循環の取組が今後ますます重要になると考えられます。

④ SDGs の推進

- 平成27年（2015年）開催の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）は、社会が抱える問題を解決し、世界全体で令和12年（2030年）を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されています。
- 国の「SDGs実施指針」では、国内実施、国際協力の両面において、誰一人取り残されることのない持続可能な世界に変革することを目指して取組を推進することを、愛知県の「愛知県SDGs未来都市計画（第2期）」（令和4年（2022年））では『暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち』を目指し、経済・環境・社会の3側面から取組を進めていくこととしています。



2 刈谷市の現状

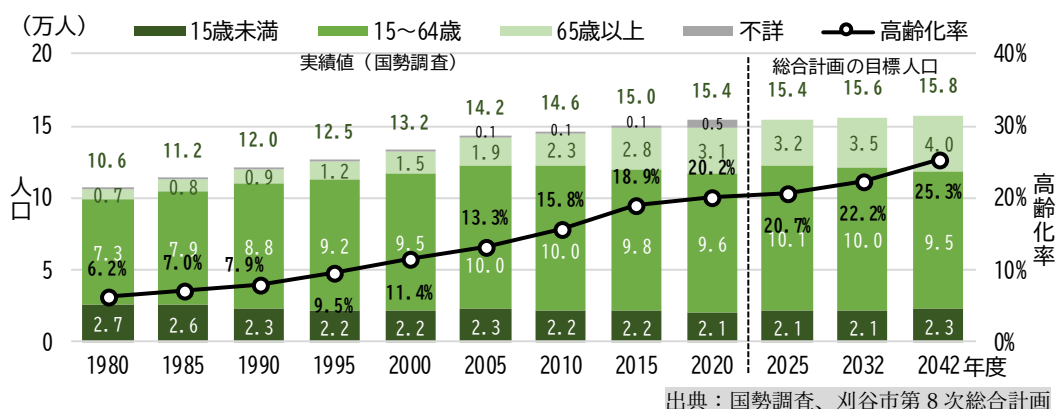
(1) 暮らし・経済の動向

- 自動車関連産業で発展をしてきた本市は、活況な経済・産業を維持し、さらなる発展が期待されるまちです。当面は人口の増加が見込まれる中で、市民の暮らしや経済活動を発展させながら、一方でそれらの活動による環境負荷を減らしていく取組が重要となります。

① 人口・高齢者数の推移

- 国勢調査に基づく本市の人口は着実に増加しており、将来人口も令和24年度（2042年度）頃まで増加する一方で、高齢化は一層加速すると予想されています。
- 人口増加に伴う環境負荷の増加や、高齢化に伴うライフスタイルの変化を踏まえた対策が期待されます。

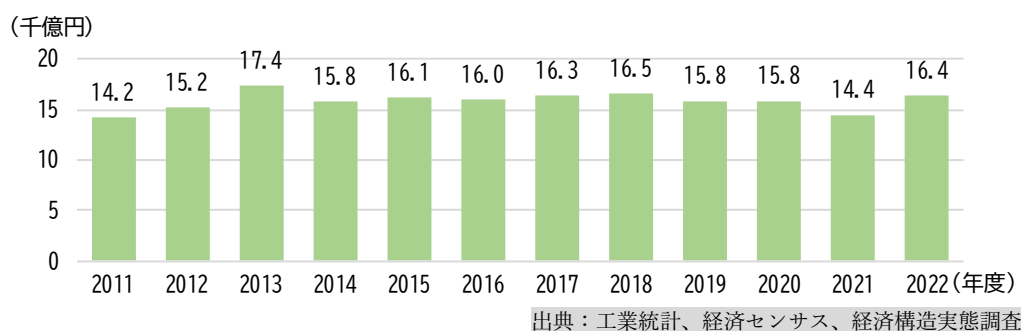
■人口の推移と将来人口



② 製造品出荷額の推移

- 本市の製造品出荷額は平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）にかけて微増していました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済活動の縮小により令和元年度（2019年度）から減少傾向に転じましたが、令和4年度（2022年度）には新型コロナウイルス感染症の流行以前の約1兆6千億円に回復しています。

■製造品出荷額の推移



③ 市内総生産の推移

- 本市の経済の状況を市内総生産で見ると、第2次産業、第3次産業を中心に、平成26年度（2014年度）以降安定した経済活動が続いています。
- 令和元年度（2019年度）末からの新型コロナウイルス感染症拡大の中においても、市内総生産は令和2年度（2020年度）に増加しています。

■市内総生産の推移

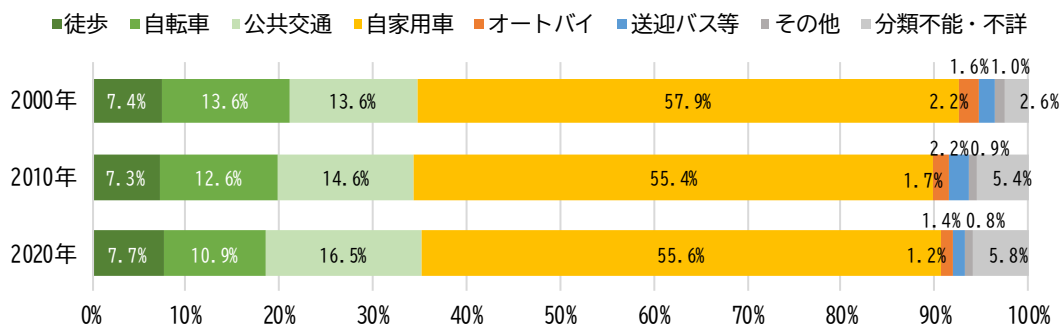


出典：あいちの市町村民所得、あいちの市町村民経済計算

④ 自動車への依存傾向

- 本市では暮らしの中で自動車による移動が多く、通勤・通学の移動手段では、自動車約56%を占めている状況です。
- 産業の活況な本市では、物流に伴う大型車の利用も多くなっています。
- 市民の暮らしや経済活動が自家用車に依存する中で、公共交通の利便性を向上させるとともに、自家用車利用時の環境負荷を軽減する取組を図ることが期待されます。

■通勤・通学者の交通手段分担率



出典：国勢調査

Point

- ① 市民の暮らしの利便性や経済活動の発展を維持しながら、環境負荷を抑える、暮らし・経済・環境の調和を図る取組が期待されます。
- ② 環境負荷の低い自動車への転換など、移動に伴う環境負荷の軽減が期待されます。

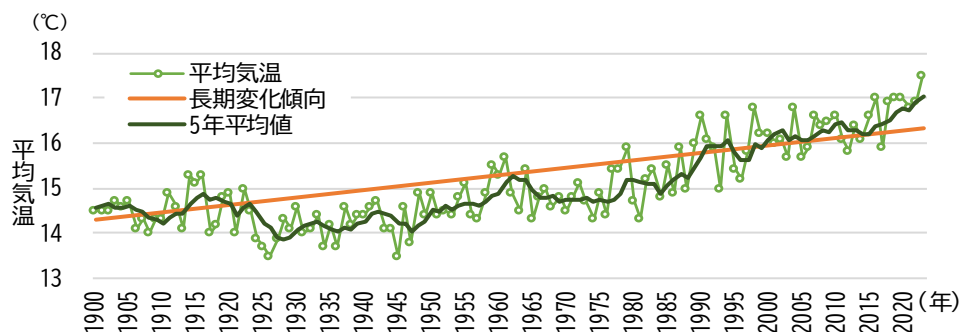
(2) 気候変動の発生

- 世界的に地球温暖化が進む中で、わが国においても、極端な気温変化や数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨などが観測されています。気候変動に伴う健康被害や災害被害の発生が懸念される中で、地球温暖化の進行を抑制する取組に加えて、気候変動に私たち自身が適応していくための取組が重要となります。

① 平均気温の上昇

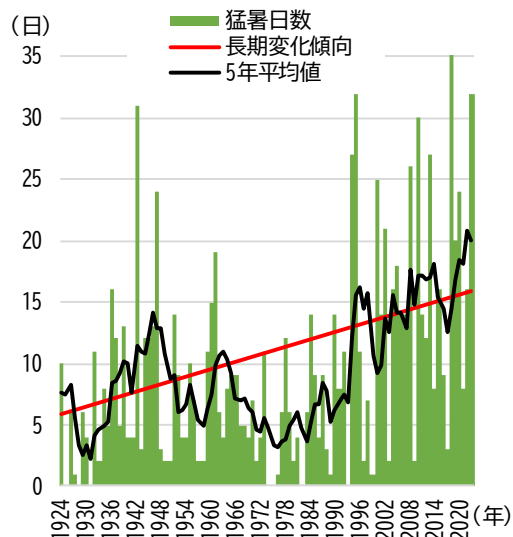
- 名古屋地方気象台の長期的な気温の変化を見ると、毎年の平均気温は上昇しており、明治33年（1900年）より2.1℃上昇しています。近年では平均気温17℃前後が続いており、令和5年（2023年）は平均気温17.5℃と非常に高い状況となっています。
- 猛暑日（35℃以上日数）は増加傾向、冬日（0℃未満日数）は減少傾向にあり、季節感の喪失や気温変化が重要な農作物の生育等に影響を及ぼしています。

■ 平均気温の長期推移

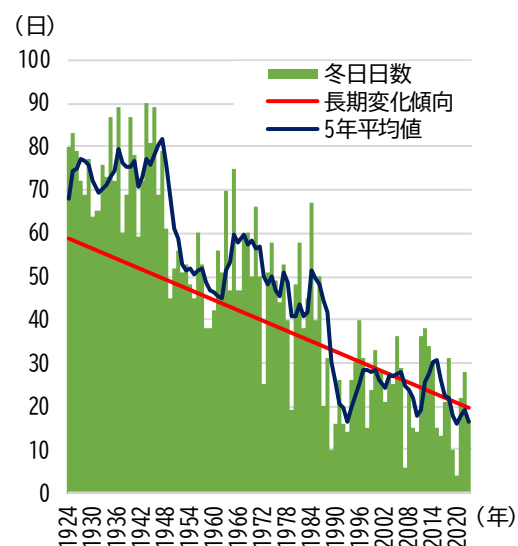


出典：過去の気象データ検索（気象庁）

■ 猛暑日数の推移（最高気温が35℃以上の日）



■ 冬日数の推移（日最低気温が0℃未満の日）

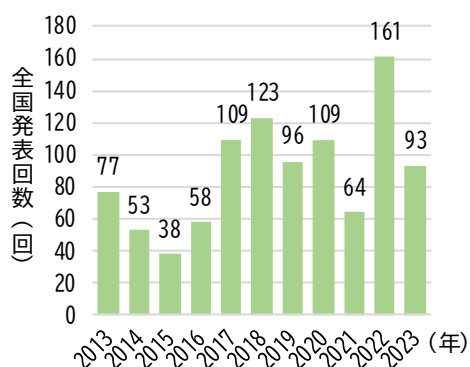


出典：過去の気象データ検索（気象庁）

② 記録的短時間大雨情報の発表回数

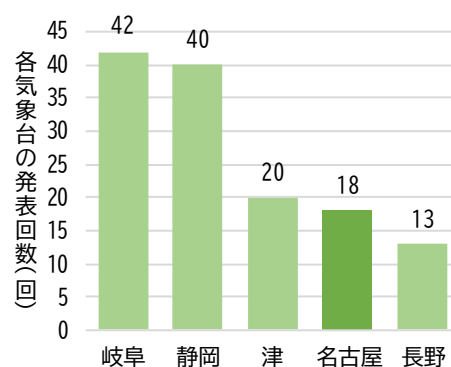
- 全国的に、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨が頻発化しており、令和4年（2022年）には過去最多の年間161回、記録的短時間大雨情報が発表されました。
- 中部圏では、とくに岐阜地方气象台、静岡地方气象台において記録的短時間大雨情報の発表回数が多くなっています。

■全国における発表回数の推移



出典：過去の気象データ検索（気象庁）

■各地方气象台の発表回数



出典：過去の気象データ検索（気象庁）

③ 刈谷市での気象関連災害の歴史

- 本市に甚大な被害をもたらした自然災害については、昭和34年（1959年）の伊勢湾台風や平成12年（2000年）の東海豪雨が挙げられます。
- 東海豪雨では、河川氾濫により多くの家屋や自動車などの浸水被害が発生し、市民の暮らしや経済活動が大きな打撃を受けました。
- 防災施策との連動も視野に気候変動への適応を図ることが期待されます。

■東海豪雨での被害状況



出典：愛知県ホームページ 境川流域
総合治水対策/流域の概要



出典：刈谷市ホームページ

Point

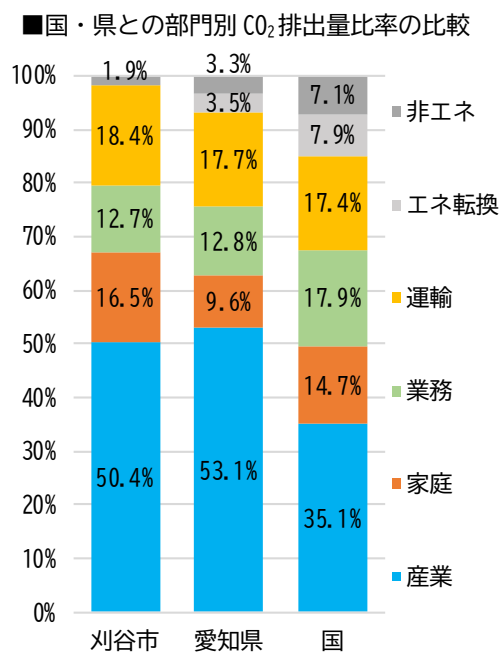
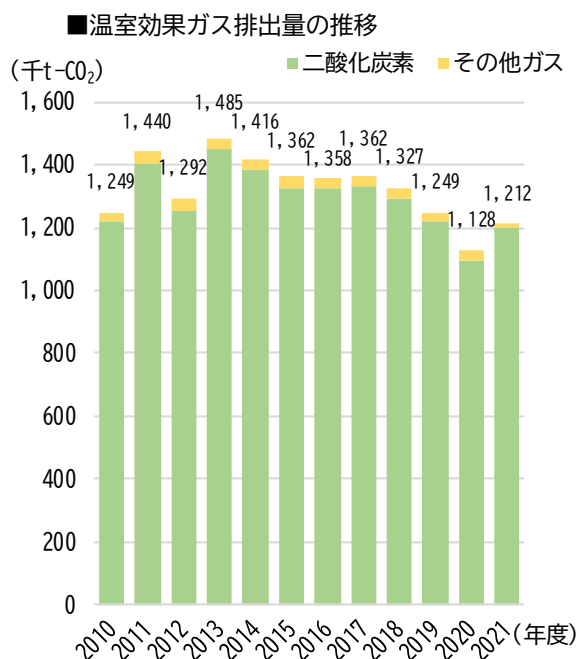
- ③ 市民や事業者と連携した地球温暖化の緩和、気候変動への適応に取り組むことが期待されます。

3 カーボンニュートラルの実現

- 世界的な脱炭素化の動きを受けて、国では2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減」を目指すことが示されました。
- 本市でも令和4年（2022年）2月にゼロカーボンシティを目指すことを表明しており、環境都市アクションプラン〔令和6年改定版〕で「2030年度のCO₂排出量を2013年度比で48%削減」を目指すこととしています。
- 目標達成に向けて、市民の暮らしや経済活動から生じる温室効果ガス排出量の削減につながる取組を推進していくことが重要です。

① 温室効果ガス排出量

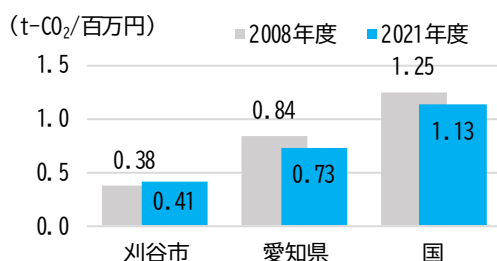
- 本市からの温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度）以降減少傾向が続いています。
- 令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済活動の縮小等により、温室効果ガス排出量は大きく減少しましたが、令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルスで落ち込んでいた経済の回復等により、増加に転じました。
- 本市では特に産業部門、運輸部門のCO₂排出量が多くなっているため、事業者と連携しながら、これらの部門を中心に削減を図っていくことが期待されます。



② 産業・家庭のCO₂排出量

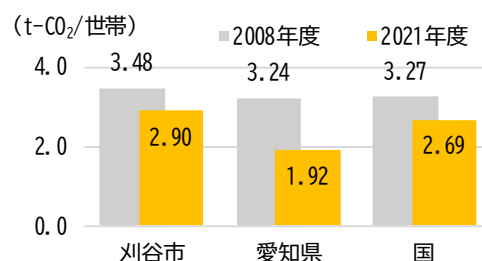
- 本市の産業部門「製造品出荷額当たりのCO₂排出量」は、平成20年度（2008年度）から令和3年度（2021年度）にかけて増加したものの、国や県の値を下回っています。
- 本市の家庭部門「1世帯当たりのCO₂排出量」は、平成20年度（2008年度）から令和3年度（2021年度）にかけて減少したものの、国や県の値を上回っています。
- 事業者、市民と連携し、今後も市民の暮らしや経済活動からの排出量を抑えていくことが期待されます。

■製造品出荷額当たりのCO₂排出量



出典：・刈谷市環境都市アクションプラン
・工業統計

■1世帯当たりのCO₂排出量

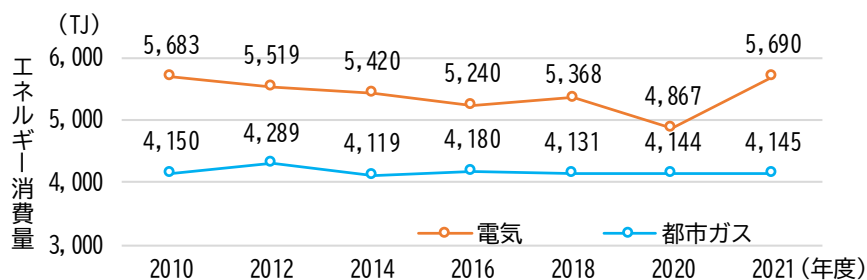


出典：・刈谷市環境都市アクションプラン
・国勢調査

③ 電気・都市ガスによるエネルギー消費量

- 本市の電気の年間エネルギー消費量は、平成22年度（2010年度）から減少傾向にあり、令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済活動の縮小等により大きく減少しました。その後、新型コロナウイルスで落ち込んでいた経済の回復等により、令和3年度（2021年度）の年間エネルギー消費量は大きく増加しました。
- 都市ガスの年間エネルギー消費量は、平成22年度（2010年度）以降、ほぼ横ばいで推移しています。
- 脱炭素化に向けて、エネルギー消費抑制のための取組を推進する必要があります。

■電気及び都市ガスの年間エネルギー消費量



出典：刈谷市資料

Point

- ④ 市民の暮らしや経済活動から生じる温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を一層強化し、推進していくことが期待されます。

4 生活環境・自然環境の改善

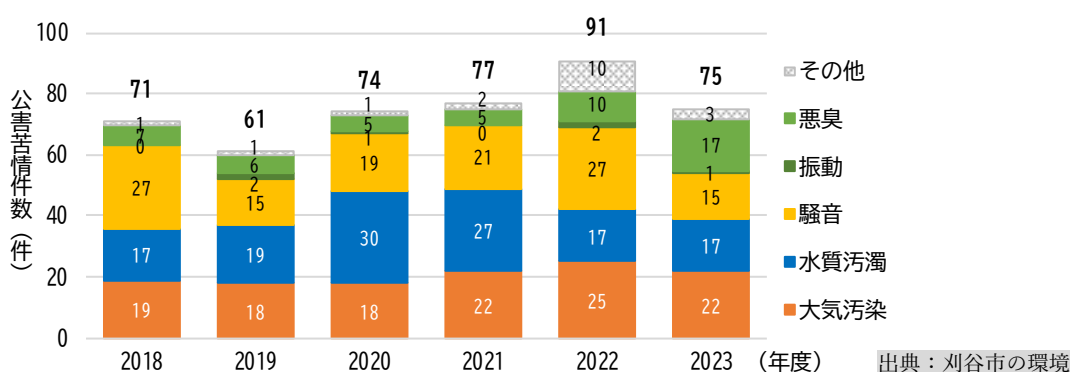
(1) 生活環境の保全

- 市内には多くの工場があり、経済活動やそれに伴う輸送が活発に行われています。
- 市民の暮らしや経済活動から発生する汚染物質や廃棄物、騒音・振動などを抑制し、安心して安全な生活環境を保全していくことが重要です。

① 公害苦情の状況

- 公害苦情の件数は、平成 31 年度（2019 年度）から令和 4 年度（2022 年度）にかけて増加傾向にありましたが、令和 5 年度（2023 年度）に減少しました。
- 令和 2 年度（2020 年度）以降は、大気汚染や悪臭に関する苦情が増えています。
- 市民の生活環境を守るため、公害苦情に適切に対応する必要があります。

■ 典型 7 公害の公害苦情件数の推移



コラム 公害

「公害」は、環境基本法により、①事業活動その他の人の活動に伴って生ずる、②相当範囲にわたる、③大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、④人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されています。③に列挙される 7 種類は「典型 7 公害」と呼ばれます。

■ 典型 7 公害



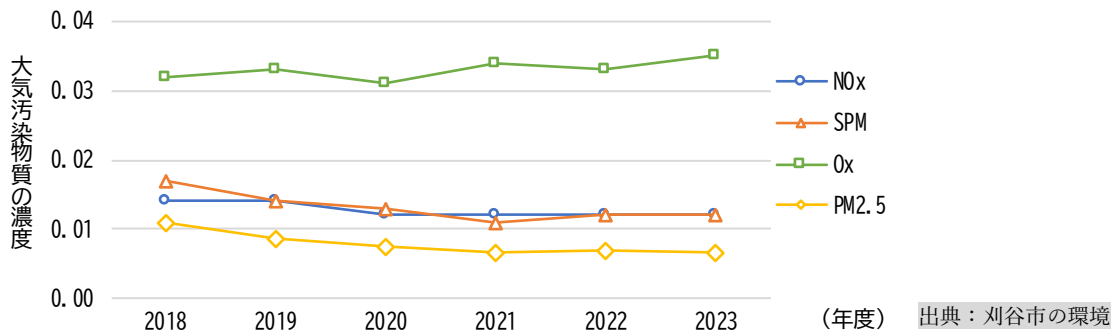
出典：総務省公害等調整委員会 「3分でわかる公害紛争処理制度」

② 大気汚染の推移

- 窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は平成 30 年度（2018 年度）以降減少傾向にあります。光化学オキシダント（O_x）は微増傾向で推移しています。
- 工場や自動車からの窒素酸化物等の排出を抑制することが重要になります。

■大気汚染物質の推移

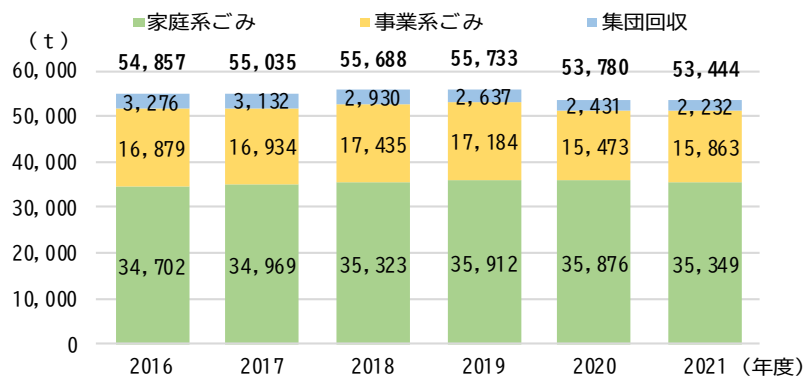
(ppm[NO_x, O_x] (mg/m³[SPM, PM_{2.5}]))



③ ごみ処理量の推移

- 本市でのごみ処理量は、平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）にかけて増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う第3次産業の縮小によって、事業系ごみの排出量が大幅に減少したため、令和2年度（2020年度）以降はごみ処理量が減少していますが、ウィズコロナへの移行とともに、今後は増加に転じる可能性があります。
- 家庭系ごみ、事業系ごみ共に、市民や事業者と連携しながらごみ排出量を削減していくとともに、ごみ焼却時の温室効果ガス発生量の抑制に努めることが期待されます。

■ごみ処理量の推移



Point

- ⑤ 市民の暮らしや経済活動によって生じる環境負荷を抑制するため、更なるライフスタイルの改善や環境技術の導入促進が求められます。

(2) 自然環境・生物多様性の保全

- 生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立つと定義されています。
- 生物多様性を脅かす特定外来生物の駆除や多様な動植物の生息・育成空間の整備に向けて、市民や事業者が生物多様性への理解や関心を高めていくことが重要です。

① 絶滅危惧種・特定外来生物

- 全国的に特定外来生物の増加が懸念されており、本市においても様々な場所で複数目撃されています。
- 生物多様性の保全に向けて多様な動植物が生息しやすい環境の整備や、市民や事業者の意識を高める取組が期待されます。

■刈谷市周辺の絶滅危惧種

分類		種数	種名
動物	両生類	2種	カスミサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル
	陸産貝類	1種	ナニワクチミゾガイ
	昆虫類	2種	ヒメヒカゲ、ババアメンボ
	クモ類	2種	カネコトタテグモ、ワスレナグモ
植物	維管束植物	26種	マメナシ、ナガバノイシモチソウ、他24種
	コケ類	1種	ウキゴケ

出典：レッドデータブックあいち 2020（愛知県）

■愛知県内で確認されている主な特定外来生物（★：条件付き特定外来生物）

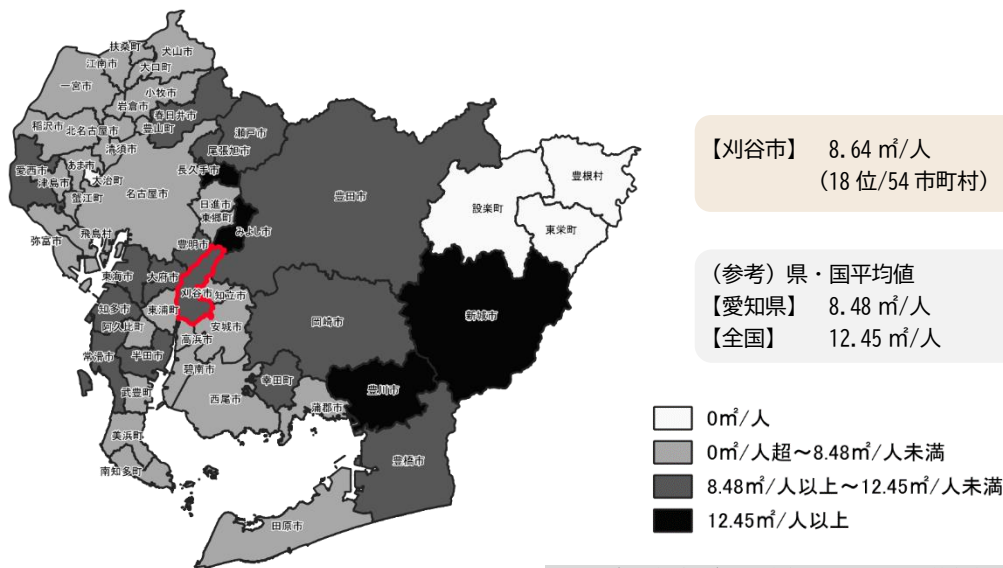
分類	種名
動物	（哺乳類）ヌートリア、アライグマ （鳥類）ソウシチョウ （爬虫類）ミシシippアカミミガメ★ （両生類）ウシガエル （魚類）カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス （クモ類）セアカゴケグモ （甲殻類）アメリカザリガニ★
植物	アレチウリ、オオフサモ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ

出典：愛知県特定外来生物対策ハンドブック（愛知県）

② 住民1人当たりの都市公園面積

- 自然環境の保全について、住民1人当たりの都市公園面積は、県内でも比較的充実していますが、全国平均には満たない状況です。身近な自然環境の充実に向けて、環境視点での都市公園の機能向上等が期待されます。

■住民1人当たり都市公園面積（2022年度末）

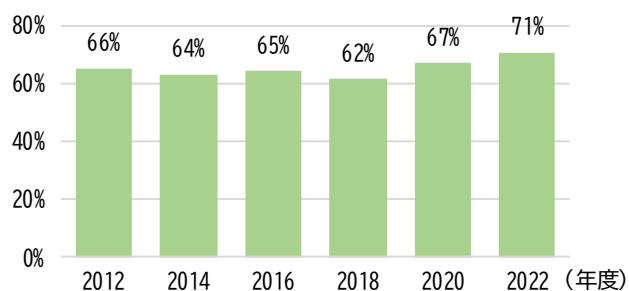


出典：(R4 年度末) 都道府県別都市公園等整備現況

③ 緑や自然を身近に感じる市民の割合

- 市民意識調査での「緑や自然を身近に感じている市民の割合」を見ると、平成24年度（2012年度）から平成30年度（2018年度）にかけて減少傾向にありましたが、令和2年度（2020年度）から増加しています。
- 事業者による、自然とふれあえる場の積極的な提供や、官民連携による環境学習の土台づくりにより、市民の環境意識を向上させることが期待されます。

■緑や自然を身近に感じることができると思う市民の割合



出典：刈谷市市民意識調査



出典：かりや環境学習ガイドブック

Point

- ⑥ 市民や事業者がより一層、自然環境や生物多様性の保全に関心を持つことができるように、自然とふれあえる場づくりや、情報発信を充実することが期待されます。

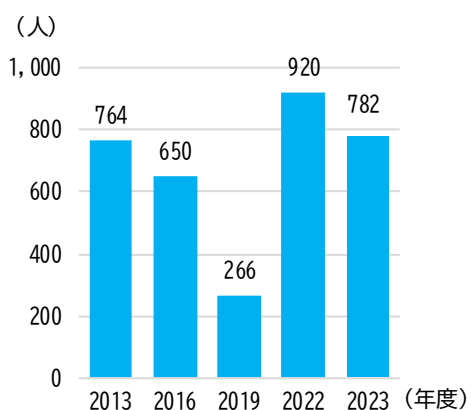
5 市民や事業者との協働

- 市民の生活環境の保全に加え、地球温暖化の緩和や気候変動への適応、生物多様性の保全など、世界的な環境問題に対応していくためには、行政が主体的に環境問題に取り組むだけでなく、市民や事業者と連携し、対策を講じていくことが期待されます。

① 環境関連講座の年間参加者数

- 本市では様々な環境関連講座を開催し、より多くの市民が環境学習に参加できる機会を増やしてきましたが、平成25年度（2013年度）以降、講座等の参加者数は減少傾向にありました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い講座の中止が続きましたが、講座の新設により令和4年度（2022年度）は参加数が増加しました。引き続き、より多くの市民の環境意識の醸成に取り組むことが期待されます。

■環境関連講座の年間参加者数



出典：刈谷市の環境

■主な環境講座（2024 年度）

- ・ かりやエコフレンドリー事業
- ・ オオキンケイギク駆除活動
- ・ 親子で川の生きもの調査
- ・ ビオトープで生きもの探し
～生態系ネットワークについて学ぼう～
- ・ 親子で作ろう！エコ料理講座
- ・ 生ごみ堆肥づくり講座
- ・ わかりやすい庭づくり講座
- ・ 薬師・下り松川の浄化活動
- ・ 「刈谷の環境」〔出前講座〕
- ・ 「SDGs（環境分野）」〔出前講座〕

② 環境配慮行動を実践できる人材の育成

- 環境関連講座の実施を推進するためには、環境教育を実践できる人材の育成が重要であるとの認識のもと、環境支援員養成講座を開催し、修了者数の増加に努めました。
- 令和3年度(2021年度)からは、年間講座としてかりやエコフレンドリー事業を開催し、環境に配慮した行動を実践する市民の増加に努めています。
- より効果的で実践的な手法を検討し、取り組んでいくことが期待されます。

■エコフレンドリー事業での講座の内容

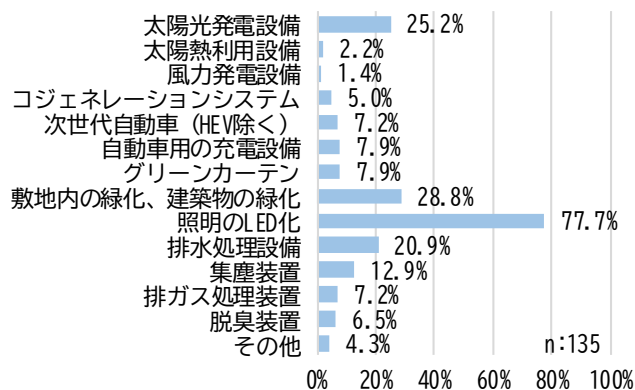
講座	内容
開講式 地球温暖化講座 ～地球環境について考えよう～	1年間の説明と環境カウンセラーから地球温暖化について学ぶ
施設見学ツアー ～SDGs を体験しよう～	ガスエネルギー館の見学
生物多様性講座 ～生物の多様性について学ぼう～	民間企業のビオトープで生物多様性について学ぶ
環境講演会 ～SDGs を学ぼう～	SDGs の環境分野についての講演会に参加
エコ料理講座 ～エコな調理法を学ぼう～	環境にやさしい調理や後片付けなど、家庭でできるエコな食生活を学ぶ
閉講式 ～1年を振り返って、今後に活かそう～	1年間の振り返りや認定証および記念品の贈呈

出典：刈谷市ホームページ

③ 企業の環境関連活動

- 市内の企業で太陽光発電や省エネ機器の導入など、地域の脱炭素化への取組が進められています。
- 市が開催している様々な環境講座について、市内の企業と協働で実施しています。また、「産学官民」の連携による生態系の保全活動が進められています。

■ 環境関連設備の導入状況



出典：令和5年事業者（団体）アンケート調査結果

■産学官民の連携による活動 (ミシシippアカミミガメ駆除活動)



出典：刈谷市ホームページ

Print

- ⑦ より多くの市民が環境問題に関心をもち、積極的な環境配慮行動を実践できるように、参加機会の増加や情報発信を充実することが期待されます。

6 市民アンケート調査による分析

- 本計画の策定に先立ち、第2次計画策定当初からの市民の環境意識の変化や、新たな環境問題への関心の高さ等を把握するため、令和5年（2023年）11月に市民へのアンケート調査を実施しました。

項目	概要
調査方法	18歳以上の刈谷市内在住の市民を対象として無作為抽出し、郵送で調査票を発送。調査票記載のURL・二次元バーコードからのwebフォームでの回答、または郵送返信による回収。
発送数	1,000件
回収数	545件（回収率54.5%） うちweb回答：231件、 郵送返信：314件 参考 平成25年（2013年）調査（郵送返信による回収）：384件（回収率38.4%）

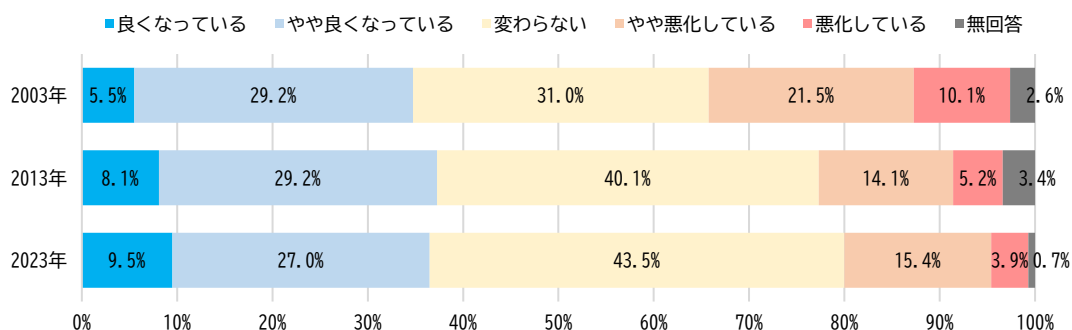
（1）地域環境への意識や関心

- 第2次計画策定時から、近年の地域環境に変化を感じていない市民の割合は多くなっていますが、市の環境に関する取組の評価については、多くの分野で満足度が高まっています。

① 地域環境の状況についての実感

- 地域環境が「良くなっている」「やや良くなっている」と回答した人は約4割で、平成15年（2003年）調査から大きな変化は見られませんでした。また、「変わらない」と回答した人の割合は増加傾向にあります。

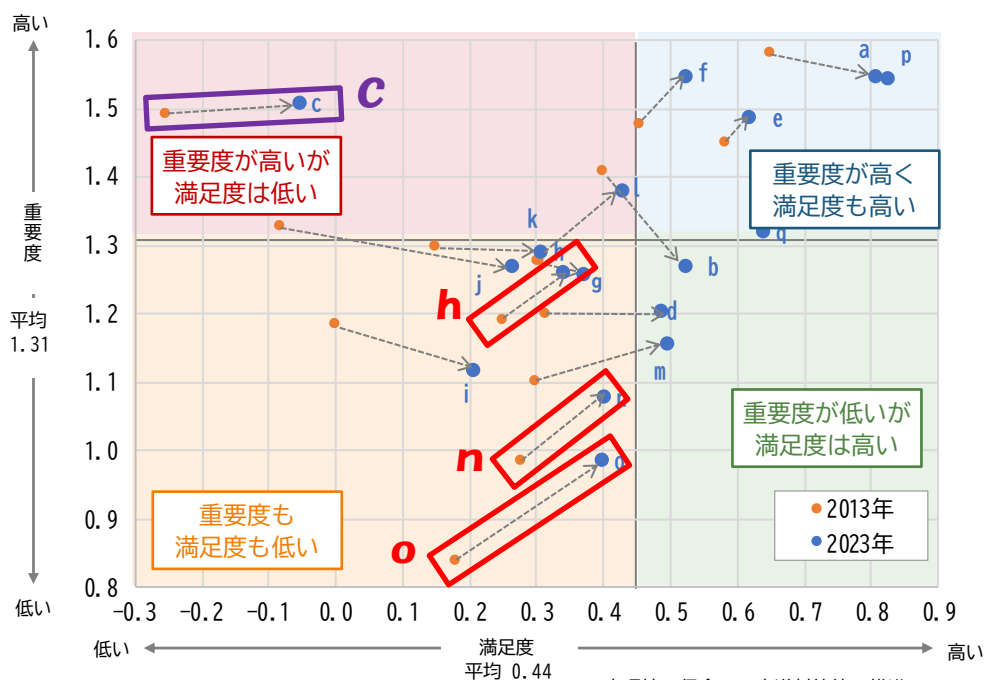
■ 近年の地域環境の状況についての実感



② 環境保全に関する市の取組の評価（満足度と重要度）

- 平成25年（2013年）から令和5年（2023年）の変化を評価すると、全体的に取組に対する満足度が高まっている状況にあります。
- 環境保全の取組を「満足度」と「重要度」の視点でみると、「c まちづくりや交通面における環境配慮」は重要度が高い一方で、満足度が特に低い状況にあります。
- 重要度が高まっている主な取組を見ると、「h 環境に配慮した産業活動・農業の促進」や「n 連携と取組の組織化」、「o 環境関連の情報発信」となり、これらの一層の推進が期待されます。

■環境保全に関する市の取組の評価（満足度と重要度）



※満足度、重要度を得点化し、相加平均を求めています。

【満足度】	「満足」	= 2
	「やや満足」	= 1
	「やや不満」	= -1
	「不満」	= -2

【重要度】	「重要」	= 2
	「やや重要」	= 1
	「あまり重要でない」	= -1
	「重要でない」	= -2

- a 水環境の保全、下水道対策等の推進
- b 大気環境の保全
- c** まちづくりや交通面における環境配慮
- d その他の公害対策等（騒音、振動、悪臭 等）
- e 循環型社会の構築
- f 廃棄物の適正処理の推進
- g 環境に配慮した市民生活の促進
- h** 環境に配慮した産業活動・農業の促進
- i エネルギー対策の推進
- j 水辺環境の保全
- k 緑化の推進
- l 自然豊かな公園の整備
- m 環境教育・学習の推進
- n** 連携と取組の組織化
- o** 環境関連の情報発信
- p 風水害等防災対策の推進
- q 暑熱対策の推進

新規追加項目

Point

- ⑧ 重要度の高さに対して満足度が低くなっているまちづくりや交通など都市基盤の環境配慮が期待されます。
- ⑨ 重要度が高まっている市民・事業者との連携の強化に資する情報発信や具体的な取組を推進することが期待されます。

(2) 環境活動の実践と意向

- 環境問題への関心の高まりに対して、実際に環境保全活動に取り組んでいる市民は少ないため、取組に参加しやすい環境を整え、情報を発信していく必要があります。

① 環境保全活動への取組状況と意向

- 環境保護団体や地域の団体による環境保全活動への取組状況では、市民の72%が「取り組んだことがない」としています。
- 将来的な意向として「取り組みたい」とする市民が61%と多く、今まで取り組んだことがない市民でも、環境保全活動への取組意識は高い状況です。
- 環境問題への関心の高まりに対して、実際の行動には繋がっていないことから、将来的な取組意識が高い市民が取組に参加しやすい環境を整えることが期待されます。
- 将来的な意向として「取り組みたくない」とする市民に対しても、取り組みたいと感じられるような環境保全活動を検討していくとともに、意識啓発を行っていくことが期待されます。

■団体による環境保全活動への「現在の実施状況」と「将来の実施意向」（2023年）

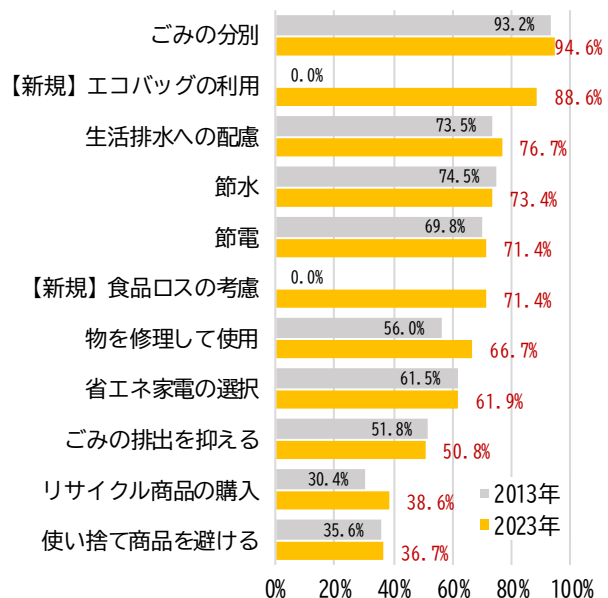
		将来の実施意向		現状の小計
		取り組みたい	取り組みたくない	
現在の 実施 状況	取り組んだことが【ある】	132 件 (26%)	11 件 (2.1%)	143 件 (28%)
	取り組んだことが【ない】	183 件 (35%)	191 件 (37%)	374 件 (72%)
将来の小計		315 件 (61%)	202 件 (39%)	517 件 (100%)

※表中の値は無回答を除いて集計したものです。

② 環境に良い取組の実施状況

- 個人で行う環境に良い取組の実施状況について「ごみの分別」「エコバッグの利用」など、比較的取り組みやすい、家計面でメリットのある取組を実践する人が多い傾向です。
- 第2次計画策定時の平成25年（2013年）調査と比べると、「物を修理して使用」や「リサイクル商品の購入」が増加しています。
- 令和5年（2023年）調査で新たに追加した「食品ロスの考慮」をしている人は71.4%で、比較的实施率が高い取組であると言えます。

■環境に良い取組の実施状況
（2023年調査において実施率の高い上位10位）



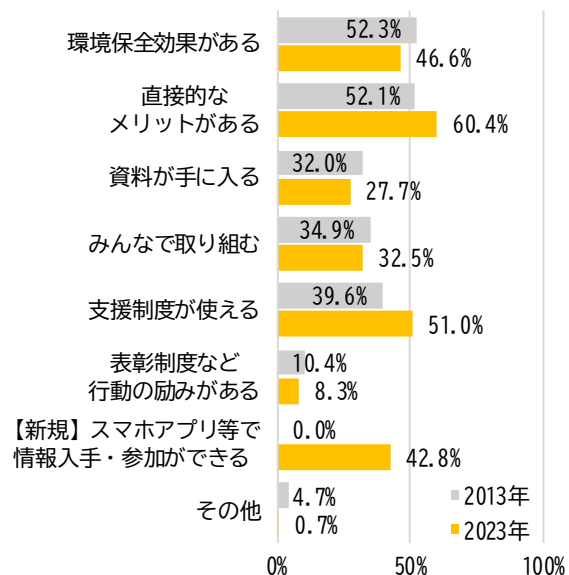
※各取組を「いつも行っている」又は「だいたい行っている」と回答した人の合計

【新規】は令和5年（2023年）調査での新規追加項目

③ 環境に良い取組の実施に必要なこと

- 環境に良い取組の実施に必要なことでは、「直接的なメリットがある」「支援制度が使える」など、費用面に関することの割合が高くなっており、平成25年（2013年）調査と比べても特に増加しています。
- 令和5年（2023年）調査で新たに追加した「スマホアプリ等で情報入手・参加ができる」ことも実施に必要なことと認識されています。
- 環境に良い取組を実施しやすくするために、スマホアプリ等を活用した仕組みづくりや情報発信が必要です。

■環境に良い取組を積極的に取り組むために必要なこと



【新規】は令和5年（2023年）調査での新規追加項目

Point

- ⑩ 環境問題への意識の高まりに対して、実際の行動に繋がっていない状況を打破するため、環境配慮行動に取り組みやすい仕組みづくりや関心を高めるための情報発信が期待されます。

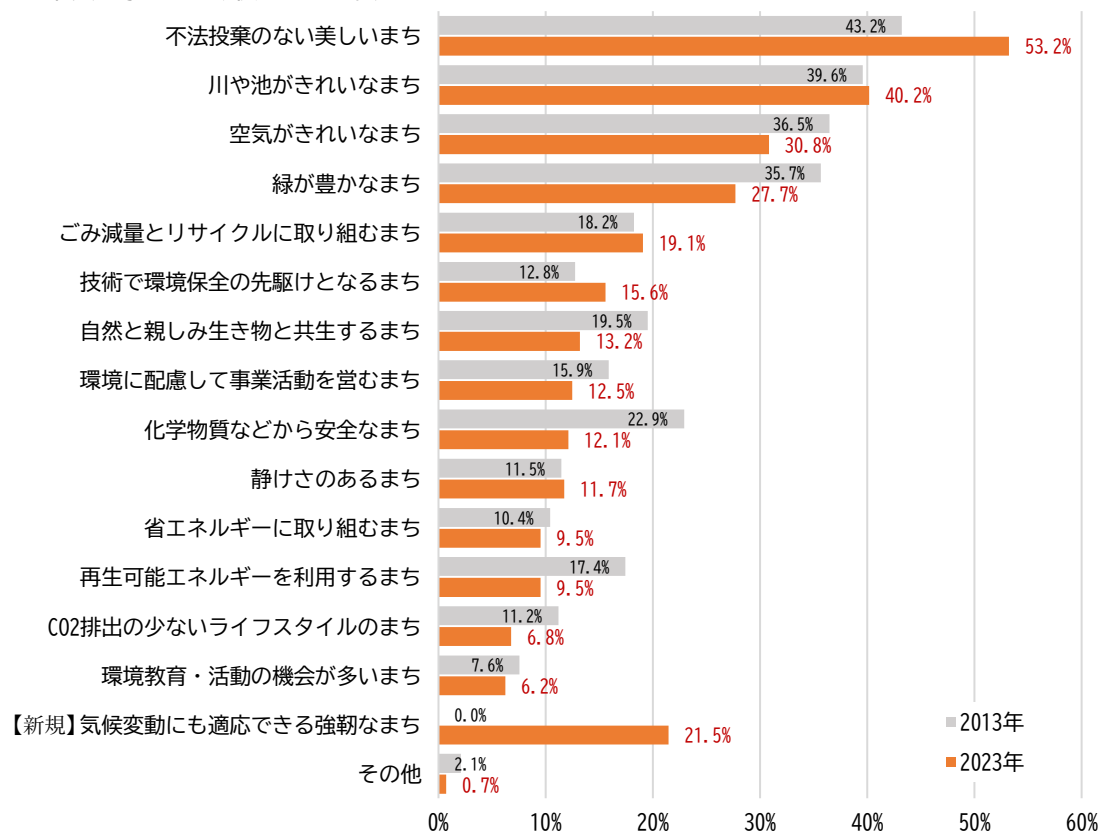
(3) 将来の刈谷市の環境への期待

- 市民の安心で安全な暮らしを守るうえで、行政が主体となって実施する生活環境の保全や、災害対策としての環境整備などが重要視されています。

① 今後の刈谷市の環境

- 環境分野で望む今後のまちの姿では、「不法投棄のない美しいまち」や「川や池がきれいなまち」、「空気がきれいなまち」が上位にあげられています。
- 令和5年（2023年）調査で新たに追加した「気候変動にも適応できる強靱なまち」の回答が多くなっています。
- 市民の生活環境の質を高めていくとともに、災害への不安なく安心して暮らせる環境整備が期待されます。

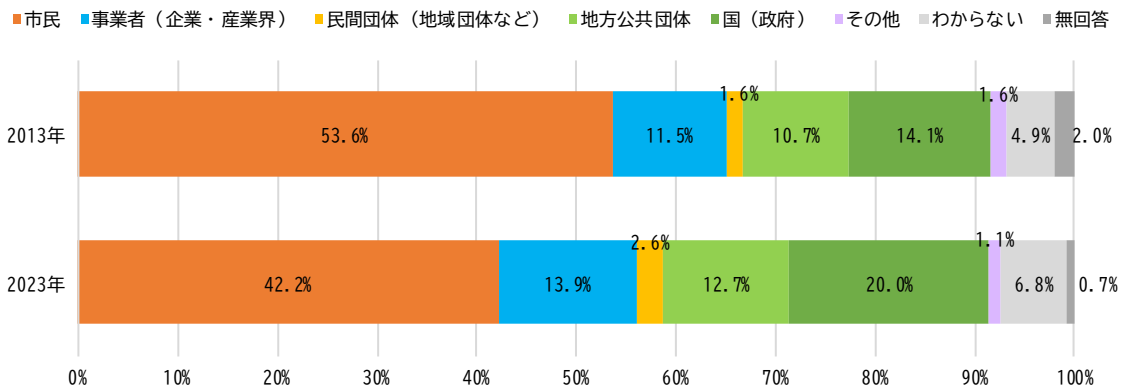
■環境分野で望む今後のまちの姿



② 環境を守るうえで重要だと思う主体

- 環境を守るうえで最も重要な役割を担う主体として、過去からの変化を見ると、国や地方公共団体等の「行政」が主体的に関わることの期待が高まっています。
- その中にあっても、「市民」や「事業者」の取組が重要とする意見も半数以上を占めています。
- 環境問題には、行政と市民・事業者がそれぞれの立場でできることに取り組むことが必要です。

■環境を守るうえで最も重要な役割を担う主体



Point

- ⑪ 市民の生活環境の質を高めていくとともに、災害への不安なく安心して暮らせる環境の整備が期待されます。
- ⑫ 行政・市民・事業者が連携し、それぞれの立場で主体的に環境問題へ取り組むことが期待されます。

7 事業者（団体）アンケート調査による分析

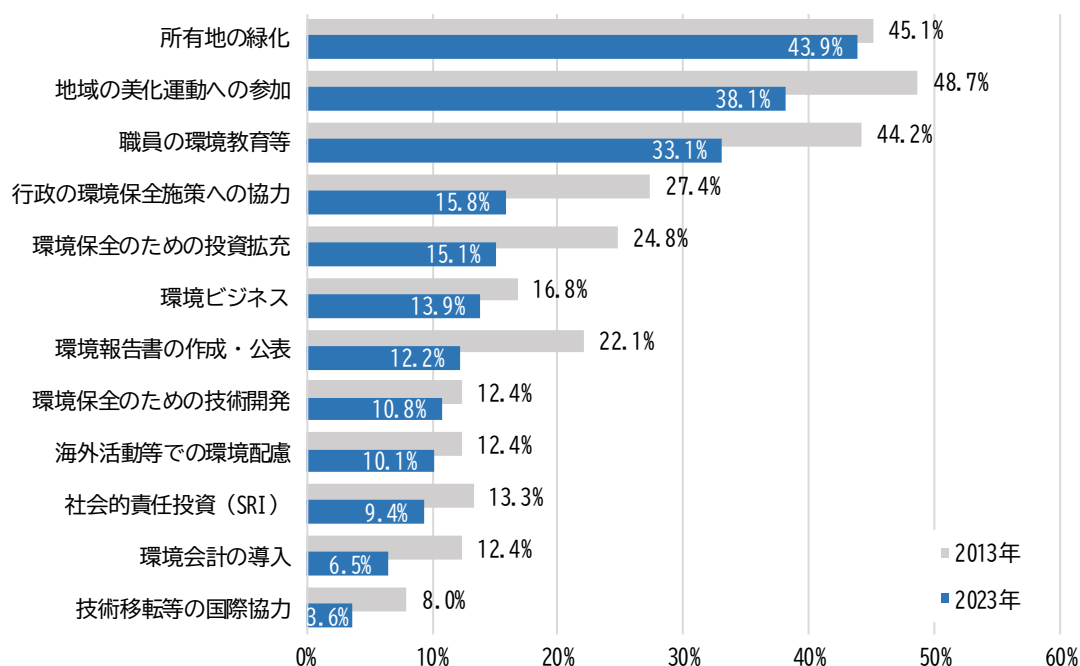
- 本計画の策定に先立ち、第2次計画策定当初からの事業者の環境意識の変化や、新たな環境問題への関心の高さ等を把握するため、令和5年（2023年）11月に事業者へのアンケート調査を実施しました。

項目	概要
調査方法	市内に拠点を置く事業者（団体）に郵送で調査票を発送。 調査票記載の URL・二次元バーコードからの web フォームでの回答、または郵送返信による回収。
発送数	300 件
回収数	139 件（回収率 46.3%） うち web 回答：61 件、 郵送返信：78 件 参考 平成 25 年（2013 年）調査（郵送返信による回収）：113 件（回収率 37.7%）

① 環境保全活動の実施状況

- 市内で活動する事業者の環境保全活動の実施状況では、平成25年（2013年）調査と同じく「所有地の緑化」や「地域の美化運動への参加」、「職員の環境教育等」が上位となっています。
- 全ての項目で環境保全活動を実施している事業者は減少しています。中でも「行政の環境保全施策への協力」や「環境保全のための投資拡充」といった、負担の大きな活動への取組が減っている状況にあります。

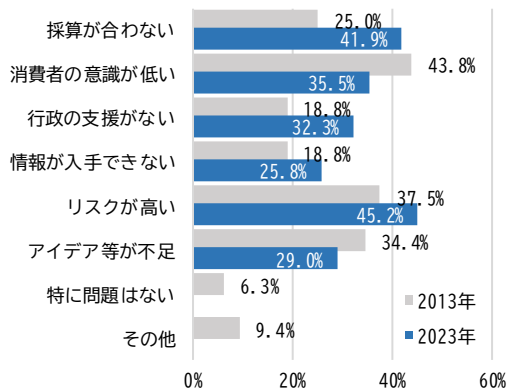
■ 環境保全活動の実施状況



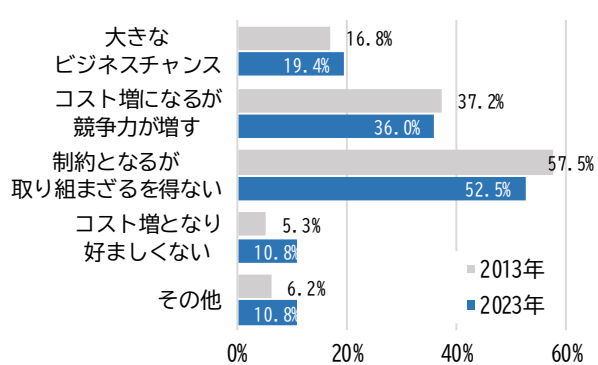
② 環境活動の推進への課題

- 環境活動の実施における課題では、平成25年（2013年）調査に比べて「採算が合わない」「リスクが高い」ことだけでなく、「行政の支援がない」「情報が入手できない」ことを問題視する事業者が増えています。
- 環境活動による事業活動への影響として、「制約となるが取り組まざるを得ない」の意見が多く、「コスト増となり好ましくない」とする意見が平成25年（2013年）調査より2倍以上に増えています。
- 環境活動の推進をマイナスとして捉える事業者がいる中、経済活動と環境活動の両立のための支援や情報発信が期待されます。

■環境ビジネスの実施における課題



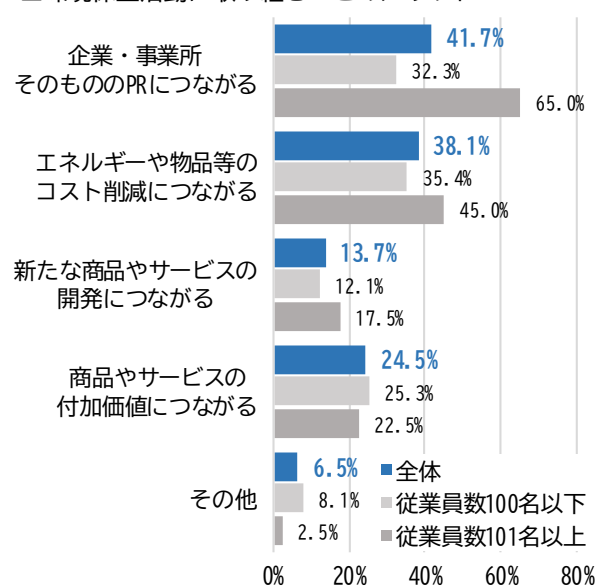
■環境問題の取組による事業活動の影響



③ 環境保全活動に取り組むメリット

- 環境保全活動に取り組む事業者のメリットとして、「企業、事業所そのもののPRにつながる」や「エネルギーや物品等のコスト削減につながる」と回答した事業者がそれぞれ4割程度であり、特に従業員数の多い企業が重要視しています。
- 従業員数100名以下の企業では、「商品やサービスの付加価値につながる」として、新たなビジネス面でのメリットが大きいと考えている傾向があります。

■環境保全活動に取り組むことのメリット



Point

- ⑬ 事業者の環境活動の推進に向けた投資が減りつつあり、将来の投資にも消極的な意見が多い中で、積極的な活動参加につながる支援や情報発信が期待されます。

8 「これから」に向けた課題

- 本市では、市民や事業者の環境に対する興味関心は高い一方で、費用面や時間面での負担の大きい活動が進みにくい状況にあり、省エネやリサイクルなど身近に取り組みやすい活動が中心となっています。
- 生活環境の保全が引き続き重要となることに加え、脱炭素化に関する国や県の目標の達成や生物多様性の保全に対する重要性が高まる中で、市民・事業者と行政が連携して、市内で活動する「みんな」の力を結集し、取り組んでいくことが期待されています。

課題① 低炭素化から【脱炭素化】へ

地球温暖化の緩和に向けて、活動で生じる温室効果ガス排出量の縮小を目指す「低炭素社会」の実現から、2050年に完全に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現に、大きく舵取りが変わりました。

国や県、市の脱炭素化に向けた目標を達成するためには、行政だけでなく、市民や事業者と連携して環境保全活動に取り組む必要があります。連携した活動に向け、市民や事業者にとってもメリットのある活動を支援していくことが重要です。



課題② 安心安全で持続可能な【生活環境】の保全

本市では、市民や事業者が活発に活動し、まちの活力を生み出している一方で、それに伴う大気汚染や廃棄物処理の問題への対応が必要となっています。

市民の生活を守るため、大気・水辺環境などのモニタリング、適正な廃棄物処理体制の整備等を徹底するとともに、市民のライフスタイルの改善や事業者の環境関連技術の導入促進など、多面的な観点から安心・安全で、きれいな住みやすいまちづくりを目指す必要があります。



課題③ 人と自然がつながり共生する【生物多様性】の保全

本市の市街化区域には、住宅、商業、工業等の建物が多く立地していますが、市街化区域外では、豊富な水資源と、肥沃な土壌を活かした農地が広がり、河川や農地において多様な生態系が形成されてきました。

近年では、既存の生態系を脅かす外来種が複数目撃されているものの、実態の把握や駆除が十分にできていないため、現状の把握を含め、生物多様性の保全に関する取組を進めることが重要です。



課題④ 市民や地元企業と連携した一層の【参加・協働】の環境の充実

上記に挙げた【脱炭素化】【生活環境】【生物多様性】の諸課題の改善に対して、行政への期待が高まる一方で、実際に施策を実施していくためには、市内で活動する市民や事業者の協力が必要不可欠です。

環境保全活動に取り組むことによる、市民の暮らしや経済活動における具体的なメリットを示すことで、市民や事業者の協働を推進することが重要です。



第3章 計画の基本方針



この章では、これからの課題に対応しつつ、本市の環境将来像をどのように描き、その実現に向けて、どのような方針で取り組むのかについて、本市の考え方を示しています。

特に重要な取組は「重点施策」として示しています。

1 将来像と基本方針

(1) 計画の将来像

環境将来像

みんなで紡ぐ 人と自然が調和するまち かりや

- 本市の第8次総合計画では、将来都市像を「人が輝く 安心快適な産業文化都市」と定め、令和24年（2042年）までに、魅力あるまちづくりを進めていく方向性が示されています。
- 刈谷市環境基本条例では、基本理念を次のとおり掲げています。

刈谷市環境基本条例の基本理念

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を確保しつつ、将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が調和し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、日常の生活活動や事業活動に密接にかかわっていることに考慮して、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。

- 地球温暖化の進行や、それに伴う気候変動の影響が拡大しつつあり、生物多様性の保全等の新たな課題が見られる中で、これまで以上に市民、事業者と行政が手を取り合い、まちの発展と自然環境の保全が両立した、未来の環境将来像を位置付けることが必要です。
- 市内で暮らし、活動し、環境保全に向けて取り組む市民・事業者・行政を「みんな」と表現し、未来の子ども世代、孫世代に、「人と自然が調和したまちを紡いでいく」という想いを込めて、本計画の環境将来像を設定しました。

(2) 計画の基本方針

- 環境将来像の実現に向けて、第2次計画を継承しながら、これからの課題に適切に対応するため、4つの課題それぞれに対応した基本方針を設定しました。

基本方針の実現に向けて、特に重要な施策を位置付けています。

施策ごとの具体的な取組内容については、第4章をご覧ください。



方針 1

脱炭素化を目指す ～2050年カーボンニュートラルに向けて～

地球温暖化を緩和するための2050年カーボンニュートラルを目指し、市民・事業者・行政が連携して、地域の脱炭素化に取り組みます。

脱炭素化と地域の活性化や産業の発展が両立できるよう、省エネ・再エネ機器の導入や脱炭素型ライフスタイルを推進します。

施策1-1 事業者の脱炭素化

重点

施策1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進

施策1-3 クリーンエネルギーの活用

方針 2

生活環境を保全する ～安心安全な生活環境の確保～

大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害問題について、モニタリング等を適切に実施するとともに、環境保全協定などの事業者との連携により、生活環境保全のための取組を推進します。

ごみの削減や3Rの推進などについて、市民や事業者に啓発を行うとともに、廃棄物の適正な処理体制の維持に努めます。



施策2-1 生活環境の状況把握・啓発

施策2-2 生活環境保全のための基盤整備

重点

施策2-3 3Rと適切なごみ処理の推進

方針 3

生物多様性を保全する ～在来生態系の未来への継承～

(刈谷市生物多様性地域戦略)

市内の生物多様性を保全するために、動植物の生息・生育環境となる緑地やため池等の環境保全に努めます。

市民・事業者・行政のそれぞれが身近な自然環境を保全することの重要性を理解し、保全活動に取り組めるよう、情報提供や活動の支援を行います。

施策3-1 生態系の保全

重点

施策3-2 緑地・水辺環境の保全

施策3-3 農地の保全



方針 4

みんなで育む ～パートナーシップによる将来像の実現～

環境の問題は、地球温暖化などの世界規模の問題から、ごみや騒音などの地域規模の問題など多岐に渡るため、市民・事業者・行政の連携が重要です。

各主体が、環境問題の重要性を理解し、取組に参加できるような情報提供や意識啓発、主体間の連携支援を行います。

施策4-1 市民への環境教育・啓発

施策4-2 市民・事業者との連携

重点

施策4-3 市町村を超えた連携

2 評価指標



- 計画の進捗管理において達成状況の評価を行うための「評価指標」を設定します。

方針1 脱炭素化を目指す ～2050年カーボンニュートラルに向けて～

評価指標① 二酸化炭素排出量の削減率（対2013年度比）

カーボンニュートラルの実現状況を分かりやすく表現し、脱炭素化への道筋を明確にするため、二酸化炭素排出量の削減率（対2013年度比）を設定します。

産業部門、家庭部門、運輸部門等における発生状況をモニタリングしていきます。

基準値(2021年度)

2013年度比
18.5%減

目標値(2034年度)

2013年度比
58.4%減

※刈谷市環境都市アクションプラン [令和6年改訂版]

評価指標② 公共交通が利用しやすいと感じる市民の割合

日々の暮らしや事業者の経済活動において、自動車への依存傾向が強くなっています。

公共交通の利便性を高め、過度に自動車に依存せず環境にやさしい交通体系を目指します。

基準値(2024年度)

59.6%

目標値(2034年度)

62.8%

※第8次刈谷市総合計画

方針2 生活環境を保全する ～安心安全な生活環境の確保～

評価指標③ 大気・水質・騒音等における環境基準の達成状況

本市では過去に大気汚染・水質汚濁、騒音など様々な公害問題等が発生していましたが、現状では大気（光化学オキシダント）が主な未達成項目となっています。

今後、全項目での目標達成を目指し生活環境の保全に取り組んでいきます。

基準値(2023年度)

大気（光化学オキシダント）
以外達成

目標値(2034年度)

**全項目
達成**

評価指標④ ごみの年間排出量

リサイクルの推進や、不要なものを受け取らない考え方を浸透させて、ごみの年間排出量を削減し、ごみとして処理せざるを得ないものを可能な限り減らしていきます。

3Rなど市民や事業者の身近なテーマで取り組むことで、市全体のごみの排出量を削減します。

基準値(2021年度)

53,444t/年

目標値(2034年度)

51,337t/年

※刈谷市一般廃棄物処理基本計画



方針3 生物多様性を保全する ～在来の生態系の未来への継承～

(刈谷市生物多様性地域戦略)

評価指標⑤ 施設緑地面積

本市の自然生態系の基盤となる「緑」の量を未来に向けて残し、増やしていくための目標として、施設緑地面積を設定します。

緑の量を増やし、また二酸化炭素の吸収源として適切に管理していくことで、気候変動による生物多様性への影響の緩和を図ります。

基準値(2022年度)

244ha

目標値(2034年度)

260ha

※第3次刈谷市緑の基本計画

評価指標⑥ 市内における西三河生態系ネットワーク協議会への参加団体数

生物多様性の保全を着実に推進するためには、実態把握と、適切な環境保全活動が必要です。

実態把握や環境保全活動の実施は、行政だけでは難しい取組であるため、環境保全活動団体等との連携を強化していきます。

基準値(2023年度)

4団体

目標値(2034年度)

8団体

方針4 みんなで育む ～パートナーシップによる将来像の実現～



評価指標⑦ 環境配慮行動に心がけている市民の割合

脱炭素化、生活環境の保全、生物多様性の保全の取組は、行政だけでは目標の達成が困難であり、市民との連携が重要です。

環境教育等の、市民の環境保全への関心を高める取組を通じ、市民の意識向上を図ります。

基準値(2024年度)

86.6%

目標値(2034年度)

88.2%

※第8次刈谷市総合計画

評価指標⑧ 環境に関する講座や講演会・イベントの年間参加者数

より多くの市民が環境保全に関心を持てるよう、環境講座の開催やイベント等での意識啓発を行います。

事業者の取組とも連携しながら、市民に対して講座等への参加機会の周知啓発を行います。

基準値(2023年度)

873人

目標値(2034年度)

2,000人

3 市民・事業者・行政の役割

- 本市が掲げる環境将来像の実現を目指し、基本方針に位置付けた施策を着実に推進していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に行動しながら、相互に連携して取り組んでいく必要があります。
- 環境保全に取り組んでいく際の、各主体に想定される役割について、以下にまとめました。

市民の役割

日々の暮らしの中で、脱炭素化、生物多様性など、環境のことに関心を持ち、環境保全につながる活動を実践していくことが求められます。

環境に関する情報収集や、事業者や行政の取組に積極的に参加するなど、できることから始めることが大切です。

- ◎ 環境への関心を高めて、積極的に環境保全活動等に参加する
- ◎ 自分たちの暮らしの中で、できることから実践していく
- ◎ 市内で行われている事業者や行政の取組への協力に努める



事業者の役割

それぞれの事業活動の中で、環境保全につながる活動を実践し、環境経営にも積極的にチャレンジしていくことが求められます。

事業者としての社会貢献の観点からも、自社の環境技術や取組を活かし、経済活動と環境保全活動の両立に取り組んでいくことが大切です。

- ◎ 環境経営に取り組むことのメリットを意識し、脱炭素化等に積極的に取り組む
- ◎ 行政の取組を理解し、事業者として連携できることに積極的に取り組む
- ◎ 社会貢献事業として環境活動に関わっていく

行政の役割

環境保全活動が計画的に、着実に推進できるように、市の環境目標や具体的な取組を明確化し、先導していくことが求められます。

計画目標の達成は、市民、事業者の協力無くして実現できないことを意識し、市として積極的に市民や事業者の取組を支援していきます。

- ◎ 市民が参加しやすい環境施策の実施
- ◎ 事業者と連携した環境施策の実施
- ◎ 市民や事業者との情報共有の推進
- ◎ 市民や事業者の参加・協議の推進

第 4 章 具体的な施策



基本方針 1 脱炭素化を目指す

1-1 事業者の脱炭素化

重点



産業文化都市として、事業者と連携しながら重点施策として取り組んでいきます。

- 事業者の省エネルギー設備等の導入や環境経営への転換を支援し、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減を目指します。
- 行政は先導的な役割として、公共施設への省エネルギー設備等の導入を推進するとともに、導入効果を発信していきます。

関連する
主なゴール



A 事業所の環境性能の向上

- 事業活動による温室効果ガス排出量の削減を図りながらも、事業者の持続的な経営や産業の発展のためには、事業活動の活発化も重要です。
- 事業活動の活発化と温室効果ガス排出量の削減を両立するためには、事業所の環境性能を向上させ、事業活動量あたりの温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。
- 環境性能を高める設備の導入支援のほか、設備導入のきっかけとなる省エネルギー診断の受診促進に取り組めます。

主な事業内容

- 1 事業用脱炭素促進設備導入費補助制度
- 2 省エネルギー診断の啓発

コラム 省エネルギー診断

省エネルギー診断とは、専門家が事業所のエネルギー使用状況や設備の使用状況、運転管理状況等を調査・分析し、それぞれの事業所に適したエネルギーやコストの削減方法、省エネ設備への更新や再生可能エネルギー発電設備の導入などの提案が記載された報告書が発行されるものをいいます。

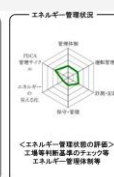
■省エネ診断の流れ



①現地診断



②報告書作成



③診断結果説明会

1-1 事業者の脱炭素化

B 事業者の環境経営の推進

- 事業者による環境経営は、エネルギー利用の効率化や廃棄物の削減につながり、環境負荷の軽減とコストの削減を両立することができます。また、環境負荷の少ない製品の開発やサービスの提供は、会社の企業価値を高めていきます。
- 環境経営への転換は大きな投資や人材育成等が必要となり、導入を困難と考える事業者も多いことから、支援制度や取組事例等の情報を収集・発信することで、環境経営への転換を推進します。

主な事業内容	
3	中小企業向けセミナー等の実施
4	新産業技術開発支援補助制度

コラム 環境経営

環境問題に取り組み、社会的責任を果たしながら、事業者自身の企業価値も高めていく経営を言います。メリットとして、企業イメージの向上や、新たなビジネスチャンスの創出、投資家の評価の向上等がありますが、そのための投資や人材育成等が課題として挙げられます。

■環境経営レポート（エコアクション 21）

環境マネジメントシステムの一つである「エコアクション 21」では、登録企業から報告される環境への取組の結果を「環境経営レポート」としてまとめ、公表しています。

C 公共施設の環境性能の向上

- 事業者による環境性能を高める設備の導入や環境経営への転換を推進するためには、実際に取り組んだ場合の効果を示し、事業者の抱える不安を解消する必要があります。
- 公共施設におけるZEB化や省エネルギー設備の導入に加えて、環境に配慮した行政運営を推進し、その実施効果を発信していきます。

主な事業内容	
5	公共施設における省エネルギー設備等の率先導入
6	公共施設の ZEB 化の推進

基本方針 1 脱炭素化を目指す

1-2

環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 次世代自動車への転換や公共交通の利用促進等により、運輸部門での温室効果ガス排出量の削減を目指します。
- 省エネルギー住宅の普及等により脱炭素型ライフスタイルが実現できるまちづくりを進め、民生家庭部門での温室効果ガス排出量の削減を目指します。

関連する
主なゴール



A 次世代自動車の普及促進

- 本市では、市民の暮らしや経済活動に伴う移動手段が自動車に偏っており、当面は自動車への依存傾向が続くと考えられます。
- 自動車利用に伴う温室効果ガス排出量を抑制するためには、電気自動車や燃料電池自動車など、次世代自動車の普及がカギとなります。
- 次世代自動車の購入補助や、充電インフラの整備により、次世代自動車の普及を促進します。

主な事業内容

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 次世代自動車購入費等補助制度 |
| 2 | 公用車の次世代自動車への更新 |
| 3 | 公共施設における EV・PHEV 充電スタンドの適切な管理 |

コラム 次世代自動車

次世代自動車とは、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）等の、二酸化炭素排出量が少ない、環境に配慮した自動車を言います。

国では、令和12年（2030年）までに、新車販売台数の50～70%を次世代自動車とする目標を掲げています。



電気自動車（EV）



燃料電池車（FCEV）



プラグインハイブリッド
自動車（PHEV）

1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進

B 自動車に偏る移動手段の分散化

- 本市では、自動車と公共交通、自転車、徒歩などを賢く使い分けるライフスタイルである「エコモビリティライフ」を推進しています。
- 本市の地域公共交通計画（右図）では、鉄道やバス等、まちの価値を高める公共交通の充実と利用促進を進めています。
- 歩行者や自転車の安全で快適な通行空間の確保を推進します。



主な事業内容

- | | |
|---|--------------|
| 4 | 公共交通の充実と利用促進 |
| 5 | 歩きやすい道路空間の整備 |
| 6 | 自転車の活用促進 |

C 脱炭素型ライフスタイルが実現できるまちづくりの推進

- 日常生活の脱炭素化に向け、環境性能が高い住宅や温室効果ガスの排出量削減に資する建築物への切替を促進します。
- 市街地において居住地及び都市機能を集約化し、コンパクトなまちづくりを推進することで、移動やエネルギー利用の効率化を図ります。

主な事業内容

- | | |
|---|----------------|
| 7 | 省エネルギー住宅の普及・啓発 |
| 8 | 市街地再開発事業等の推進 |

基本方針 1 脱炭素化を目指す

1-3 クリーン エネルギー の活用

- カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギー由来の電力供給や、市民による環境に優しいエネルギーの活用促進を目指します。
- 行政は先導的な役割として、公共施設における再生可能エネルギー由来の電力への切替を推進します。

関連する
主なゴール



A クリーンエネルギー活用のための基盤整備

- 公共施設において、刈谷知立みらい電力（株）から供給される再生可能エネルギー由来の電力の活用を推進し、その実施効果を発信していきます。
- 水素エネルギーの普及促進に向け、事業者や市民に対し水素供給インフラの情報を発信していきます。

主な事業内容

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 公共施設への再生可能エネルギー由来の電力供給 |
| 2 | 水素ステーションの周知・啓発 |

B 建物におけるクリーンエネルギー活用の推進

- 住宅への省エネルギー設備等の設置を支援することで、市民が行う省エネルギー・創エネルギー・蓄エネルギーの取組を推進し、環境保全に対する意識の向上を図ります。
- 公共施設への太陽光発電設備の導入を推進し、その実施効果を発信していきます。

主な事業内容

- | | |
|---|----------------------|
| 3 | 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 |
| 4 | 公共施設における太陽光発電設備の率先導入 |

基本方針 2 生活環境を保全する

2-1 生活環境の 状況把握・ 啓発

- 法や条例等に基づき、適切な環境調査を継続的に実施していきます。
- 騒音等の公害問題について、国や県等と連携し、適切に対応するとともに、事業者へ環境保全に関する指導や支援を行います。

関連する
主なゴール

3 すべての人に
健康と福祉を

6 安全な水とトイレ
を世界中に

11 住み続けられる
まちづくりを

12 つくる責任
つかう責任

A 環境調査の継続的な実施

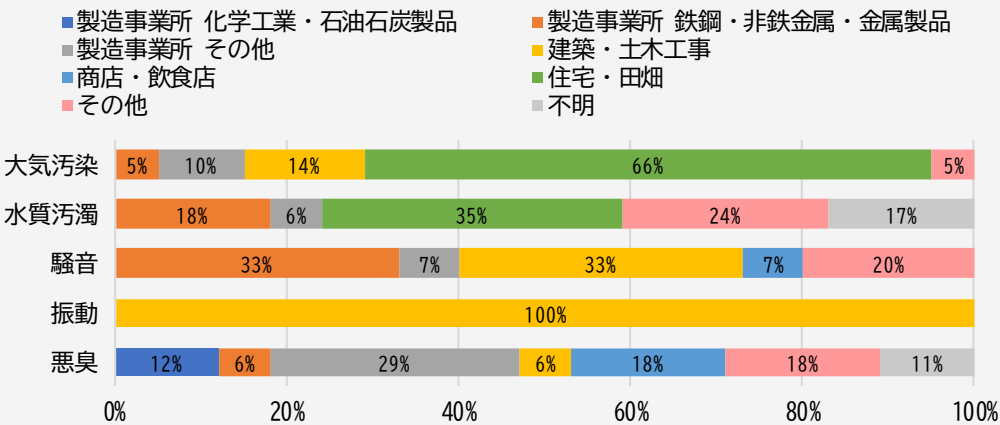
- 市民の身近な生活環境の状況把握と、新たな公害物質等に適切に対応するため、愛知県と連携しながら、法や条例等に基づく環境調査を継続的に実施していきます。

主な事業内容	
1	水道水の継続的な水質管理の実施
2	騒音・振動・悪臭の継続的な状況調査の実施
3	大気・水質・土壌汚染等の継続的な状況調査の実施

コラム 市民から寄せられる典型 7 公害の苦情

騒音、振動については、製造事業所や建築・土木工事によるものの割合が大きくなっています。
大気汚染や水質汚濁については、住宅・田畑からのものの割合が大きくなっています。

■ 典型 7 公害の苦情件数の発生源別割合（2023 年度）



※ 2023 年度は土壌汚染と地盤沈下の苦情なし

出典：令和 6 年（2024 年）版 刈谷市の環境

2-1 生活環境の状況把握・啓発

B 事業者と連携した環境保全への環境づくり

- 「安心快適な産業文化都市」を将来都市像として掲げる本市においては、市民の安心快適な生活環境を維持するために、産業を支える事業者との連携・協力が必要です。
- 環境保全協定に基づき、事業者の積極的な環境保全活動を推進するとともに、公害の未然防止と必要に応じた適切な指導に取り組んでいきます。

主な事業内容	
4	環境保全協定に基づく環境保全の推進
5	事業者の自主的監視と市の指導による公害防止

C 生活環境向上に向けた配慮意識の啓発

- 生活環境等の問題を市民や事業者が認識し、周囲への配慮を意識しながら、互いに住みやすい生活環境を創るための情報発信や啓発に取り組めます。

主な事業内容	
6	市民や事業者の生活環境の保全に関する意識向上に向けた啓発
7	市民や事業者からの騒音・悪臭等の苦情申立に対する適切な対応

基本方針 2 生活環境を保全する

2-2

生活環境保全のための 基盤整備

重点



市民の身近な生活環境の保全を重点施策として取り組んでいきます。

- 下水道の維持管理や浄化槽整備により、污水处理を適切に行います。
- 道路の整備や適切な維持管理により、道路交通に伴う大気汚染・騒音・振動の発生を抑制します。
- 災害が発生した場合に、早急に日常の生活環境に戻ることができるよう、平時からの準備を行います。

関連する
主なゴール

3 すべての人に
健康と福祉を



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



14 海の豊かさを
守ろう



A 下水の適正処理

- 汚水による水質汚濁の防止のため、下水道処理に係る施設を適切に維持管理します。
- 下水道供用開始区域外においては、合併処理浄化槽の導入を促進し、生活排水が適正処理できる環境を整えます。

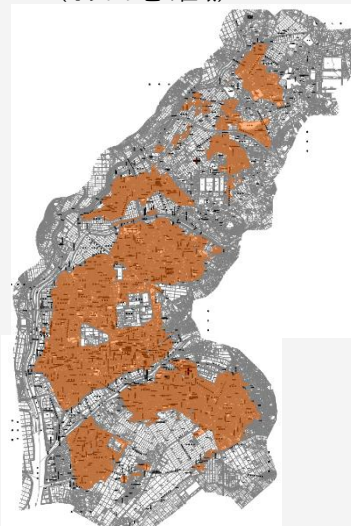
主な事業内容

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 下水道供用開始区域内における施設の適切な維持管理 |
| 2 | 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度 |

コラム 下水道供用開始区域

本市では、市街化区域を中心に下水道整備を進めており、下水道普及率は人口比で約94%(令和6年3月)となっています。

■下水道供用開始区域
(オレンジ色の区域)

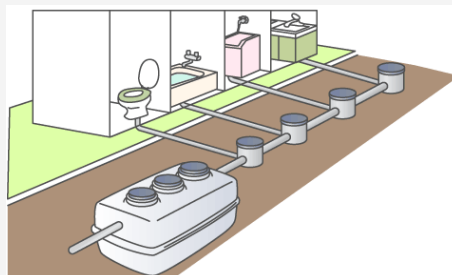


コラム 合併処理浄化槽

家庭から出る生活排水の全てを処理できる浄化槽です。

し尿処理だけの単独処理浄化槽では、台所、風呂、洗濯等の雑排水がそのまま河川等に流れてしまうため、環境に優しい合併処理浄化槽への転換が求められています。

■合併処理浄化槽のイメージ図



出典：環境省 浄化槽サイトホームページ

2-2 生活環境保全のための基盤整備

B 道路交通に伴う大気汚染・騒音・振動の抑制

- 工場や事務所が多く集積する本市では、物流交通が集中しやすく、周辺市からの流入交通量も多い状況です。
- 主要幹線道路等を整備することで交通転換による渋滞緩和を促し、渋滞時に発生する排気ガスによる大気汚染の抑制を図ります。
- 道路交通による振動や騒音が周辺の生活環境を損なうことのないよう、道路の適切な維持管理を行います。

主な事業内容	
3	渋滞解消に向けた道路基盤整備
4	道路の適切な維持管理

C 災害後の早急な日常生活環境の復旧に向けた対応検討

- 気候変動に伴う自然災害の激甚化や、大規模地震の発生が予見される状況の中で、災害発生後、早期に日常の生活環境に戻ることができるよう、災害廃棄物の適正処理が重要です。
- 災害廃棄物処理に係る課題の把握に努めるとともに、地域ごとに一時集積場所を定めるなど、適正かつ迅速な災害廃棄物処理により市民生活及び地域の早期復旧を目指します。

主な事業内容	
5	災害廃棄物処理計画の検証と必要に応じた見直し
6	平時からの災害廃棄物処理方法の情報発信

基本方針 2 生活環境を保全する

2-3

3 R と適切なごみ処理の推進

- リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の「3 R」の取組を推進し、ごみの削減を目指します。
- ごみ処理施設等の適切な維持管理や、ごみの適正排出により、適切なごみ処理を推進していきます。

関連する
主なゴール



A ごみ処理量の削減

- 家庭や事業所における食品ロスの削減により、ごみの発生抑制を推進します。
- 資源物の回収を向上させるため、不燃ごみや資源物の選別体制や選別処理方法等の効率化を検討します。
- 廃食用油の再利用や、リサイクル対象製品の拡大により、ごみの再資源化を推進します。

主な事業内容

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 食品ロスの削減 |
| 2 | リサイクル対象製品の拡大検討 |
| 3 | 廃食用油の再資源化 |

コラム 3R（リデュース、リユース、リサイクル）

3Rとは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称です。循環型社会の実現に向けて、これらの取組を推進していく必要があります。



2-3 3R と適切なごみ処理の推進

B ごみの適正処理のための環境整備

- ごみ処理施設等を適切に維持管理し、ごみの安定的な処理を継続します。
- 市民が、ごみの再資源化に取り組めるように、地域活動団体が実施する資源回収活動を支援していきます。

主な事業内容	
4	ごみ処理施設等の適切な維持管理
5	資源回収奨励報償金制度

C ごみの適正排出の推進

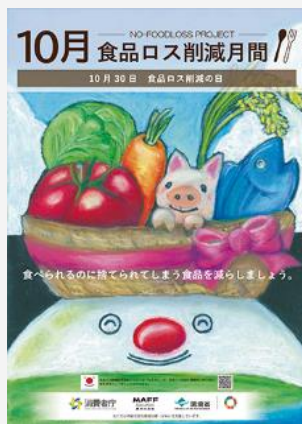
- 市民や事業者によるごみの不適正排出を防止するため、市民や団体との連携により、不法投棄やごみの散乱についての情報を収集するとともに、必要に応じた指導を行います。

主な事業内容	
6	ごみの不法投棄や散乱の防止
7	事業系ごみの適正排出の推進

コラム 食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。わが国では、年間472万トンの食品ロスが発生しています。

国は、毎年10月を食品ロス削減月間と定め、食品ロスの削減に向けた取組を集中的に普及・啓発しています。



出典：消費者庁ホームページ

コラム 廃食用油の再資源化

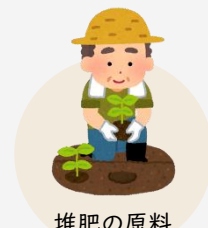
家庭や飲食店等で、揚げ物等の調理に使用された後の廃食用油は、再生処理した後、新たな製品として出荷されます。

本市においても、第一、第二学校給食センター及び公立保育園・乳児園の廃食用油を回収し、民間プラントにおいてBDF(軽油代替燃料)等に再生処理する取組が行われています。

■廃食用油の使い道(例)



飼料用の添加物油脂



堆肥の原料



重機の燃料

基本方針 3 生物多様性を保全する

3-1 生態系の 保全

- 刈谷市生物多様性地域戦略の取組として市内の生態系の保全に努めます。
- 市内に生息する動植物の実態把握や在来種の保全を行うとともに、外来種についての情報提供を行い、必要に応じて駆除活動を実施します。
- 事業者や環境保全活動団体が、生態系ネットワーク*の構成を図り、自然環境を育む取組を支援します。

*生態系ネットワークとは、様々な種の生物がそれぞれ生息・生育するのに適した自然がネットワーク化されていること。

重点



世界的に重要度の高まる生態系の保全を重点施策として取り組んでいきます。

関連する
主なゴール



A 生態系の保全に向けた実態把握や情報収集

- 生態系の保全に向けて、市内にどのような生態系が維持され、外来種の侵略を受けているか、現状を把握したうえで、適切に対応する必要があります。
- 在来種の保護活動や外来種の駆除活動の適切な実施に向け、国や県の見解や取組に関する情報収集を行います。

主な事業内容

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 在来種や外来種の把握と保護又は駆除活動等への適切な対応 |
| 2 | 市内生態系の実態把握の促進 |

B 希少な動植物の保全・保護

- 市内には国や市の指定する天然記念物が存在しており、絶滅危惧種とともに、適切な保全・保護に取り組む必要があります。
- 適切な保全・保護活動の実施には、市民や事業者の理解や協力が必要であることから、絶滅危惧種や天然記念物の保全に関する情報発信を行います。

主な事業内容	
3	小堤西池のカキツバタ群落の保全活動
4	絶滅危惧種に関する情報発信

コラム 小堤西池のカキツバタ群落の保全

市の最北部にある小堤西池は、京都・大田ノ沢、鳥取・岩美町の唐川と並ぶ日本三大カキツバタ自生地の一つであり、昭和 13 年（1938 年）に国の天然記念物に指定されています。

昭和 36 年（1961 年）以降、地元住民等による保護活動が行われており、現在も美しいカキツバタの花が守られています。



C 外来種対策の実施

- 絶滅危惧種や天然記念物、在来種の生態系を侵略する恐れのある外来種を適切に駆除していくため、市民や事業者への情報発信や、駆除活動による啓発を実施していきます。

主な事業内容	
5	外来種に関する情報発信
6	外来種駆除活動の実施

基本方針 3 生物多様性を保全する

3-2

緑地・水辺
環境の保全

- 生態系ネットワークにおいて緑の拠点や軸となる、公園・緑地・河川等の整備や適切な維持管理を行います。
- 民有地や私有地における緑化を支援し、身近な自然環境の保全を推進します。

関連する
主なゴール

A 緑の拠点や軸としての公共空間整備

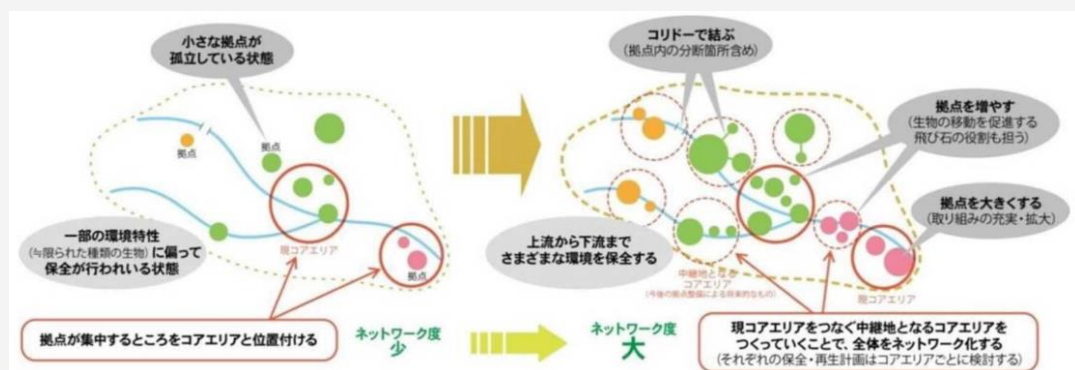
- 生物多様性を支える生態系ネットワークの観点では、緑の拠点となる公園やため池等の自然環境を、緑の軸となる河川や道路の自然環境によりつなぎ合わせる事が重要となります。
- 都市化が進む本市においては、緑の基本計画と連動しながら、緑の拠点や軸となる公共空間を整備し、適切に保全・維持管理を行っていきます。

主な事業内容

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 公園緑地やため池の整備・保全 |
| 2 | 河川や道路の自然環境の維持管理 |

コラム 生態系ネットワーク

生態系ネットワークとは、生態系を育む拠点を、河川等でネットワーク化してつなぎあわせることで、生物が行き来できる環境を創り、生態系を構築していく考え方です。仮に今の拠点が生息に適した環境でなくなっても、ネットワークを介して他の拠点に移動できるようになります。



出典：国土交通省 河川を基軸とした生態系ネットワーク 生態系ネットワーク形成のための手引き

3-2 緑地・水辺環境の保全

B 民有地・私有地の自然環境の保全

- 市街化が進む地域では、良好な都市環境を維持していくために、保存樹木等の自然環境を適切に保全していく必要があります。
- 民有地・私有地の自然環境は、生物多様性の観点においても重要な役割を担っていることから、住宅や事業所等の建築物における緑化や、保存樹木の保全に係る支援等を推進していきます。

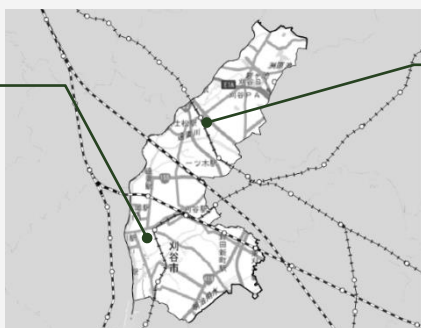
主な事業内容	
3	民有地緑化補助制度
4	保存樹木等の適切な保全
5	グリーンカーテンづくりの推進

コラム 市指定天然記念物の保存樹木

市指定の天然記念物として、専光寺のクスノキ、乗蓮寺のスダジイを指定しています。



専光寺 クスノキ



乗蓮寺 スダジイ

コラム グリーンカーテンコンテスト

グリーンカーテンは、つる性の植物を窓の外に這わせることで、室温の上昇を抑える取組です。

クーラーの使用を抑えることで、電気代の節約となり地球温暖化防止につながります。

本市では毎年、家庭部門・事業所部門ごとにコンテストを実施し、市民や事業者による地球温暖化対策を推進しています。



(令和5年度)事業所部門最優秀賞



(令和5年度)家庭部門最優秀賞

基本方針 3 生物多様性を保全する

3-3

農地の保全

- 市街地のまとまった緑地である生産緑地地区や農用地区域について、計画的な保全を図ります。
- 農地の有効活用を推進するとともに、鳥獣被害対策の実施等により農地の保全を図ります。

関連する
主なゴール



A 生産緑地地区・農地の保全

- 農地は、農作物生産の面だけでなく、緑地機能という面でも重要な役割を担っています。
- 今後、農業従事者の高齢化や気候変動の影響等を受け、農地の無断転用や遊休農地の増加が懸念されています。農業従事者への指導や遊休農地の解消を推進し、農地を適切に維持管理していきます。

主な事業内容	
1	生産緑地地区の適切な保全
2	農用地区域の適切な保全
3	遊休農地の活用

B 農家の経営支援

- 農地を適切に維持管理していくためには、有害鳥獣による農業被害や農業の担い手不足といった問題を抱える農業従事者を支援することが重要です。有害鳥獣の計画的な防除や、新たな農業の担い手の確保を推進していきます。

主な事業内容	
4	有害鳥獣の駆除
5	新規就農支援制度

基本方針 4 みんなで育む

4-1

市民への 環境教育・ 啓発

- 市民の環境意識の向上に向けた環境講座の開催や、イベント等での意識啓発に取り組みます。
- 小中学生を対象とした環境教育を実施します。
- 気候変動に適應できる体制を整備するとともに、市民への意識啓発に取り組みます。

関連する
主なゴール



A 環境保全活動への市民参加の促進

- 脱炭素化や生活環境の保全、生物多様性など、環境保全に関する取組は、子どもからお年寄りまで、あらゆる年齢層の市民の理解と参加の中で取り組んでいく必要があります。
- 年間を通して SDGs について学べるエコフレンドリー事業のほか、様々な環境講座の開催により、環境保全に関する意識啓発に取り組みます。
- 産業・スポーツなど他分野のイベントで環境関係のブースを出展するなど、より多くの市民が環境保全に関心を持てるよう、意識啓発に取り組みます。

主な事業内容

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 環境講座や講演会の実施 |
| 2 | イベント等における環境関係ブースの出展 |

コラム かりやエコフレンドリー事業

かりやエコフレンドリー事業は、家族や仲間とともに、1年間を通じて環境講座等に参加する「エコフレンド」をつくる取組です。

より深く SDGs を学ぶ場として、毎年 2~4 人のグループ単位で募集しています。

■令和5年度 かりやエコフレンドリー事業



エコ料理講座



環境講演会

4-1 市民への環境教育・啓発

B 将来を担う子どもたちへの環境教育・啓発

- 子どもたちが環境やエネルギーに対する関心を持ち、理解を深めてもらうため、市内で開催される環境学習講座等の情報をまとめたガイドブックを作成し、参加機会の周知啓発に取り組みます。
- 市民が各家庭で実践可能な省エネ生活に取り組むことができるよう、チェックシートで取組効果を見える化するエコライフデーを推進していきます。

主な事業内容

3 小中学生向け環境学習プログラムの充実

4 エコライフデーの取組推進

コラム 刈谷市エコライフデー

エコライフデーは「地球温暖化防止のため、みんなで環境にやさしい生活にチャレンジしてみる日」の事です。

本市では毎年、環境月間である6月のうち、1日を選んでエコライフデーに指定しています。



コラム かりや環境学習ガイドブック

本市では、環境教育を推進するための取組の一つとして、市民が利用可能な、市内の事業者・団体などが実施する環境学習に関する情報を集約した冊子(右図)を作成しています。



C 気候変動の影響に対する「適応策」の推進

- 地球温暖化の抑制などの「緩和策」だけでなく、地球温暖化が原因とされる気候変動が引き起こす影響への「適応策」についても同時に進める必要があります。
- 気候変動に伴う災害被害や健康被害の軽減に向けた取組を推進していくとともに、気候変動への適応の考え方に関する情報発信、啓発を図っていきます。

主な事業内容

5 災害対策や市民への意識啓発

6 熱中症対策や市民への意識啓発

7 農作物への影響に関する情報発信

基本方針 4 みんなで育む

4-2

市民・事業者との連携

重点



市民・事業者が参加しやすい環境づくりのため、重点施策として取り組んでいきます。

- 道路、公園、河川などの環境保全活動を行う市民や団体を支援し、活動の活発化を図ります。
- 事業者が環境保全活動や環境教育に取り組みやすくなるよう、情報の収集・提供などの取組を推進します。
- 産・学・官・民が連携や意見交換のできる場を設けます。

関連する
主なゴール



A 市民との協働による環境保全活動

- 環境保全活動への市民参加を促すためには、市民や団体による積極的な活動を推進し、市民と行政が協働できる環境を整えることが重要です。
- 市民や団体が行う道路、公園、河川などの環境保全活動に対し、報償金の交付やボランティア保険への加入費用の支援等を実施していきます。

主な事業内容

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | クリーンサポート刈谷の活動支援 |
| 2 | 公園等愛護会の活動支援 |
| 3 | 河川愛護団体の活動支援 |

コラム 公園等愛護会

公園等愛護会とは、地域の公園を美しく保ち、安全に利用できるよう維持管理に協力することを目的とした団体です。

本市では、令和6年（2024年）4月時点で、114団体の公園等愛護会が活動しています。

■公園等愛護会の活動（例）



ごみ拾い



落ち葉清掃



遊具・樹木等の点検

4-2 市民・事業者との連携

B 事業者との協働による環境保全活動

- 本市では、環境保全活動や環境教育等について、事業者の積極的な協力のもと取り組んできた実績があり、今後も連携した取組を継続していきます。
- かりや eco 事業所認定制度により、事業所による省エネルギー等の取組の成功事例や、費用対効果等を取りまとめて発信することで、事業者による環境保全活動を推進していきます。

主な事業内容	
4	事業者との協働による環境教育・イベントの実施
5	かりや eco 事業所認定制度の推進

コラム かりや eco 事業所認定制度

かりやeco事業所認定制度とは、市と認定事業所が連携し、広く市民等にPRすることにより、事業所の自主的な環境への取組を推進することを目的とした制度です。

令和6年（2024年）4月時点で、市内41社が認定を受けており、環境教育や情報発信など、多面的な分野での連携を行っています。



C 市民・事業者・行政が協議する場の設置

- 市民・事業者・行政の協働による環境保全活動をより効果的なものにするためには、市民や事業者からの意見を定期的に収集し、活動に反映させていくことが重要です。
- 市民・事業者が参加する会議等を適切に開催し、意見の収集に努めます。

主な事業内容	
6	環境関係の会議の開催

基本方針 4 みんなで育む

4-3

市町村を超えた連携

- 国や県、周辺市町村の環境に関する取組について情報収集し、広域的な環境保全活動や環境教育等を実施していきます。
- 官民連携の拡大に向け、市外事業者との連携による取組を推進していきます。

関連する
主なゴール



A 広域的な行政連携

- 地球温暖化の緩和や気候変動への適応、ごみの適正処理や生物多様性の保全など、環境に関わる取組は市内に留まらず、周辺市町村と連携して取り組む必要があります。
- 国や県の法制度や計画を踏まえたうえで、周辺市町村と連携して、環境保全活動や環境教育等を実施していきます。

主な事業内容

- 1 西三河生態系ネットワーク協議会での連携した活動*
- 2 国や県の登録認証制度の情報収集・発信

*この事業は、刈谷市生物多様性地域戦略における取組としても位置づけています。

コラム 国民運動「デコ活」

デコ活とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

デコ活アクション まずはここから

- 🔌 電気も省エネ 断熱住宅
- 🌿 こだわる楽しさ エコグッズ
- 🍴 感謝の心 食べ残しゼロ
- 🔗 つながるオフィス テレワーク



出典：環境省ホームページ

4-3 市町村を超えた連携

B 広域的な事業者連携

- 本市と知立市、民間企業とが共同出資して設立した「刈谷知立みらい電力（株）」との連携により、脱炭素化や環境教育に資する環境施策を推進していきます。
- 環境保全活動や環境教育等を広域的に実施するために、市内事業者だけでなく、市外事業者が有する環境関連施設を活用した取組を推進していきます。

主な事業内容	
3	刈谷知立みらい電力（株）と連携した環境施策の実施
4	周辺市町村の環境関連施設を活用した環境教育の実施

コラム 刈谷知立みらい電力株式会社の設立

刈谷知立みらい電力は、刈谷市及び知立市の廃棄物処理施設「刈谷知立環境組合クリーンセンター」でつくられた再生可能エネルギー由来の電力などを両市の公共施設に供給しています。

この活動を通じて、地域経済の活性化に寄与するとともに、エネルギーの地産地消および両市の脱炭素化の推進に取り組んでいます。



第5章 計画の推進体制



1 計画の推進

(1) 推進体制

- 本計画の進行管理を定期的、継続的に行うため、以下の推進体制で計画を着実に推進します。

①環境審議会

- 学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関等で構成し、環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告書等に関する審議を行います。

②庁内会議

- 関係各課室で構成する庁内会議を組織し、市が実施する施策の実施状況、目標の達成状況の評価を行い、庁内横断的な推進を図ります。

(2) 進行管理

- 計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）を行う PDCA サイクルにより計画を推進します。
- 計画の進捗状況について、評価指標の確認と評価を実施し、環境審議会、庁内会議において審議したうえで、以降の取組に反映し継続的な改善を図り、年次報告書により市民と事業者公表します。



資料編



1 策定経過

(1) 会議等開催経緯

令和5年度（2023年度）

日時・会場	会議等及び内容
令和5年10月23日(月)	令和5年度 第1回 刈谷市環境審議会 (1) 第2次刈谷市環境基本計画年次報告書「刈谷市の環境」について (2) 第3次刈谷市環境基本計画の策定について (3) 刈谷市環境都市アクションプラン改定に係るパブリックコメントの実施について（報告）
令和5年11月2日(木) ～11月17日(金)	市民アンケート調査、事業者（団体）へのアンケート調査の実施
令和5年12月25日(月) ～令和6年1月17日(水)	事業者ヒアリング調査の実施
令和6年2月19日(月)	令和5年度 第2回 刈谷市環境審議会 (1) 第3次刈谷市環境基本計画策定について (2) 刈谷市環境都市アクションプラン〔令和6年改定版〕について（報告） (3) その他

令和6年度（2024年度）

日時・会場	会議等及び内容
令和6年6月24日(月)	令和6年度 第1回 刈谷市環境審議会 (1) 会長、副会長の選任について (2) 昨年度までの検討事項について (3) 今年度の検討事項について (4) 今後のスケジュールについて
令和6年11月1日(金)	令和6年度 第2回 刈谷市環境審議会 (1) 「令和6年版刈谷市の環境」について (2) 次期計画のパブリックコメント案について (3) 今後のスケジュールについて
令和6年12月2日(月) ～令和7年1月6日(月)	パブリックコメント実施
令和7年1月20日(月)	令和6年度 第3回 刈谷市環境審議会 (1) パブリックコメントの結果報告について (2) 第3次刈谷市環境基本計画（案）について (3) その他
令和7年3月	第3次刈谷市環境基本計画の策定

(2) 刈谷市環境審議会

令和 5 年度（2023 年度）

役職	所属等	氏 名
会長	愛知教育大学 教授	渡邊 幹男
副会長	刈谷市商店街連盟	沢田 佳代子
委員	刈谷商工会議所 専務理事	岡田 行永
	(株)豊田自動織機 環境マネジメント部長	中村 正也
	(一社)刈谷防災まちづくり協議会 代表理事	關 淳之
	あいち中央農業協同組合 刈谷地区担当理事	鈴木 勝之
	刈谷市自治連合会 副会長	杉本 常男
	刈谷市女性の会連絡協議会 衣裳部会計	榊原 和香子
	連合愛知三河西地域協議会 幹事	神谷 健太
	かりや消費者生活学校 運営委員長	作田 美乃利
	刈谷環境支援員の会 会長	中垣 英明
	愛知県地域環境保全委員	柘植 比呂美
	愛知県地域環境保全委員	小林 洋子
	愛知県西三河県民事務所 環境保全課長	棚橋 勝樹
	刈谷警察署 生活安全課長	田邊 光徳

（順不同、敬称略）

令和 6 年度（2024 年度）

役職	所属等	氏 名
会長	愛知教育大学 教授	渡邊 幹男
副会長	刈谷市女性の会連絡協議会 衣裳部会計	國仲 美香
委員	刈谷商工会議所 専務理事	岡田 行永
	(株)豊田自動織機 環境マネジメント部長	中村 正也
	(一社)刈谷防災まちづくり協議会 代表理事	關 淳之
	刈谷市商店街連盟 会長	丹羽 一夫
	あいち中央農業協同組合 刈谷地区担当理事	鈴木 勝之
	刈谷市自治連合会 副会長	古荘 健一
	連合愛知三河西地域協議会 幹事	神谷 健太
	かりや消費者生活学校 副委員長	稲田 八寿子
	刈谷環境支援員の会 会長	中垣 英明
	愛知県地域環境保全委員	柘植 比呂美
	愛知県地域環境保全委員	小林 洋子
	愛知県西三河県民事務所 環境保全課長	渡邊 省吾
	刈谷警察署 生活安全課長	山田 隆喜

（順不同、敬称略）

2 市民・事業所アンケート調査

(1) 市民アンケート

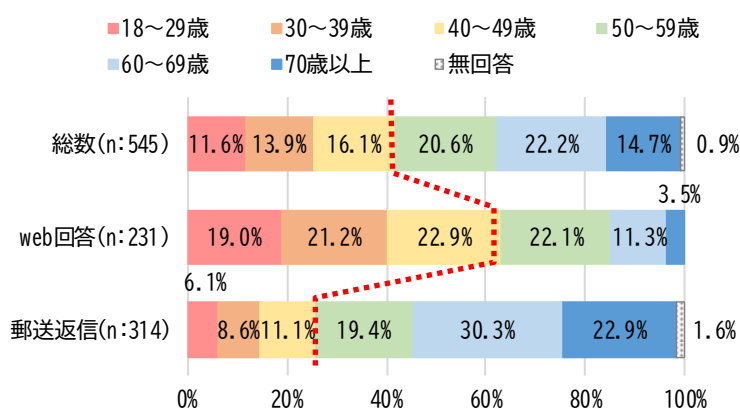
① 調査概要

調査対象者	無作為抽出した 18 歳以上の市民
調査方法	・ 郵送での調査票発送 ・ 調査票記載の URL・二次元バーコードからの web フォームでの回答 または郵送返信による回収
調査期間	令和 5 年 11 月 2 日（木）～令和 5 年 11 月 17 日（金）
発送数	1,000 件
回収数	545 件（回収率 54.5%） うち web 回答：231 件 郵送返信：314 件

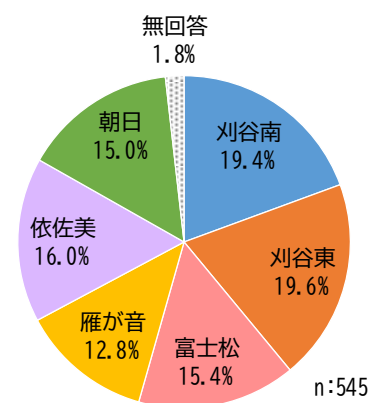
② 回収結果

- 回答者の年齢は「60～69 歳」が最多の 22.2%で、次いで「50～59 歳」が 20.6%である。
- web 回答では 50 歳未満の年齢層の割合が高く、郵送返信では 50 歳以上の割合が高い。
- 地区ごとの回答割合は、各地域で 10～20%程度の割合である。

■回答者の割合（年齢層別）



■回答者の割合（居住地別）



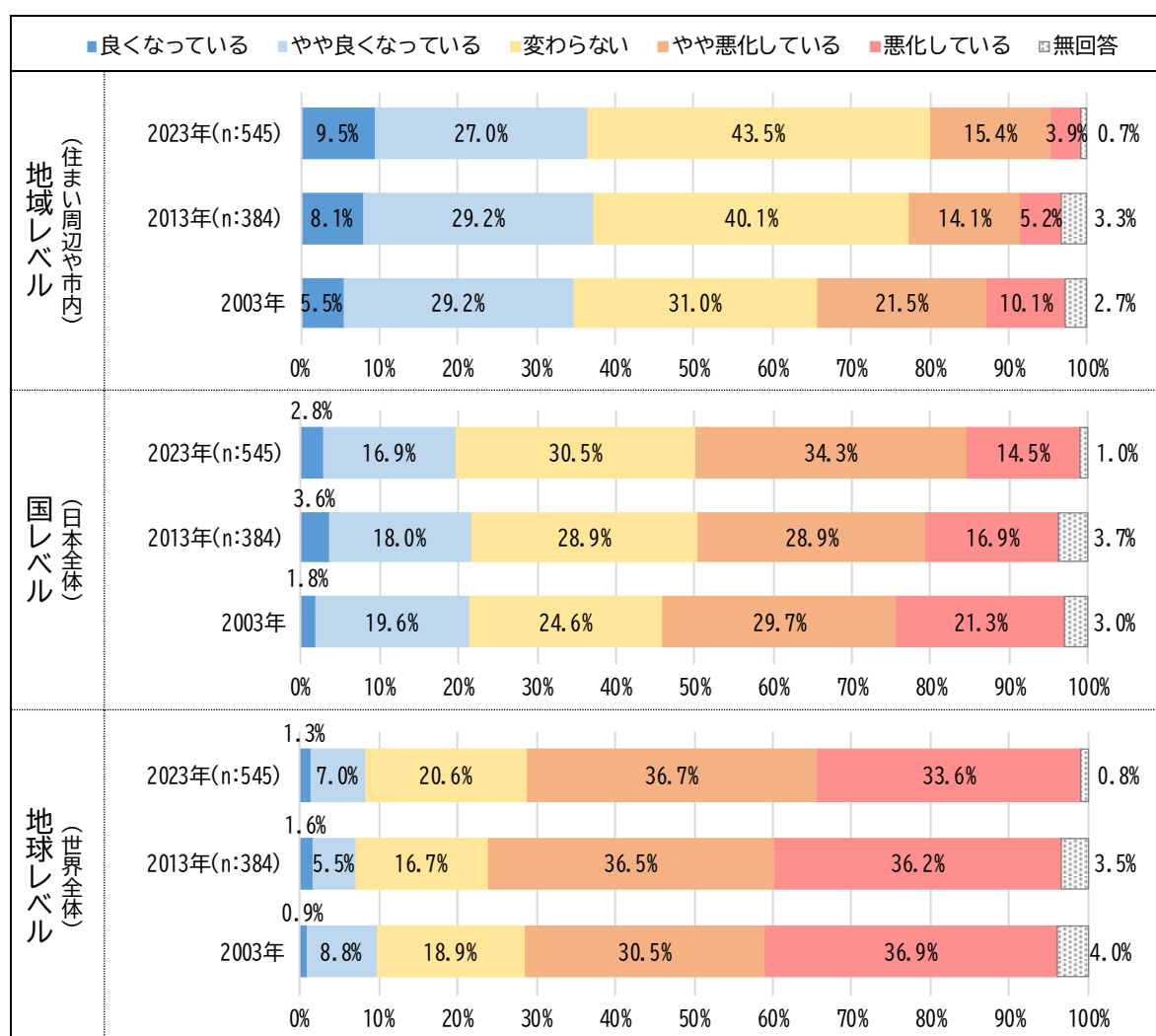
③ 調査結果

問1 近年の環境の状況についての実感（単一回答）

1) レベル別

- 「やや悪化している」「悪化している」の合計割合は、地域から国、地球レベルへ規模が大きくなるほど高く、「地域レベル」では19.3%、「国レベル」では48.8%、「地球レベル」では70.3%であった。
- 「地域レベル」における「良くなっている」「やや良くなっている」の合計割合は36.5%で、平成15年（2003年）調査及び平成25年（2013年）調査から大きな変化は見られず、「変わらない」の割合は増加した。

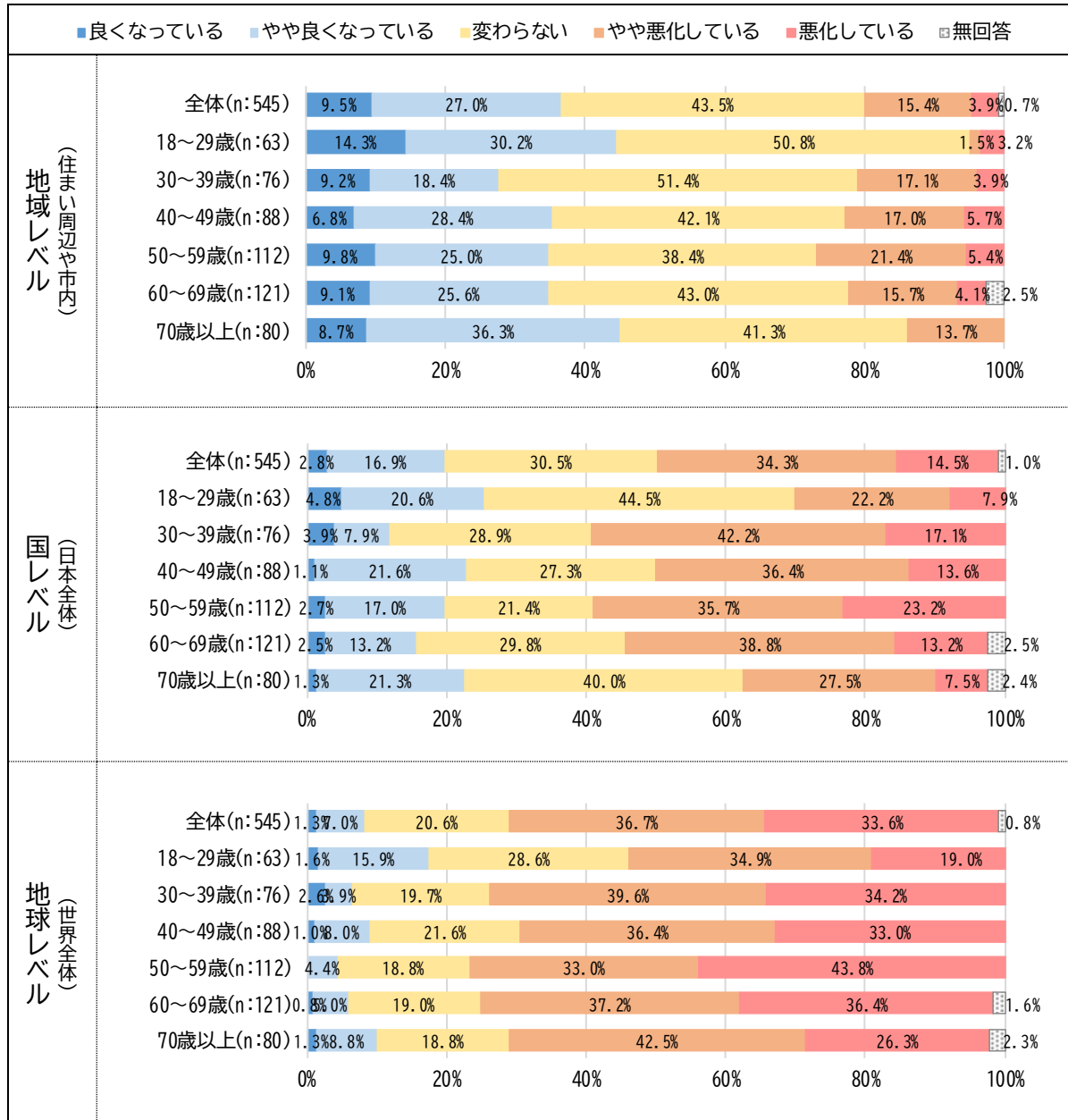
■環境の状況についての実感



2) 年齢層別

- 「18～29 歳」は、どのレベルにおいても「良くなっている」「やや良くなっている」の合計割合が他の年齢層と比べて高い。
- 「地域レベル」では、「18～29 歳」「70 歳以上」の年齢層における「良くなっている」「やや良くなっている」の合計割合が他の年齢層と比べて高いが、「30～39 歳」は他の年齢層と比べて低い。

■環境の状況についての実感（年齢層別）



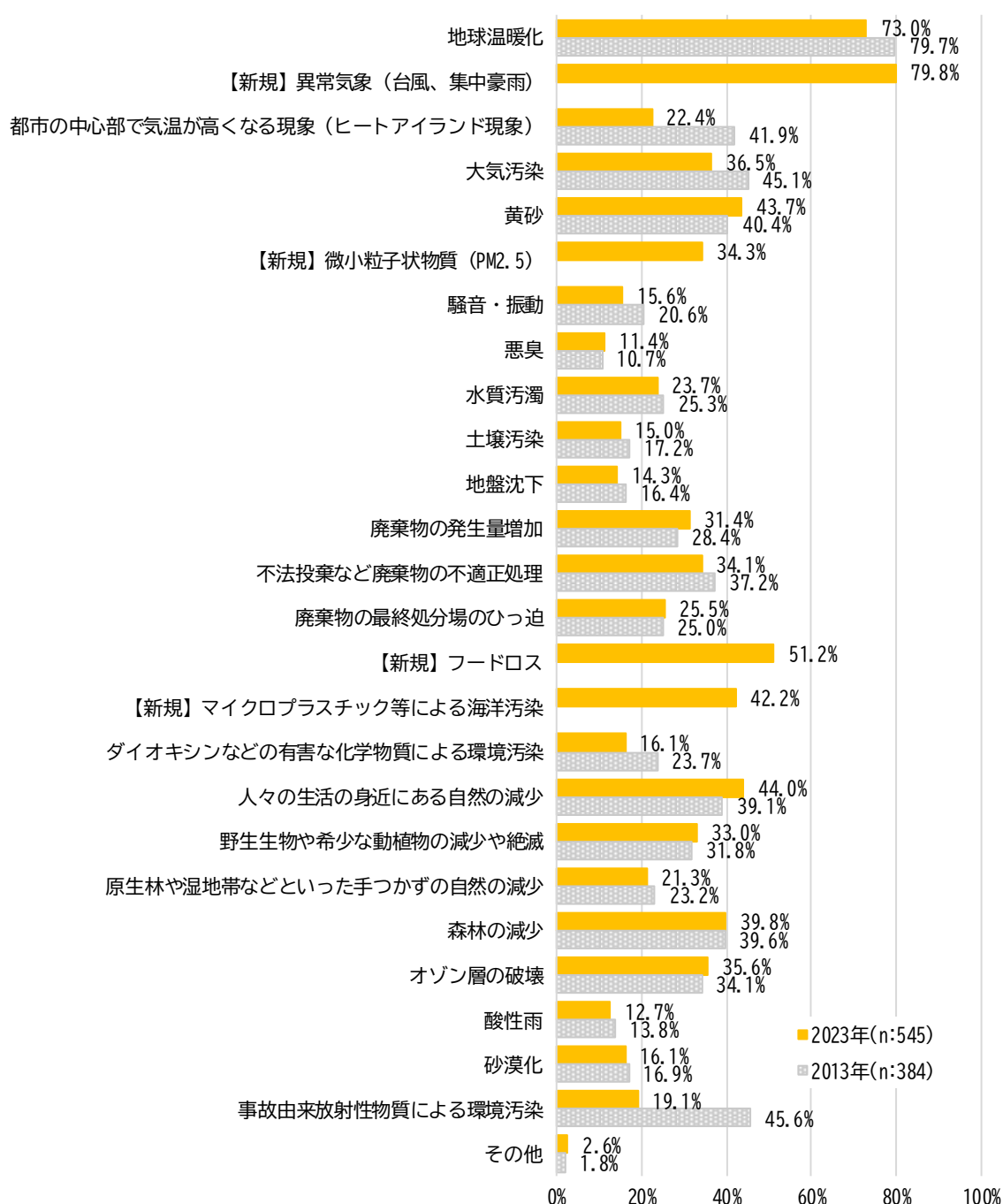
※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問2 関心のある環境問題（複数回答）

1) 項目別

- 令和5年(2023年)調査では、新たに「異常気象(台風、集中豪雨)」「微小粒子状物質(PM2.5)」「フードロス」「マイクロプラスチック等による海洋汚染」の項目を追加した。
- 新規追加項目である「異常気象(台風、集中豪雨)」が最多の79.8%で、次いで「地球温暖化」が73.0%、「フードロス」が51.2%、「人々の生活の身近にある自然の減少」が44.0%、「黄砂」が43.7%である。
- 平成25年(2013年)調査より、「都市の中心部で気温が高くなる現象(ヒートアイランド現象)」が25ポイント以上、「事故由来放射性物質による環境汚染」が19ポイント以上低下した。

■関心のある環境問題



【新規】は令和5年(2023年)調査での新規追加項目

2) 年齢層別

- 「18～29 歳」は、「異常気象（台風、集中豪雨）」が 55.6%と、他の年齢層と比べて低い。
- 「大気汚染」「不法投棄など廃棄物の不適正処理」「マイクロプラスチック等による海洋汚染」「人々の生活の身近にある自然の減少」については、若年層の関心が低い傾向が見られた。

■関心のある環境問題（年齢層別）

	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
地球温暖化	73.0%	71.4%	61.8%	68.2%	81.3%	75.2%	78.8%
【新規】異常気象 (台風、集中豪雨)	79.8%	55.6%	80.3%	84.1%	86.6%	82.6%	81.3%
都市の中心部で気温が高くなる現象 (ヒートアイランド現象)	22.4%	15.9%	21.1%	25.0%	30.4%	19.0%	18.8%
大気汚染	36.5%	27.0%	36.8%	34.1%	31.3%	35.5%	55.0%
黄砂	43.7%	31.7%	43.4%	46.6%	46.4%	47.1%	42.5%
【新規】微小粒子状物質 (PM2.5)	34.3%	20.6%	30.3%	34.1%	41.1%	37.2%	35.0%
騒音・振動	15.6%	19.0%	21.1%	18.2%	6.3%	12.4%	20.0%
悪臭	11.4%	14.3%	17.1%	10.2%	7.1%	12.4%	7.5%
水質汚濁	23.7%	25.4%	19.7%	19.3%	19.6%	30.6%	26.3%
土壌汚染	15.0%	6.3%	7.9%	10.2%	16.1%	24.0%	20.0%
地盤沈下	14.3%	11.1%	13.2%	9.1%	13.4%	13.2%	27.5%
廃棄物の発生量増加	31.4%	30.2%	18.4%	25.0%	30.4%	38.0%	43.8%
不法投棄など廃棄物の不適正処理	34.1%	15.9%	22.4%	27.3%	32.1%	45.5%	52.5%
廃棄物の最終処分場のひっ迫	25.5%	19.0%	25.0%	20.5%	30.4%	23.1%	33.8%
【新規】フードロス	51.2%	49.2%	50.0%	44.3%	55.4%	53.7%	51.3%
【新規】マイクロプラスチック等による海洋汚染	42.2%	27.0%	27.6%	29.5%	42.9%	53.7%	62.5%
ダイオキシンなどの有害な化学物質による環境汚染	16.1%	11.1%	9.2%	11.4%	17.0%	17.4%	28.8%
人々の生活の身近にある自然の減少	44.0%	27.0%	32.9%	39.8%	41.1%	47.9%	70.0%
野生生物や希少な動植物の減少や絶滅	33.0%	28.6%	35.5%	33.0%	34.8%	38.0%	26.3%
原生林や湿地帯などといった手つかずの自然の減少	21.3%	12.7%	15.8%	12.5%	24.1%	33.1%	20.0%
森林の減少	39.8%	34.9%	21.1%	30.7%	40.2%	48.8%	56.3%
オゾン層の破壊	35.6%	23.8%	30.3%	35.2%	37.5%	39.7%	40.0%
酸性雨	12.7%	9.5%	15.8%	8.0%	10.7%	16.5%	15.0%
砂漠化	16.1%	12.7%	11.8%	17.0%	9.8%	24.0%	20.0%
事故由来放射性物質による環境汚染	19.1%	7.9%	13.2%	19.3%	22.3%	21.5%	25.0%
その他	2.6%	1.6%	1.3%	1.1%	3.6%	3.3%	3.8%

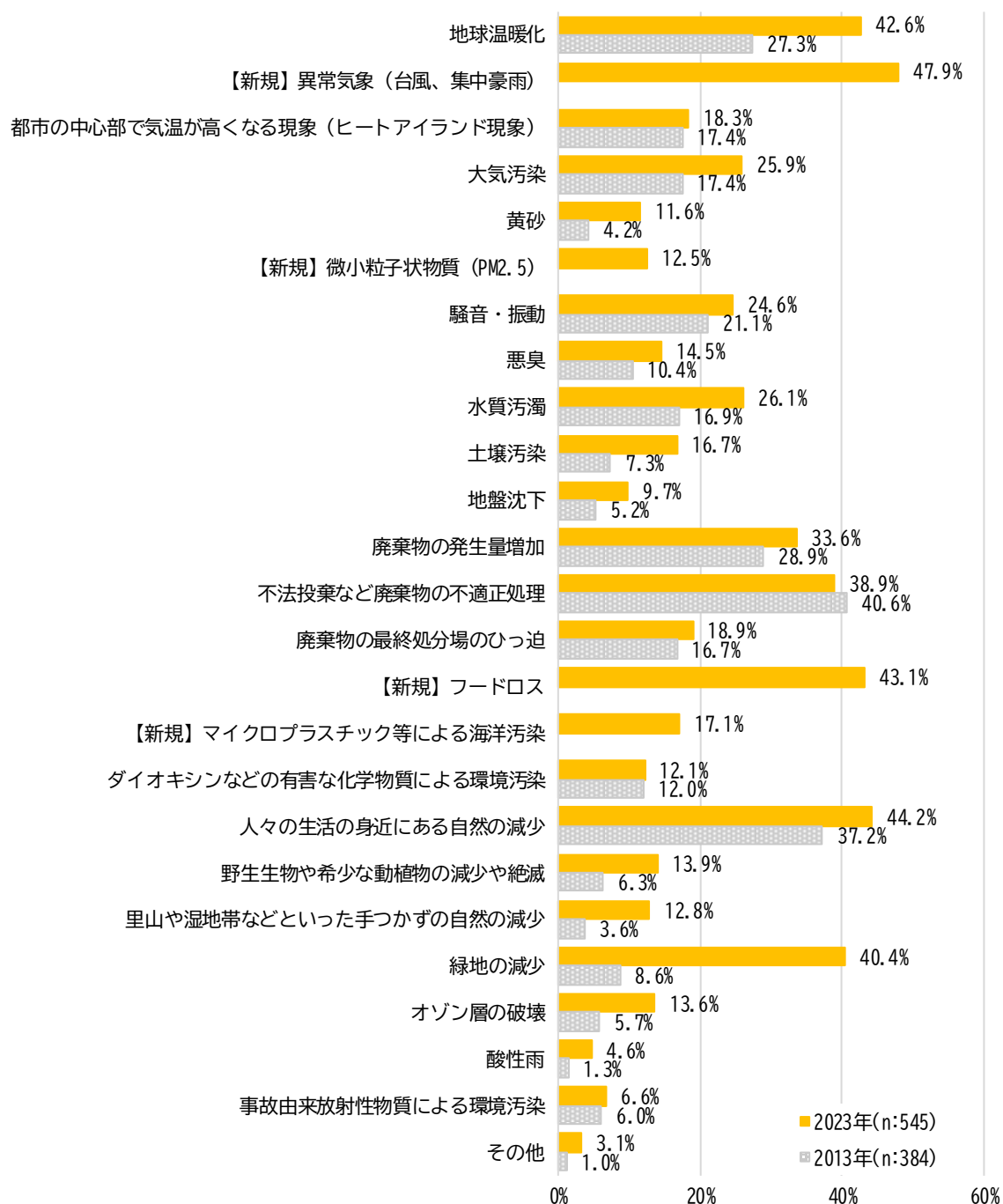
※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問3 重点的に取り組むべきだと思う環境問題（複数回答）

1) 項目別

- 問2で最も関心が高かった「異常気象（台風、集中豪雨）」が最多の47.9%で、次いで「人々の生活の身近にある自然の減少」が44.2%、「フードロス」が43.1%、「地球温暖化」が42.6%である。
- 平成25年（2013年）調査より、「緑地の減少」が31ポイント以上、「地球温暖化」が15ポイント以上、「水質汚濁」が9ポイント以上増加した。

■重点的に取り組むべきだと思う環境問題



【新規】は令和5年（2023年）調査での新規追加項目

2) 年齢層別

- 「異常気象（台風、集中豪雨）」「緑地の減少」「人々の生活の身近にある自然の減少」などの多くの項目では、若年層よりも高年齢層に重要視される傾向が見られたが、「騒音・振動」「悪臭」の項目では、高年齢層よりも若年層に重要視される傾向が見られた。

■重点的に取り組むべきだと思う環境問題（年齢層別）

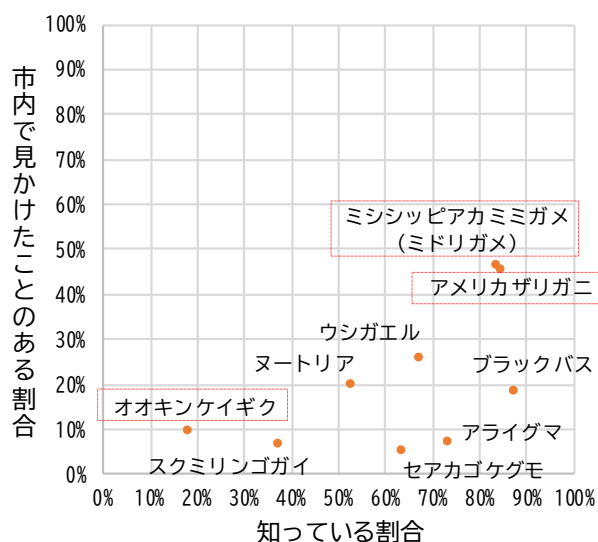
	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
地球温暖化	42.6%	39.7%	28.9%	38.6%	42.0%	50.4%	51.3%
【新規】異常気象 (台風、集中豪雨)	47.9%	23.8%	38.2%	47.7%	52.7%	47.9%	71.3%
都市の中心部で気温が高くなる現象 (ヒートアイランド現象)	18.3%	12.7%	11.8%	22.7%	18.8%	19.8%	21.3%
大気汚染	25.9%	11.1%	23.7%	13.6%	28.6%	31.4%	41.3%
黄砂	11.6%	7.9%	10.5%	9.1%	9.8%	12.4%	20.0%
【新規】微小粒子状物質 (PM2.5)	12.5%	4.8%	11.8%	4.5%	15.2%	14.9%	20.0%
騒音・振動	24.6%	30.2%	34.2%	22.7%	22.3%	22.3%	20.0%
悪臭	14.5%	19.0%	19.7%	12.5%	11.6%	17.4%	8.8%
水質汚濁	26.1%	23.8%	21.1%	21.6%	27.7%	28.1%	31.3%
土壌汚染	16.7%	4.8%	10.5%	18.2%	16.1%	18.2%	27.5%
地盤沈下	9.7%	1.6%	10.5%	4.5%	13.4%	9.1%	17.5%
廃棄物の発生量増加	33.6%	19.0%	23.7%	22.7%	38.4%	45.5%	42.5%
不法投棄など廃棄物の不適正処理	38.9%	25.4%	34.2%	35.2%	35.7%	47.9%	48.8%
廃棄物の最終処分場のひっ迫	18.9%	11.1%	17.1%	19.3%	17.0%	23.1%	23.8%
【新規】フードロス	43.1%	36.5%	43.4%	33.0%	47.3%	52.9%	40.0%
【新規】マイクロプラスチック等による 海洋汚染	17.1%	4.8%	6.6%	10.2%	16.1%	23.1%	33.8%
ダイオキシンなどの有害な化学物質による 環境汚染	12.1%	4.8%	5.3%	12.5%	8.0%	14.9%	23.8%
人々の生活の身近にある自然の減少	44.2%	19.0%	30.3%	36.4%	45.5%	58.7%	60.0%
野生生物や希少な動植物の減少や絶滅	13.9%	9.5%	13.2%	11.4%	13.4%	13.2%	22.5%
里山や湿地帯などといった手つかずの 自然の減少	12.8%	11.1%	3.9%	10.2%	14.3%	14.9%	20.0%
緑地の減少	40.4%	19.0%	22.4%	30.7%	44.6%	52.1%	61.3%
オゾン層の破壊	13.6%	4.8%	9.2%	9.1%	13.4%	17.4%	22.5%
酸性雨	4.6%	0.0%	3.9%	3.4%	5.4%	4.1%	10.0%
事故由来放射性物質による環境汚染	6.6%	4.8%	2.6%	5.7%	4.5%	8.3%	13.8%
その他	3.1%	1.6%	2.6%	1.1%	3.6%	5.0%	3.8%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問4 外来生物の認知度（複数回答）

- 「ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)」「アメリカザリガニ」は、「市内で見かけたことのある割合」「知っている割合」が共に高い。
- 「オオキンケイギク」は、「市内で見かけたことのある割合」「知っている割合」が他の外来生物と比べて低く、特に若年層になるほど低い。

■外来生物の認知度と市内での目撃経験の関係



■外来生物の認知度（年齢層別）

	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）	83.7%	82.5%	82.9%	80.7%	89.3%	86.8%	76.3%
ブラックバス	87.0%	87.3%	88.2%	85.2%	92.0%	88.4%	78.8%
ウシガエル	67.0%	69.8%	72.4%	65.9%	74.1%	63.6%	55.0%
アライグマ	73.0%	74.6%	67.1%	67.0%	77.7%	77.7%	70.0%
セアカゴケグモ	63.3%	44.4%	69.7%	68.2%	78.6%	65.3%	43.8%
オオキンケイギク	18.0%	3.2%	9.2%	19.3%	17.0%	25.6%	26.3%
ヌートリア	52.5%	39.7%	42.1%	54.5%	60.7%	57.9%	51.3%
スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）	37.1%	41.3%	38.2%	45.5%	40.2%	32.2%	28.8%
アメリカザリガニ	84.2%	85.7%	89.5%	80.7%	86.6%	84.3%	78.8%
その他	3.7%	3.2%	2.6%	1.1%	6.3%	5.0%	2.5%
どれも知らない	3.1%	0.0%	0.0%	3.4%	1.8%	3.3%	10.0%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

■外来生物の市内での目撃経験（年齢層別）

	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）	46.6%	34.9%	32.9%	46.6%	53.6%	52.1%	51.3%
ブラックバス	18.3%	6.3%	15.8%	22.7%	20.5%	18.2%	22.5%
ウシガエル	25.9%	12.7%	30.3%	27.3%	23.2%	29.8%	28.8%
アライグマ	7.3%	4.8%	3.9%	9.1%	8.9%	7.4%	8.8%
セアカゴケグモ	5.1%	3.2%	10.5%	4.5%	5.4%	5.0%	1.3%
オオキンケイギク	9.9%	0.0%	0.0%	9.1%	8.0%	19.0%	16.3%
ヌートリア	20.2%	9.5%	15.8%	22.7%	19.6%	27.3%	18.8%
スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）	6.6%	6.3%	11.8%	8.0%	5.4%	4.1%	6.3%
アメリカザリガニ	45.3%	34.9%	36.8%	45.5%	43.8%	52.1%	52.5%
その他	2.6%	1.6%	0.0%	3.4%	2.7%	3.3%	3.8%
どれも知らない	9.2%	7.9%	7.9%	8.0%	9.8%	8.3%	13.8%

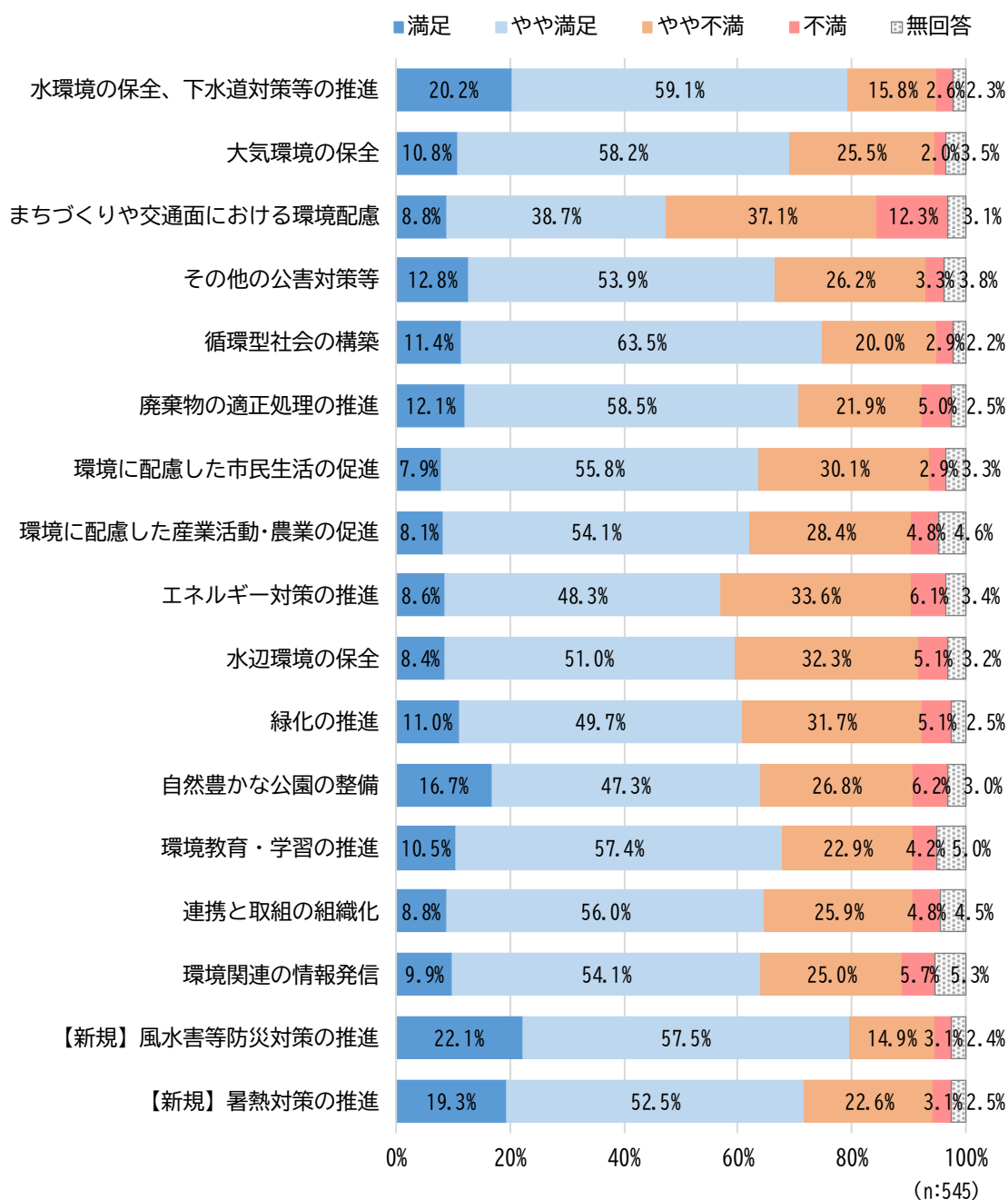
※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問5 本市の環境の保全に関する取組に対する重要度と満足度（単一回答）

1) 満足度

- 「水環境の保全、下水道対策等の推進」「風水害等防災対策の推進」は、「満足」「やや満足」の合計割合が、それぞれ 79.3%、79.6%である。
- 「まちづくりや交通面における環境配慮」は、「満足」「やや満足」の合計割合が 47.5%と、他の項目より低い。

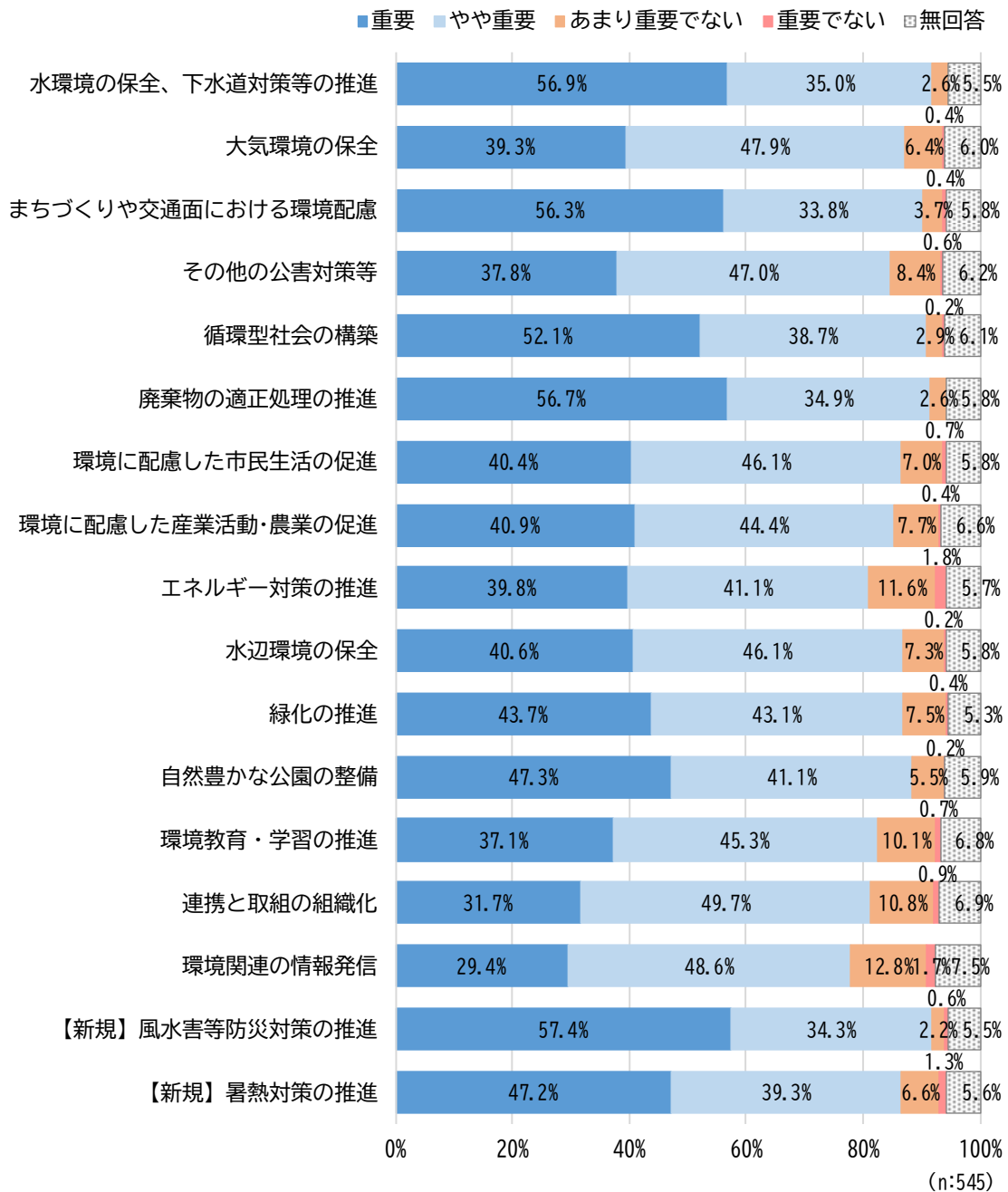
■本市の環境の保全に関する取組に対する満足度



2) 重要度

- 「重要」の割合は、「風水害等防災対策の推進」が最多の 57.4%で、次いで「水環境の保全、下水道対策等の推進」が 56.9%、「廃棄物の適正処理の推進」が 56.7%、「まちづくりや交通面における環境配慮」が 56.3%である。
- 「重要」「やや重要」の合計割合は、「環境関連の情報発信」以外の全ての項目で 80%以上である。

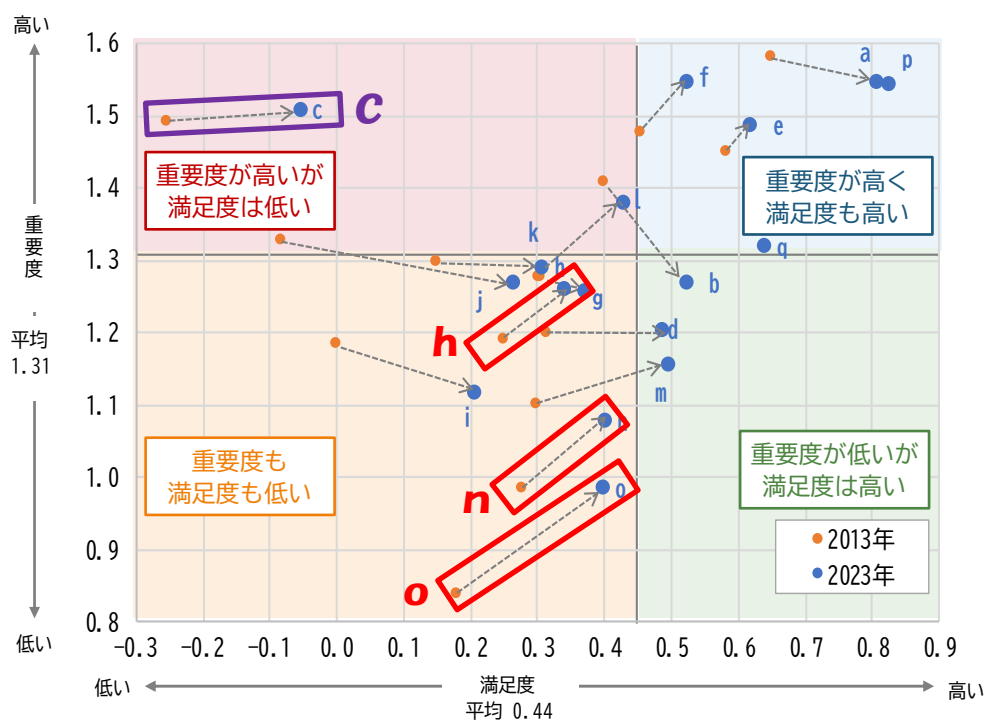
■本市の環境の保全に関する取組に対する重要度



3) 満足度と重要度の関係と前回調査からの変化

- 令和 5 年（2023 年）調査では、新たに「風水害等防災対策の推進」「暑熱対策の推進」の項目を追加した。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、ほとんどの項目で「満足度」が高い。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「h 環境に配慮した産業活動・農業の促進」「n 連携と取組の組織化」「o 環境関連の情報発信」は、特に「重要度」が高い。
- 「c まちづくりや交通面における環境配慮」は、「重要度」が高いが「満足度」は低い。

■満足度と重要度の関係（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）



※満足度、重要度を得点化し、相加平均を求めています。

【満足度】	「満足」	= 2
	「やや満足」	= 1
	「やや不満」	= -1
	「不満」	= -2
【重要度】	「重要」	= 2
	「やや重要」	= 1
	「あまり重要でない」	= -1
	「重要でない」	= -2

- a 水環境の保全、下水道対策等の推進
- b 大気環境の保全
- c まちづくりや交通面における環境配慮
- d その他の公害対策等（騒音、振動、悪臭 等）
- e 循環型社会の構築
- f 廃棄物の適正処理の推進
- g 環境に配慮した市民生活の促進
- h 環境に配慮した産業活動・農業の促進
- i エネルギー対策の推進
- j 水辺環境の保全
- k 緑化の推進
- l 自然豊かな公園の整備
- m 環境教育・学習の推進
- n 連携と取組の組織化
- o 環境関連の情報発信
- p 風水害等防災対策の推進【新規】
- q 暑熱対策の推進【新規】

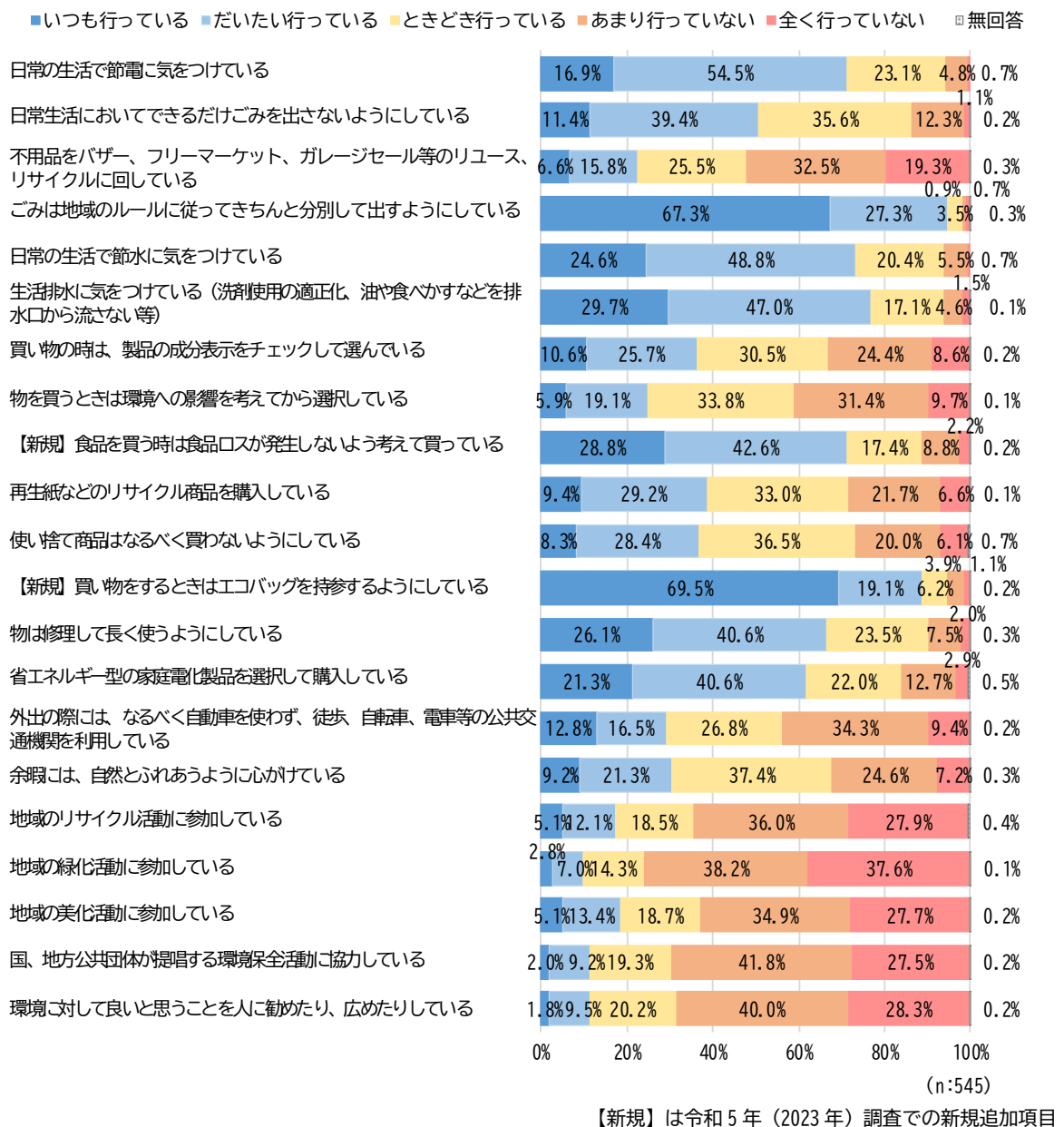
【新規】は令和 5 年（2023 年）調査での新規追加項目

問6 「環境に良い取組」の実施状況（単一回答）

1) 現状の実施状況

- 令和5年（2023年）調査では、新たに「食品を買う時は食品ロスが発生しないよう考えて買っている」「買い物をするときはエコバックを持参するようにしている」の項目を追加した。
- 「ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにしている」「買い物をするときはエコバックを持参するようにしている」は、「いつも行っている」「だいたい行っている」「だいたい行っている」の合計割合が、それぞれ94.6%、88.6%である。
- 「地域の緑化活動に参加している」「国、地方公共団体が提唱する環境保全活動に協力している」は、「あまり行っていない」「全く行っていない」の合計割合が、それぞれ75.8%、68.3%である。

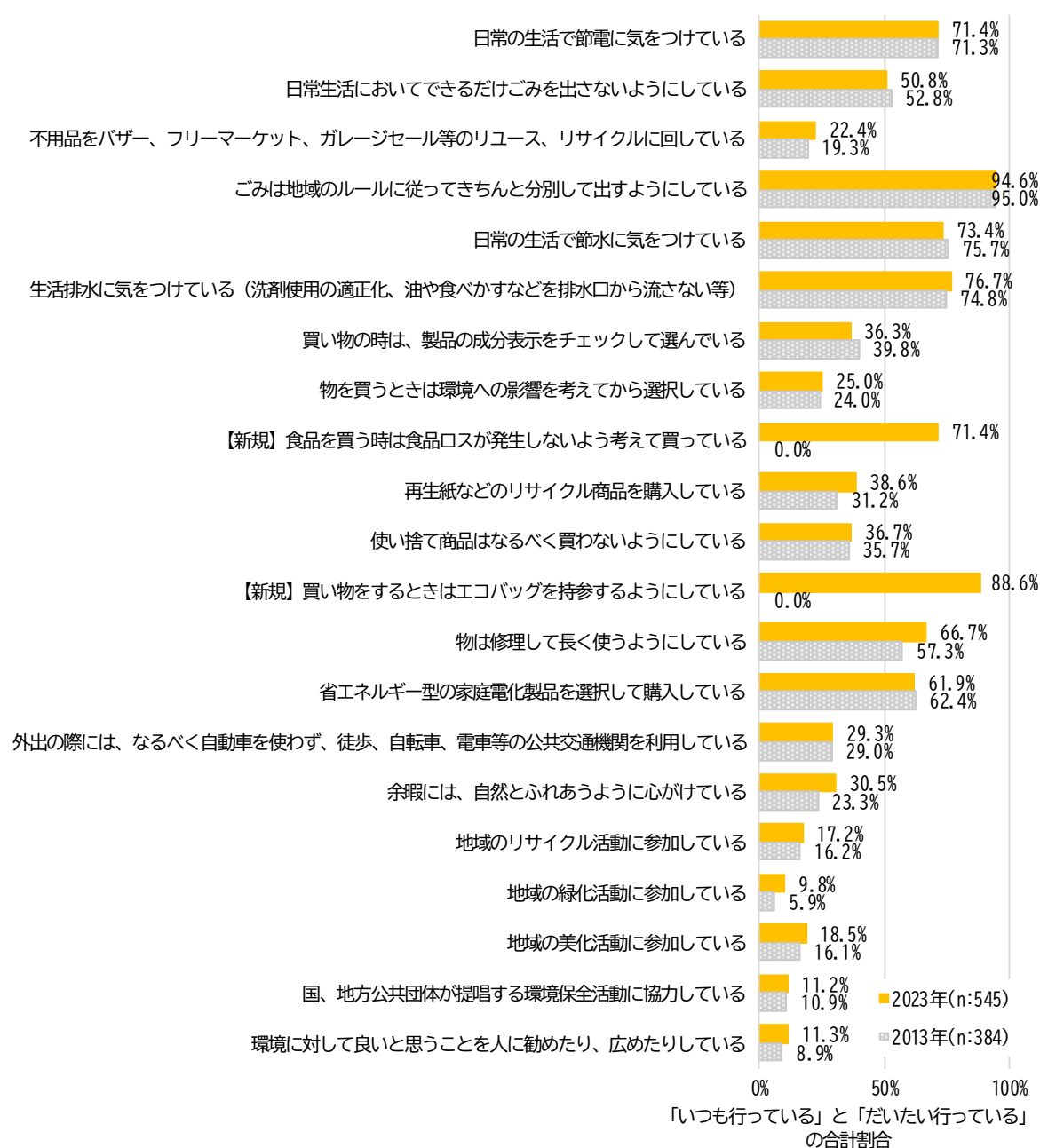
■「環境に良い取組」の実施状況



2) 前回調査の実施状況との比較

- 平成 25 年（2013 年）調査と同様、「ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出している」「生活排水に気をつけている（洗剤使用の適正化、油や食べかすなどを排水口から流さない等）」「日常の生活で節水に気をつけている」「日常の生活で節電に気をつけている」は、「いつも行っている」「だいたい行っている」の合計割合が 70%以上である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「物は修理して長く使うようにしている」が 9 ポイント以上、「再生紙などのリサイクル商品を購入している」「余暇には、自然とふれあうように心がけている」が 7 ポイント以上減少した。

■「環境に良い取組」の実施状況（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）



【新規】は令和 5 年（2023 年）調査での新規追加項目

問7 「環境に良い取組」を積極的に行うために必要なこと（複数回答）

- 「省エネによる光熱費節約やポイントの獲得など、直接的なメリットがあること」が最多の60.4%で、次いで「補助金など、支援制度が使えること」が51.0%であり、どちらの項目においても、49歳以下の年齢層の回答割合が高い。

■「環境に良い取組」を積極的に行うために必要なこと（年齢層別）

	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
大気・水質浄化の状況など、取り組んだ行動の環境保全効果がはっきり分かること	46.6%	31.7%	43.4%	50.0%	54.5%	48.8%	42.5%
省エネによる光熱費節約やポイントの獲得など、直接的なメリットがあること	60.4%	66.7%	73.7%	73.9%	62.5%	52.1%	40.0%
環境保全のマニュアルやチェックリストなど、取組方法についての資料が手に入る	27.7%	17.5%	21.1%	15.9%	25.9%	39.7%	38.8%
自分達だけでなく、みんなと一緒に取り組む運動として行うこと	32.5%	27.0%	31.6%	31.8%	24.1%	33.9%	47.5%
補助金など、支援制度が使えること	51.0%	55.6%	64.5%	55.7%	47.3%	47.9%	38.8%
表彰制度など、行動の励みとなるものがあること	8.3%	11.1%	9.2%	8.0%	8.9%	3.3%	11.3%
スマホアプリなどを利用して、取り組みやイベントについて簡単に情報の入手、参加ができること	42.8%	49.2%	47.4%	47.7%	47.3%	39.7%	27.5%
その他	0.7%	1.6%	1.3%	0.0%	0.9%	0.0%	1.3%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問8 近年、環境に配慮した行動をするようになったきっかけ（複数回答）

- 「エネルギー価格や物価の上昇などに対する家計の節約」が最多の63.5%で、次いで「気候変動やSDGsに関するニュース・報道」が49.4%である。
- 「エネルギー価格や物価の上昇などに対する家計の節約」では、「40～49歳」が最多の72.7%で、次いで「30～39歳」が68.4%である。

■環境に配慮した行動を行うようになったきっかけ（年齢層別）

	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
エネルギー価格や物価の上昇などに対する家計の節約	63.5%	57.1%	68.4%	72.7%	59.8%	63.6%	58.8%
気候変動やSDGsに関するニュース・報道	49.4%	36.5%	40.8%	51.1%	53.6%	54.5%	52.5%
学校や職場等での環境講座などを受けた	10.8%	17.5%	10.5%	17.0%	9.8%	10.7%	1.3%
環境問題に関するポスター、パンフレット等	8.6%	12.7%	2.6%	10.2%	7.1%	5.8%	16.3%
新型コロナウイルスによる活動場所などの変化	21.5%	22.2%	10.5%	19.3%	19.6%	25.6%	30.0%
環境配慮行動への補助等の金銭的支援	6.4%	3.2%	6.6%	5.7%	5.4%	6.6%	10.0%
特に環境に配慮した行動はしていない	11.9%	12.7%	11.8%	9.1%	8.0%	12.4%	18.8%
その他	1.7%	0.0%	1.3%	1.1%	5.4%	0.8%	0.0%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

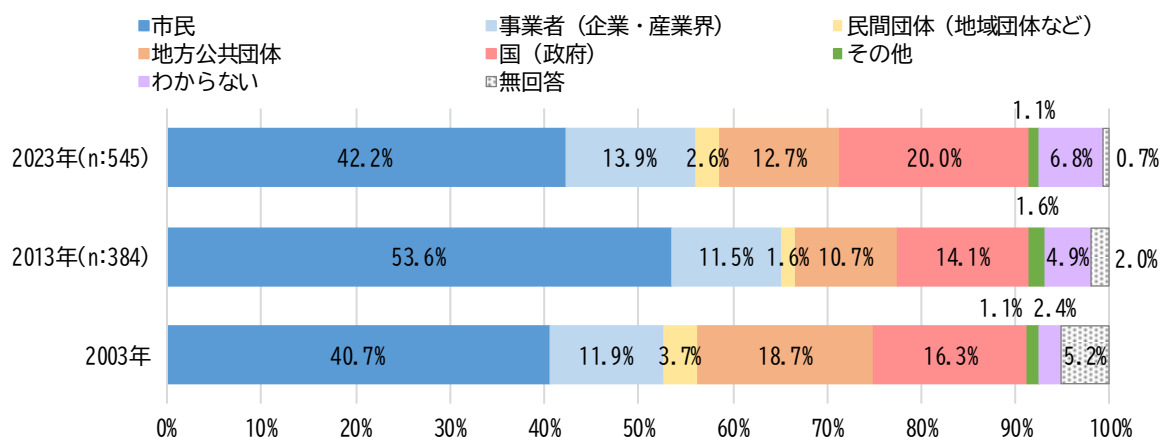
問9 環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体（単一回答）

1) 前回調査との比較

- 令和5年（2023年）調査では、「市民」が最多の42.2%、次いで「国（政府）」が20%、「事業者（企業・産業界）」が13.9%、「地方公共団体」が12.7%である。
- 平成25年（2013年）調査より、「市民」が11.4ポイント減少し、「国（政府）」が5.9ポイント増加した。

■環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体

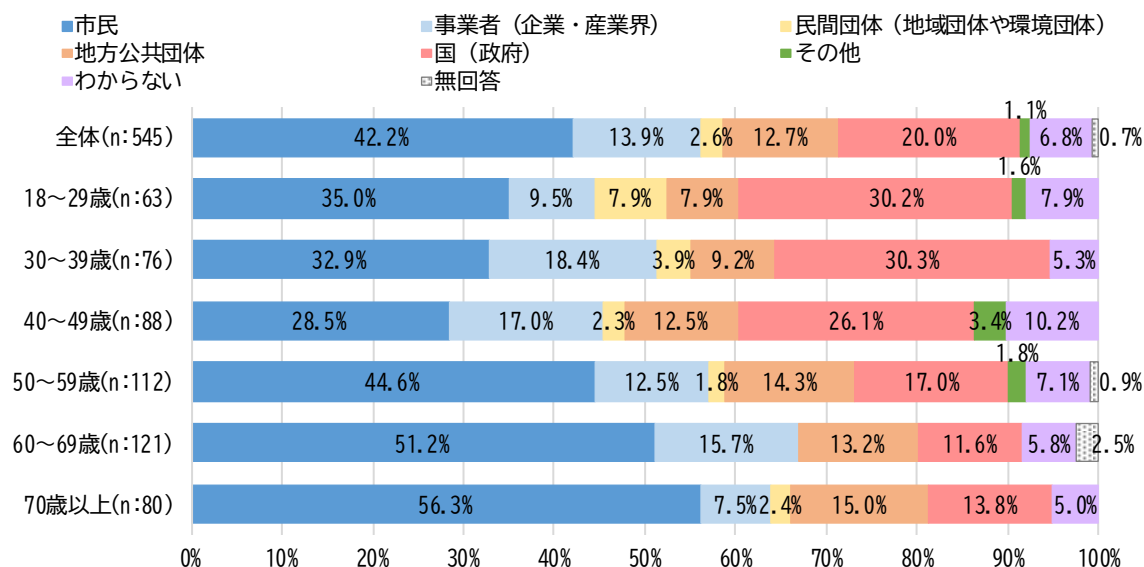
（令和5年（2023年）調査と平成25年（2013年）調査、平成15年（2003年）調査）



2) 年齢層別

- 「市民」「事業者」の合計割合は、「60～69歳」が最多の66.9%で、次いで「70歳以上」が63.8%、「50～59歳」が57.1%である。
- 「地方公共団体」「国（政府）」の合計割合は、「30～39歳」が最多の39.5%、次いで「40～49歳」が38.6%、「18～29歳」が38.1%である。

■環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体（年齢層別）



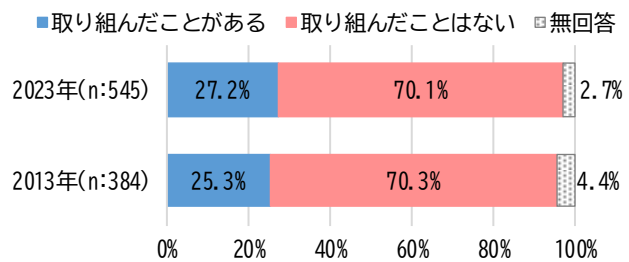
※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 10-1 環境保護団体や地域の団体の環境保全に関する活動への取組経験

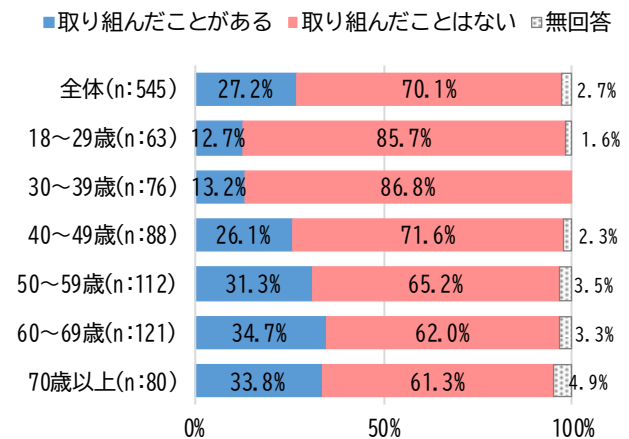
1) 取組経験の有無（単一回答）

- 「取り組んだことがある」が27.2%、「取り組んだことはない」が70.1%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「取り組んだことがある」が1.9ポイント増加し、「取り組んだことはない」が0.2ポイント減少した。
- 「18～29 歳」「30～39 歳」は、「取り組んだことがある」がそれぞれ12.7%、13.2%と、他の年齢層に比べて低い。

■環境保全に関する活動の取組経験



■環境保全に関する活動の取組経験（年齢層別）



※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

2) 取組経験のある活動領域（複数回答）

- 「リサイクル・廃棄物」は全体の 70.9%で、そのうち「40～49 歳」が最多の 82.6%、次いで「50～59 歳」が 77.1%、「60～69 歳」が 71.4%、「70 歳以上」が 70.4%である。
- 「森林の保全・緑化」は、「30～39 歳」が最多の 60.0%であり、他の年齢層と比べて高い。

■取組経験のある活動領域（年齢層別）

取り組んだことのある活動領域	全体 (n:148)	18～29歳 (n:8)	30～39歳 (n:10)	40～49歳 (n:23)	50～59歳 (n:35)	60～69歳 (n:42)	70歳以上 (n:27)
森林の保全・緑化	15.5%	25.0%	60.0%	13.0%	5.7%	16.7%	11.1%
自然保護	8.1%	12.5%	20.0%	8.7%	2.9%	2.4%	14.8%
大気環境保全	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	9.5%	0.0%
水環境保全	4.7%	0.0%	0.0%	13.0%	5.7%	4.8%	0.0%
リサイクル・廃棄物	70.9%	37.5%	50.0%	82.6%	77.1%	71.4%	70.4%
消費・生活	22.3%	0.0%	10.0%	17.4%	20.0%	21.4%	37.0%
環境教育・学習	14.2%	25.0%	40.0%	21.7%	8.6%	11.9%	7.4%
地域環境管理	12.2%	12.5%	10.0%	17.4%	5.7%	11.9%	18.5%
地球温暖化防止	8.1%	12.5%	0.0%	8.7%	2.9%	14.3%	3.7%
生物多様性の保全	4.7%	0.0%	0.0%	4.3%	8.6%	4.8%	3.7%
その他	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	2.4%	7.4%

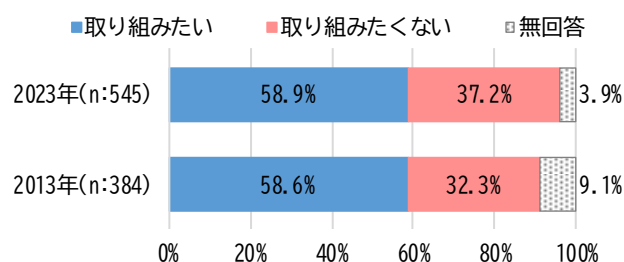
※ 総回答者数 148 名のうち、年齢について無回答とした 3 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 10-2 環境保護団体や地域の団体の環境保全に関する活動への今後の取組意向

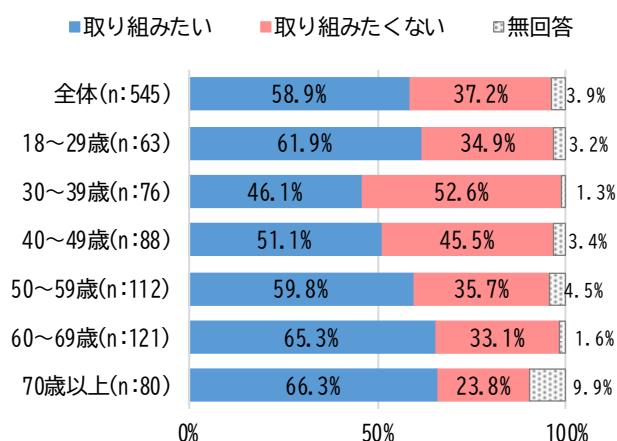
1) 今後の取組意向（単一回答）

- 「取り組みたい」が58.9%、「取り組みたくない」が37.2%である。
- 平成25年（2013年）調査より、「取り組みたい」が0.3ポイント、「取り組みたくない」が4.9ポイント増加した
- 問10-1で取組経験が少なかった「18～29歳」では、「取り組みたい」が61.9%である一方で、同じく取組経験が少なかった「30～39歳」では、「取り組みたい」が46.1%である。

■環境保全に関する活動への今後の取組意向



■環境保全に関する活動への今後の取組意向（年齢層別）



※ 総回答者数545名のうち、年齢について無回答とした5名は年齢層別の集計結果から除外している。

2) 取組意向のある活動領域（複数回答）

- 「リサイクル・廃棄物」が最多の51.4%、次いで「自然保護」が41.4%、「消費・生活」が38.0%、「森林の保全・緑化」が29.6%である。
- 「18～29歳」は、問10-1で取組経験が0%だった「消費・生活」「生物多様性の保全」が、それぞれ35.9%、20.5%である。

■取組意向のある活動領域（年齢層別）

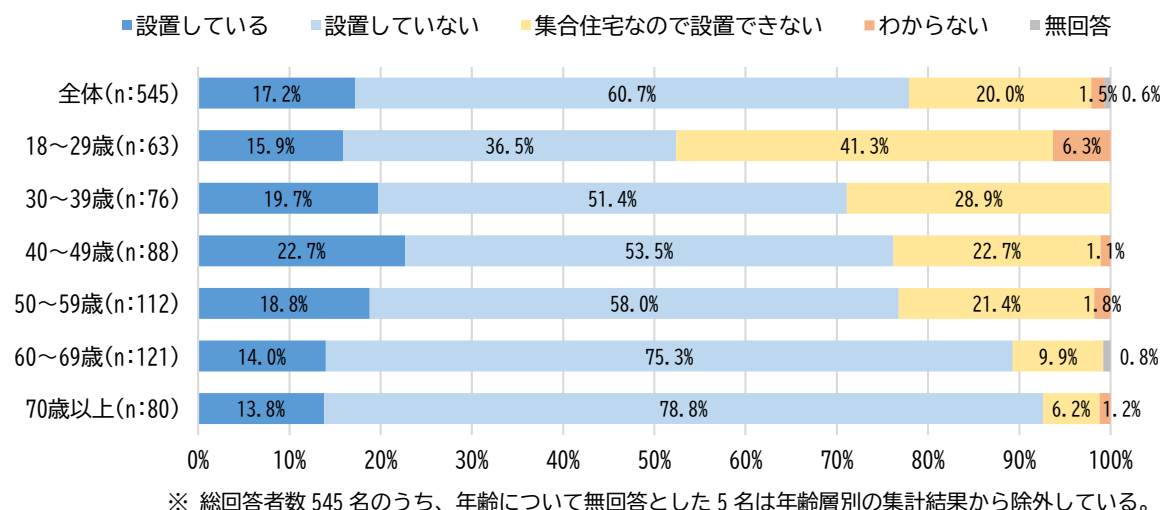
今後取り組みたい活動領域	全体 (n:321)	18～29歳 (n:39)	30～39歳 (n:35)	40～49歳 (n:45)	50～59歳 (n:67)	60～69歳 (n:79)	70歳以上 (n:53)
森林の保全・緑化	29.6%	43.6%	37.1%	33.3%	25.4%	27.8%	20.8%
自然保護	41.4%	46.2%	34.3%	44.4%	40.3%	39.2%	45.3%
大気環境保全	9.0%	10.3%	11.4%	6.7%	7.5%	7.6%	11.3%
水環境保全	14.0%	17.9%	14.3%	17.8%	9.0%	12.7%	15.1%
リサイクル・廃棄物	51.4%	41.0%	57.1%	51.1%	44.8%	55.7%	58.5%
消費・生活	38.0%	35.9%	37.1%	31.1%	35.8%	35.4%	52.8%
環境教育・学習	15.6%	23.1%	25.7%	24.4%	9.0%	17.7%	0.0%
地域環境管理	11.8%	12.8%	14.3%	11.1%	10.4%	8.9%	15.1%
地球温暖化防止	24.9%	25.6%	20.0%	28.9%	26.9%	25.3%	20.8%
生物多様性の保全	13.4%	20.5%	17.1%	11.1%	13.4%	15.2%	5.7%
その他	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	1.9%

※ 総回答者数545名のうち、年齢について無回答とした5名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 11 自宅での太陽光発電設備の設置状況（単一回答）

- 「設置している」が17.2%、「設置していない」が60.7%である。
- 「設置している」では、「40～49歳」が最多の22.7%、次いで「30～39歳」が19.7%、「50～59歳」が18.8%である。
- 「18～29歳」は「集合住宅なので設置できない」が41.3%と、他の年齢層と比べて高い。

■太陽光発電設備の設置状況（年齢層別）



問 12 次世代自動車の保有状況（複数回答）

- 「次世代自動車を保有していない」が最多の56.5%、次いで「ハイブリッド自動車（HEV）」が35.6%である。
- 「プラグインハイブリッド（PHEV）」「燃料電池自動車（水素自動車、FCEV）」「電気自動車（EV）」は、それぞれ全体で3%を下回っている。

■次世代自動車の保有状況（年齢層別）

	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)	2.6%	0.0%	1.3%	2.3%	1.8%	5.8%	2.5%
ハイブリッド自動車（HEV）	35.6%	34.9%	26.3%	33.0%	34.8%	43.0%	36.3%
燃料電池自動車（水素自動車、 FCEV）	0.4%	1.6%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
電気自動車（EV）	2.0%	3.2%	1.3%	3.4%	0.9%	2.5%	1.3%
次世代自動車を保有していない	56.5%	65.1%	68.4%	60.2%	58.0%	47.1%	50.0%

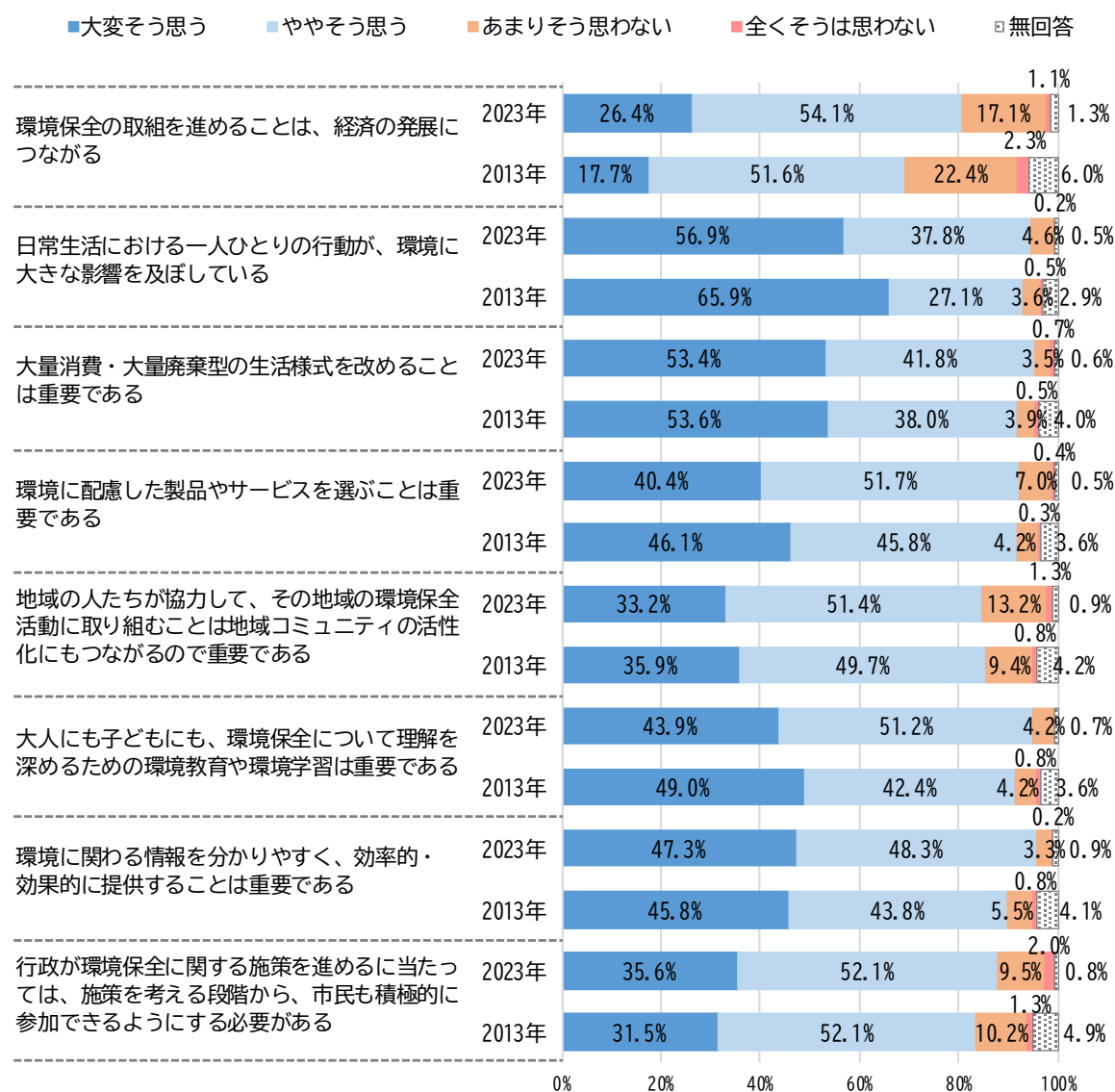
※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 13 環境問題に対する考えや意見（単一回答）

1) 項目別

- 「大変そう思う」は、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」が最多の 56.9%で、次いで「大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めることは重要である」が 53.4%、「環境に関わる情報を分かりやすく、効率的・効果的に提供することは重要である」が 47.3%である。
- 「環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながる」は、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計割合が 18.2%と、他の項目に比べて高いが、平成 25 年（2013 年）調査より 6.5 ポイント減少している。

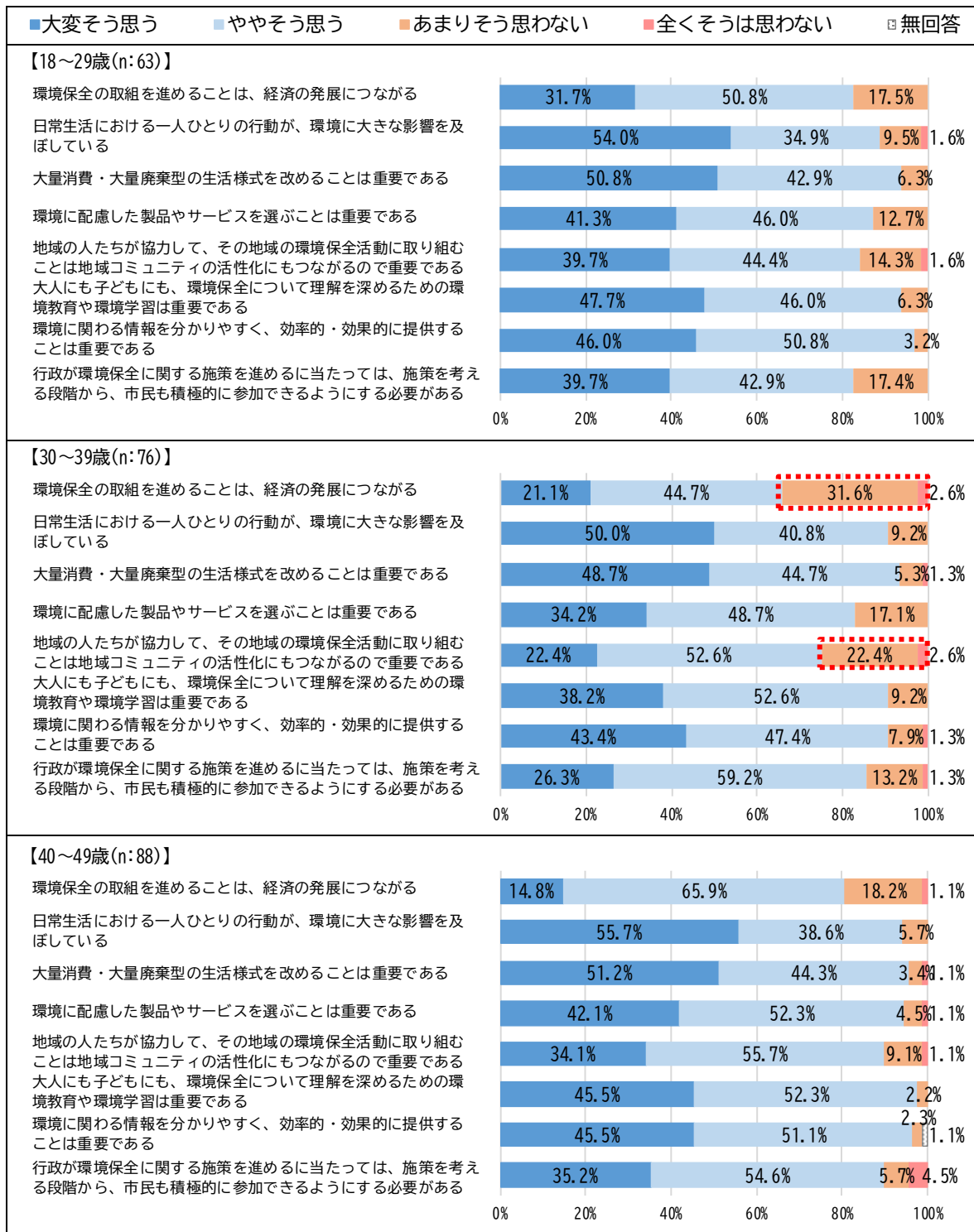
■環境問題に対する考えや意見



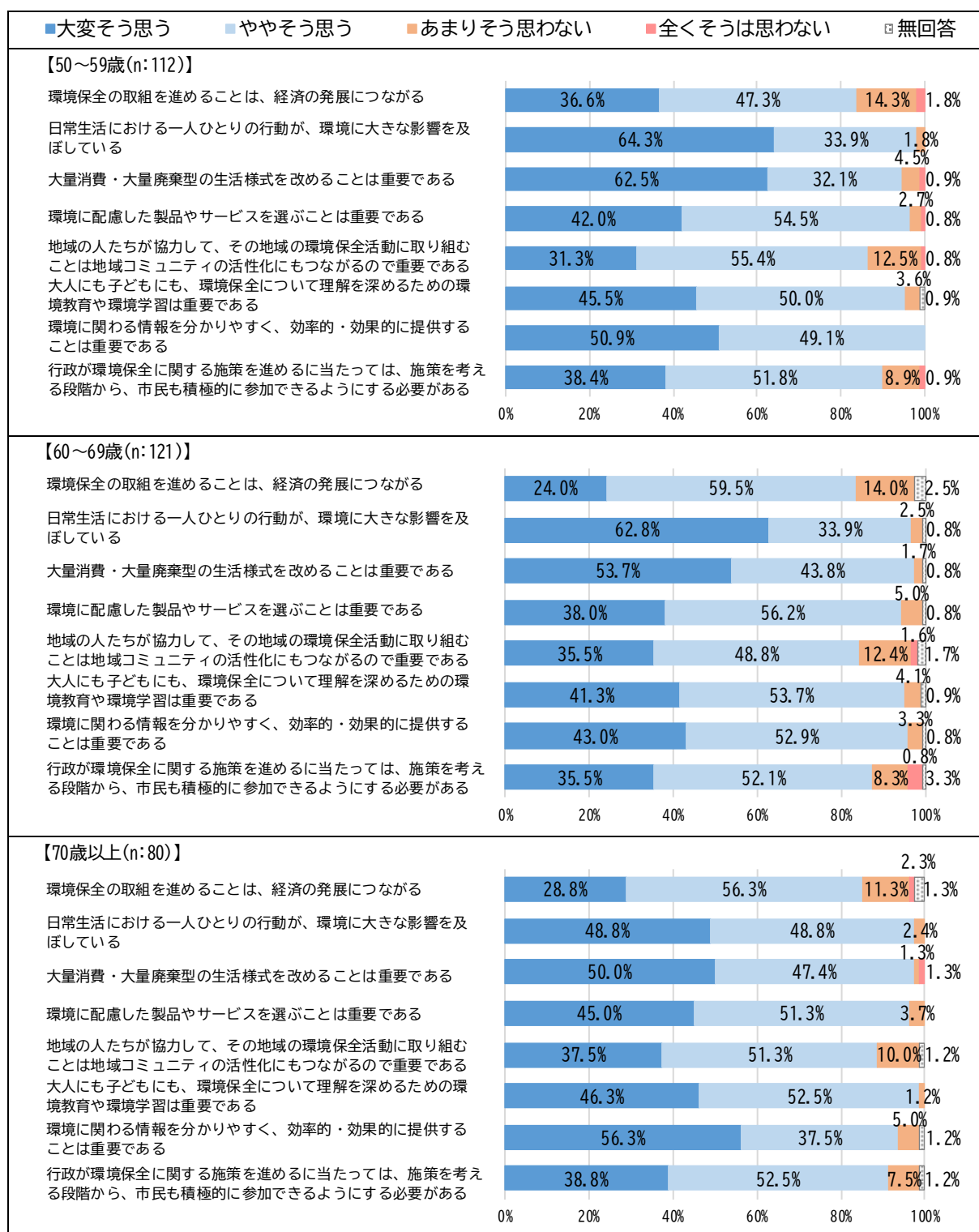
2) 年齢層別

- 「30～39 歳」において、「環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながる」「地域の人たちが協力して、その地域の環境保全活動に取り組むことは地域コミュニティの活性化にもつながるので重要である。」の「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計割合が、それぞれ 34.2%、25%と、他の年齢層と比べて高い。

■環境問題に対する考えや意見（年齢層別）



※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。



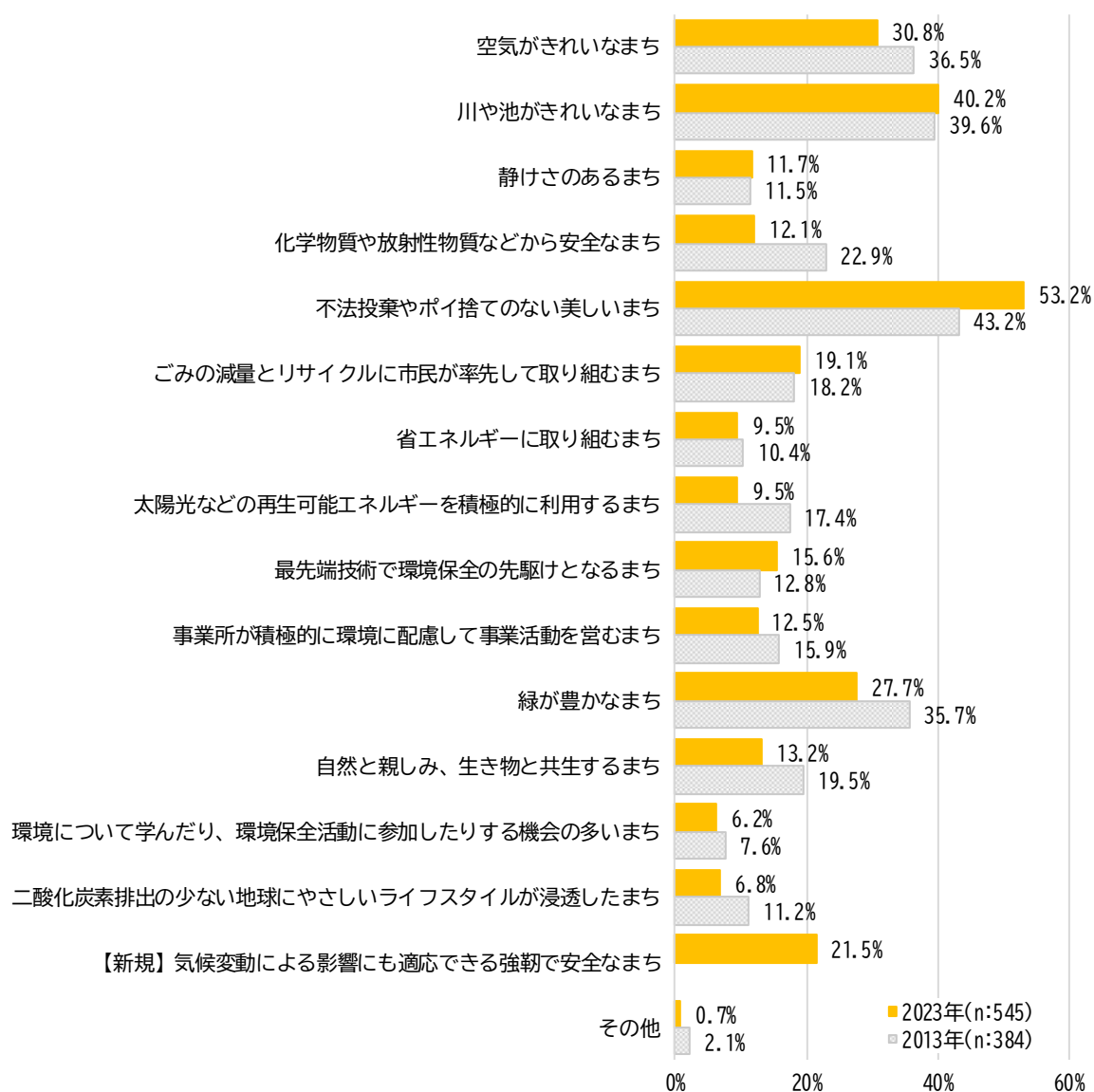
※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 14 市に期待する環境将来像（複数回答：最大で3つまで）

1) 項目別

- 令和 5 年（2023 年）調査では、新たに「気候変動による影響にも適応できる強靱で安全なまち」の項目を追加した。
- 「不法投棄やポイ捨てのない美しいまち」が最多の 53.2%、次いで「川や池がきれいなまち」が 40.2%、「空気がきれいなまち」が 30.8%、「緑が豊かなまち」が 27.7%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「不法投棄やポイ捨てのない美しいまち」が 10 ポイント増加した。

■市に期待する環境将来像（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）



【新規】は令和 5 年（2023 年）調査での新規追加項目

2) 年齢層別

- 「空気がきれいなまち」では、「18～29 歳」が 47.6%、「40～49 歳」が 42%、「30～39 歳」が 40.8%と、50 歳以上の年齢層と比べて高い。
- 「ごみの減量とリサイクルに市民が率先して取り組むまち」では、「18～29 歳」「30～39 歳」「40～49 歳」がそれぞれ 20%未満であるのに対して、「50～59 歳」「60～69 歳」「70 歳以上」がそれぞれ 20%以上となっている。

■市に期待する環境将来像（年齢層別）

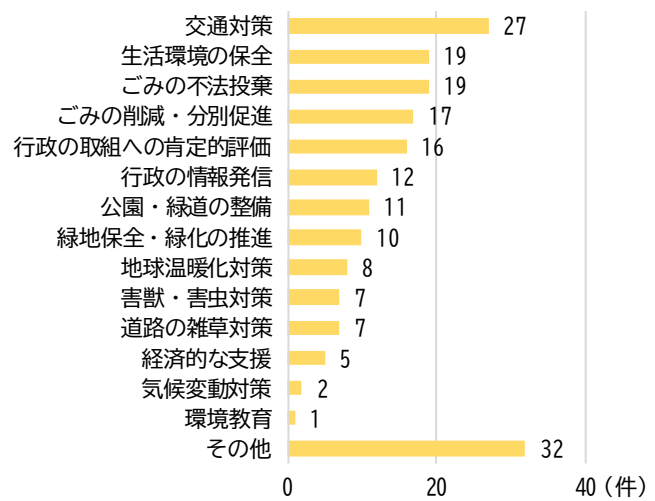
	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
空気がきれいなまち	30.8%	47.6%	40.8%	42.0%	22.3%	20.7%	25.0%
川や池がきれいなまち	40.2%	39.7%	34.2%	52.3%	35.7%	39.7%	41.3%
静けさのあるまち	11.7%	14.3%	15.8%	17.0%	10.7%	8.3%	7.5%
化学物質や放射性物質などから安全なまち	12.1%	14.3%	13.2%	10.2%	8.0%	13.2%	16.3%
不法投棄やポイ捨てのない美しいまち	53.2%	47.6%	52.6%	48.9%	56.3%	56.2%	56.3%
ごみの減量とリサイクルに市民が率先して取り組むまち	19.1%	9.5%	13.2%	14.8%	20.5%	26.4%	25.0%
省エネルギーに取り組むまち	9.5%	3.2%	10.5%	9.1%	14.3%	9.1%	8.8%
太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に利用するまち	9.5%	7.9%	7.9%	8.0%	15.2%	9.9%	6.3%
最先端技術で環境保全の先駆けとなるまち	15.6%	19.0%	19.7%	12.5%	18.8%	11.6%	13.8%
事業所が積極的に環境に配慮して事業活動を営むまち	12.5%	9.5%	10.5%	8.0%	17.9%	12.4%	15.0%
緑が豊かなまち	27.7%	20.6%	28.9%	34.1%	25.9%	28.9%	27.5%
自然と親しみ、生き物と共生するまち	13.2%	14.3%	15.8%	8.0%	14.3%	14.9%	12.5%
環境について学んだり、環境保全活動に参加したりする機会の多いまち	6.2%	1.6%	3.9%	2.3%	8.0%	7.4%	12.5%
二酸化炭素排出の少ない地球にやさしいライフスタイルが浸透したまち	6.8%	4.8%	2.6%	5.7%	3.6%	11.6%	11.3%
【新規】気候変動による影響にも適応できる強靱で安全なまち	21.5%	22.2%	19.7%	15.9%	25.0%	24.8%	20.0%
その他	0.7%	0.0%	1.3%	0.0%	1.8%	0.8%	0.0%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

④ 市への意見・要望

- 「交通対策」が最多の 27 件、次いで「生活環境の保全」「ごみの不法投棄」が 19 件、「ごみの削減・分別促進」が 17 件、「行政の取組への肯定的評価」が 16 件である。

■意見・要望の内容別の件数



(2) 事業者アンケート

① 調査概要

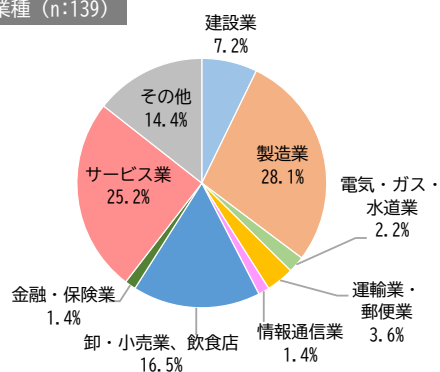
調査対象者	無作為抽出した市内事業所
調査方法	・ 郵送での調査票発送 ・ 調査票記載の URL・二次元バーコードからの web フォームでの回答 または郵送返信による回収
調査期間	令和 5 年 11 月 2 日（木）～令和 5 年 11 月 17 日（金）
発送数	300 件
回収数	139 件（回収率 46.3%） うち web 回答：61 件 郵送返信：78 件

② 回収結果

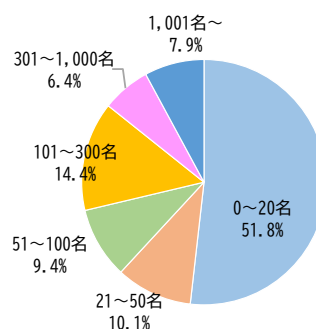
- 業種別では、「製造業」が最多の 28.1%、次いで「サービス業」が 25.2%、「卸・小売業、飲食店」が 16.5%と、合計割合が約 70%である。
- 従業員数では、0～20 名が最多の 51.8%、次いで「101～300 名」が 14.4%、「21～50 名」が 10.1%である。
- 資本金は、「1 千万円以上 1 億円未満」が 46%、「1 千万円未満」が 40.3%と、合計割合が約 86%である。
- 建物は、「自社ビル・オフィス」が最多の 47.5%、次いで「工場」が 22.3%、「賃貸・テナント」が 20.9%である

■ 属性別の割合

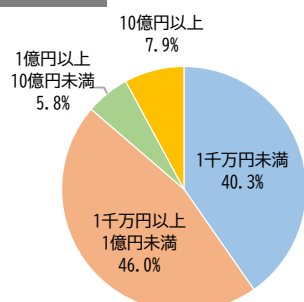
業種（n:139）



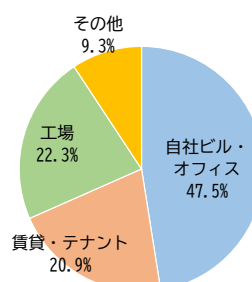
従業員数（n:139）



資本金（n:139）



建物（n:139）



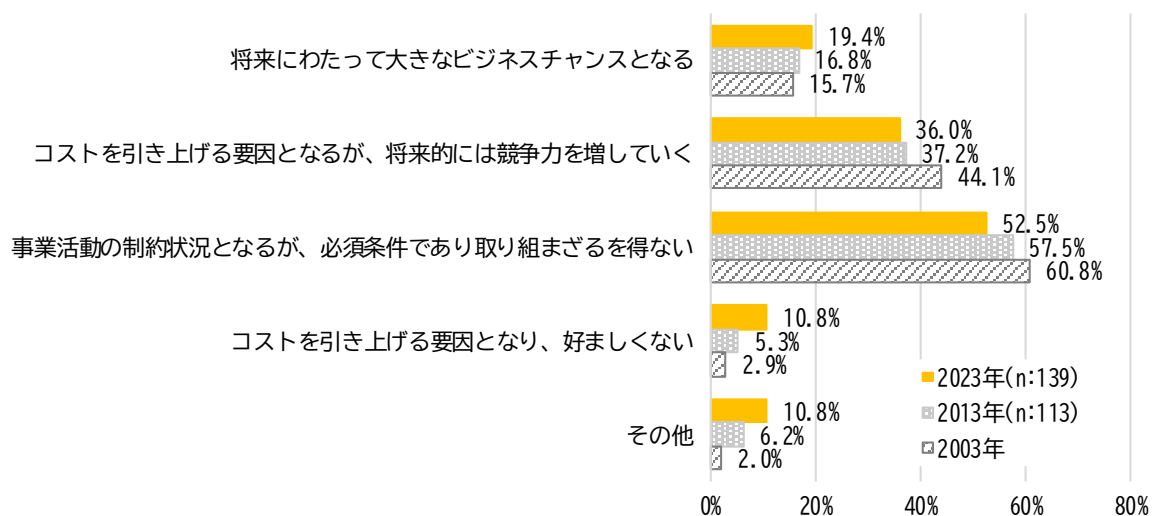
③ 調査結果

問1 環境問題・環境保全への取組による事業活動への影響（複数回答）

- 「事業活動の制約状況となるが、必須条件であり取り組まざるを得ない」が最多の 52.5%で、次いで「コストを引き上げる要因となるが、将来的には競争力を増していく」が 36.0%、「将来にわたって大きなビジネスチャンスとなる」が 19.4%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「将来にわたって大きなビジネスチャンスとなる」が 2.6 ポイント、「コストを引き上げる要因となり、好ましくない」が 5.5 ポイント増加した。
- 従業員数別では、「コストを引き上げる要因となるが、将来的には競争力を増していく」のうち「1001 名～」が 90.9%である一方で、「0～20 名」が 16.7%である。

■環境問題・環境保全への取組による事業活動への影響

（令和 5 年（2023 年）調査、平成 25 年（2013 年）調査、平成 15 年（2003 年）調査）



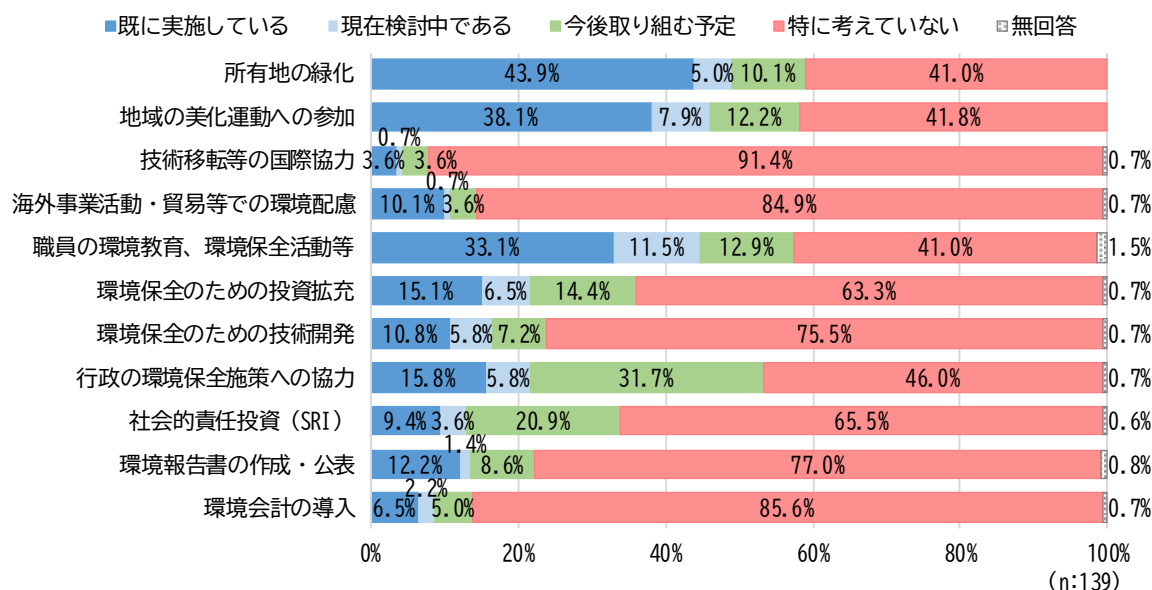
■環境問題・環境保全への取組による事業活動への影響（従業員数別）

	全体 (n:139)	0～20名 (n:72)	21～50名 (n:14)	51～100名 (n:13)	101～300名 (n:20)	301～1,000名 (n:9)	1,001名～ (n:11)
将来にわたって大きなビジネスチャンスとなる	19.4%	11.1%	21.4%	38.5%	20.0%	22.2%	45.5%
コストを引き上げる要因となるが、将来的には競争力を増していく	36.0%	16.7%	35.7%	53.8%	55.0%	55.6%	90.9%
事業活動の制約状況となるが、必須条件であり取り組まざるを得ない	52.5%	54.2%	50.0%	53.8%	50.0%	55.6%	45.5%
コストを引き上げる要因となり、好ましくない	10.8%	13.9%	14.3%	7.7%	0.0%	11.1%	9.1%
その他	10.8%	16.7%	0.0%	7.7%	5.0%	11.1%	0.0%

問2 環境保全活動の推進のための取組の実施状況（単一回答）

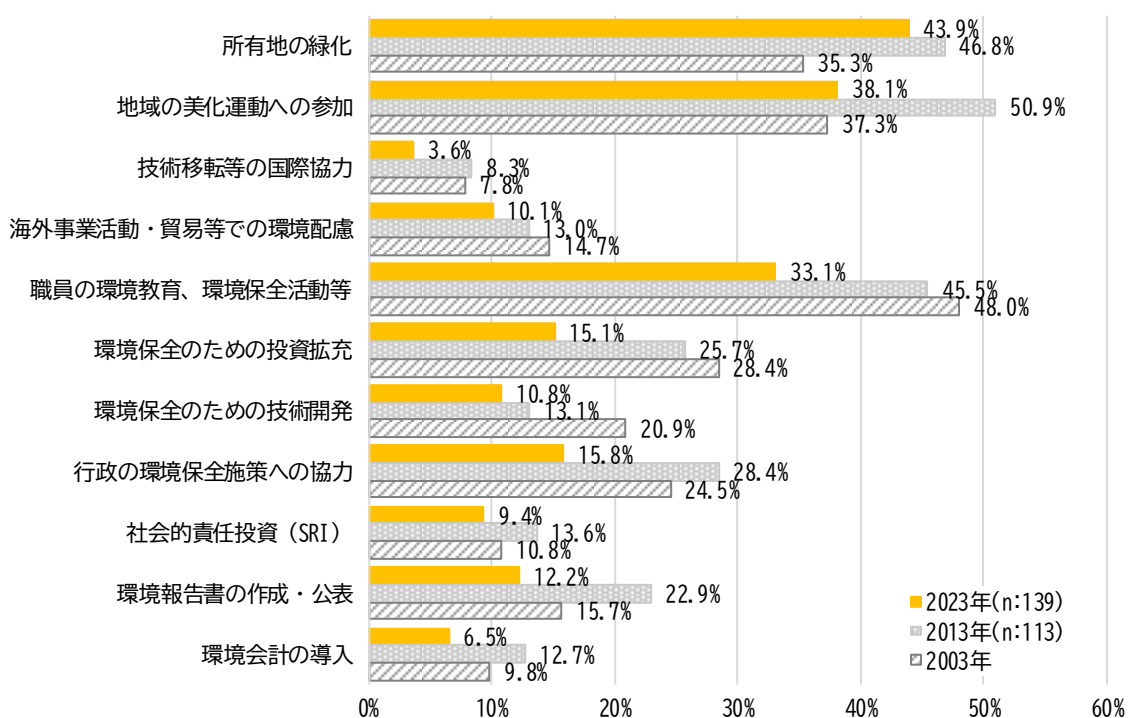
- 「既に実施している」「実施検討中である」「今後取り組む予定」の合計割合は、「所有地の緑化」が最多の59.0%で、次いで「地域の美化運動への参加」が58.2%、「職員の環境教育・環境保全活動等」が57.5%である。
- 「特に考えていない」は、「技術移転等の国際協力」が最多の91.4%、次いで「環境会計の導入」が85.6%、「海外事業活動・貿易等での環境配慮」が84.9%である。
- 平成25年（2013年）調査より、すべての項目において「既に実施している」割合は減少しており、「地域の美化運動への参加」「職員の環境教育・環境保全活動等」「行政の環境保全施策への協力」がそれぞれ12ポイント以上減少した。

■環境保全活動別の推進のための取組の実施状況



■環境保全活動別の推進のための取組の実施状況

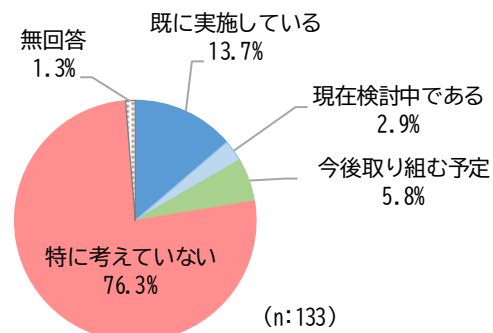
（令和5年（2023年）調査、平成25年（2013年）調査、平成15年（2003年）調査）



問3 環境ビジネス※の推進のための取組の実施状況（単一回答）

- 「特に考えていない」が最多の 76.3%で、次いで「既に実施している」が13.7%、「今後取り組む予定」が 5.8%、「現在検討中である」が 2.9%である。

■環境ビジネスの推進のための取組の実施状況



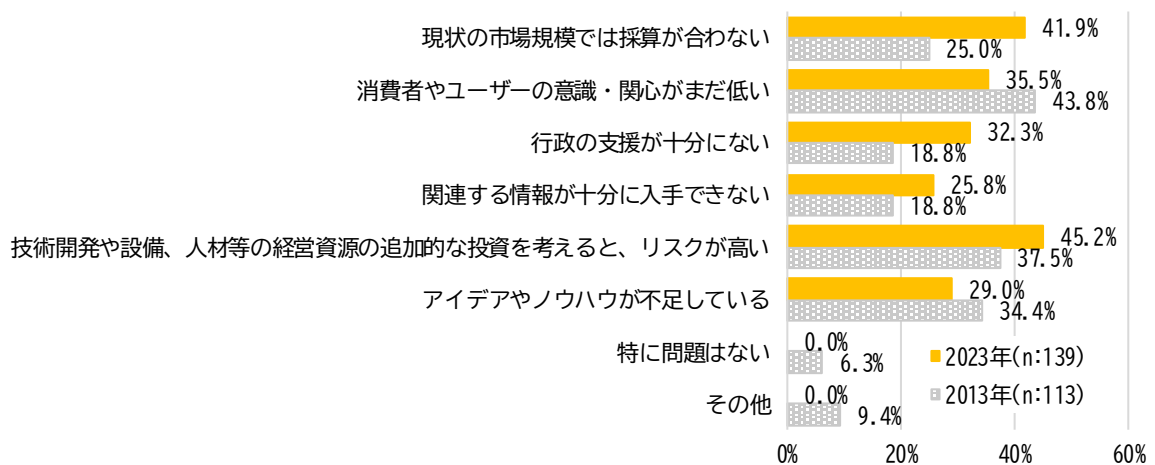
※ 環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供するビジネス

問4 環境ビジネスに取り組むうえでの課題（複数回答）

（問3で「既に実施している」「実施検討中である」「今後取り組む予定」を選択した事業所のみ）

- 「追加的な投資を考えると、リスクが高い」が最多の 45.2%で、平成 25 年（2013 年）調査より 7 ポイント以上の増加、次いで「現状の市場規模では採算が合わない」が 41.9%で、平成 25 年（2013 年）調査より 16 ポイント以上増加した。
- 「消費者やユーザーの意識・関心がまだ低い」は 35.5%、「アイデアやノウハウが不足している」は 29.0%と、比較的数字は高いものの、平成 25 年（2013 年）調査より、それぞれ 5～8 ポイント以上減少している。

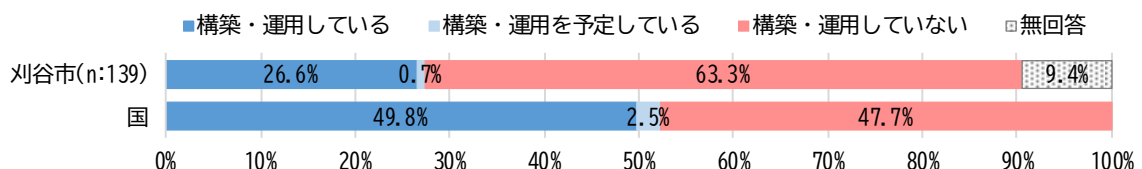
■環境ビジネスに取り組むうえでの課題



問5 環境マネジメントシステムの構築・運用状況（単一回答）

- 「刈谷市」では、「構築・運用している」「構築・運用を予定している」の合計割合が 27.3%、「構築・運用していない」が 63.3%である。
- 「国」では、「構築・運用している」「構築・運用を予定している」の合計割合が 52.3%、「構築・運用していない」が 47.7%である。

■環境マネジメントシステムの構築・運用状況

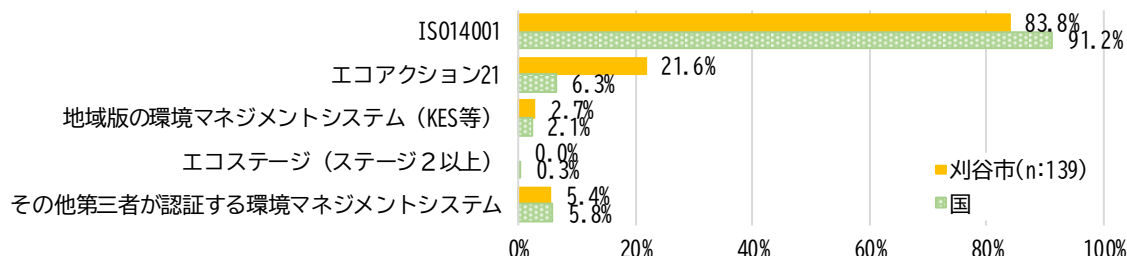


※ 「国」は環境省「令和元年度 環境にやさしい企業行動調査（平成 30 年（2018 年））」を参照

問6 運用している環境マネジメントシステムについて（複数回答）

- 「刈谷市」「国」共に「ISO14001」が最多であり、それぞれ 83.8%、91.2%である。
- 「エコアクション21」は、「国」が 6.3%である一方で、「刈谷市」は 21.6%である。

■運用している環境マネジメントシステム

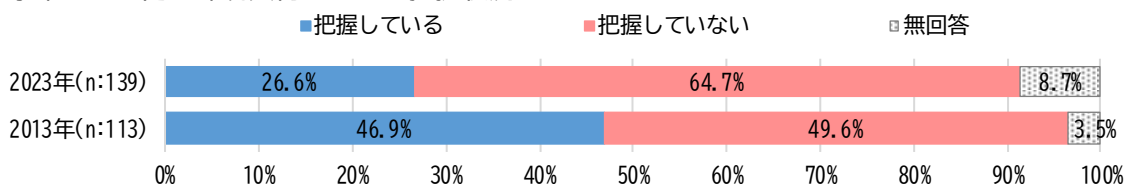


※ 「国」は環境省「令和元年度 環境にやさしい企業行動調査（平成 30 年（2018 年））」を参照

問7 事業エリア内における環境負荷データの把握状況（単一回答）

- 「把握している」が 26.6%、「把握していない」が 64.7%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「把握している」は 20 ポイント以上減少し、「把握していない」は 15%以上増加した。

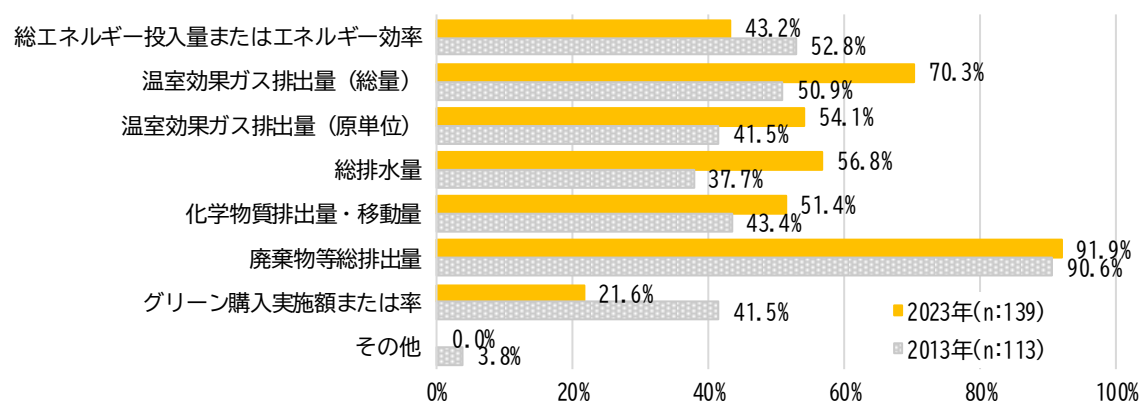
■事業エリア内の環境負荷データの把握状況



問8 把握している環境負荷データ（複数回答）

- 「廃棄物等総排出量」が最多の 91.9%、次いで「温室効果ガス排出量（総量）」が 70.3%、「総排水量」が 56.8%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「温室効果ガス排出量（総量）」「総排水量」共に 19 ポイント以上増加した。

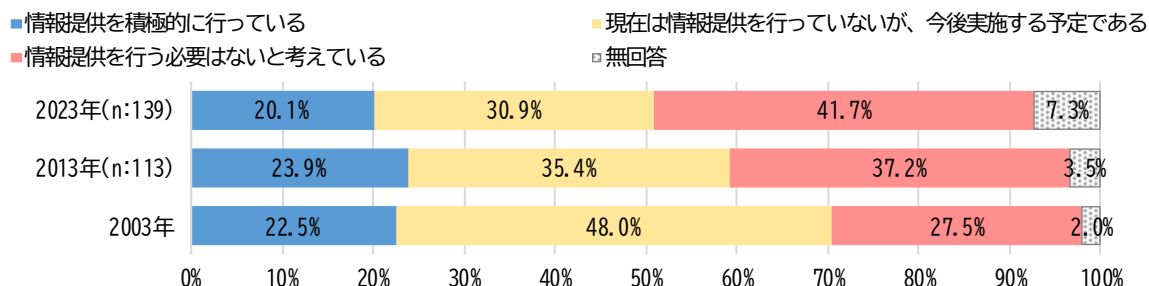
■環境負荷データの把握内容



問 9 行政や市民への環境に関する情報提供の実施状況（単一回答）

- 「情報提供を積極的に行っている」が 20.1%、「現在は情報提供を行っていないが、今後実施する予定である」が 30.9%、「情報提供を行う必要は無いと考えている」が 41.7%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「情報提供を積極的に行っている」が 3.8 ポイント減少し、「情報提供を行う必要は無いと考えている」が 4.5 ポイント増加した。

■行政や市民への環境に関する情報提供の状況



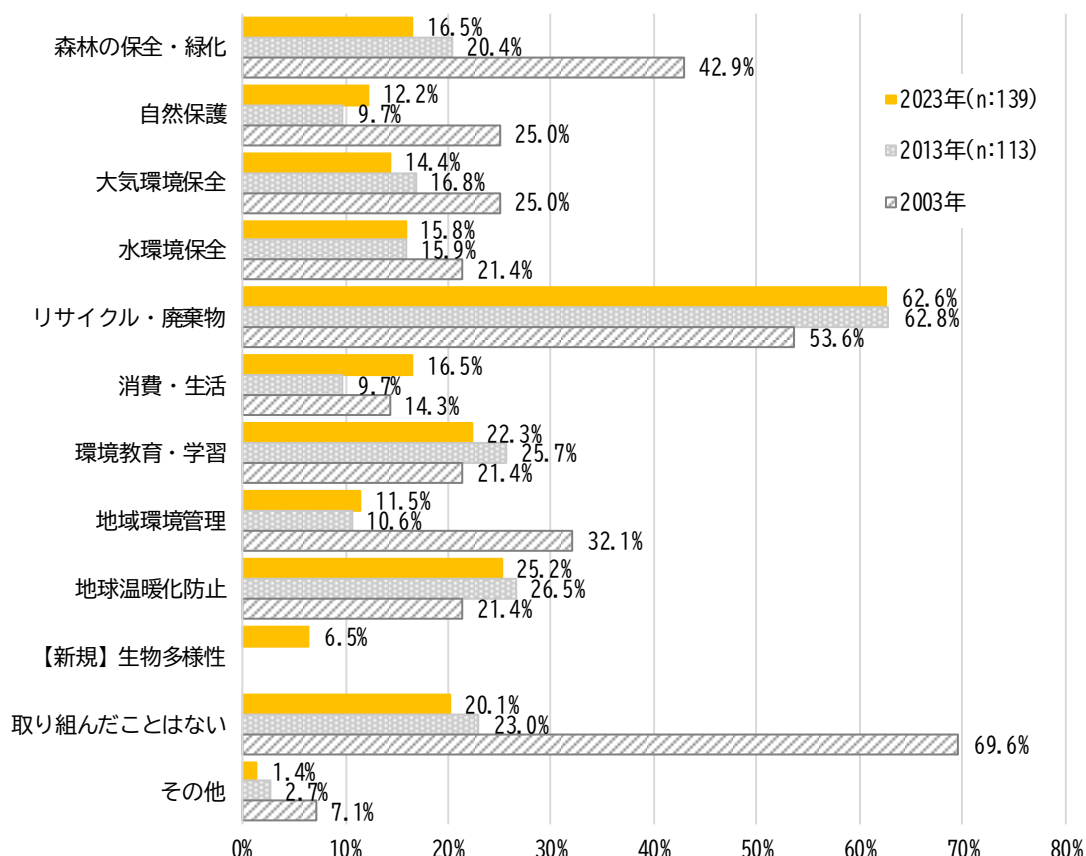
問 10-1 環境保全活動への取組経験（複数回答）

1) 取組経験のある活動領域

- 令和 5 年（2023 年）調査では、新たに「生物多様性」の項目を追加した。
- 「リサイクル・廃棄物」が最多の 62.6%で、次いで「地球温暖化防止」が 25.2%、「環境教育・学習」が 22.3%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「森林の保全・緑化」「環境教育・学習」は共に 3 ポイント以上減少した一方で、「消費・生活」は 6 ポイント以上増加した。

■取組経験のある活動領域

（令和 5 年（2023 年）調査、平成 25 年（2013 年）調査、平成 15 年（2003 年）調査）

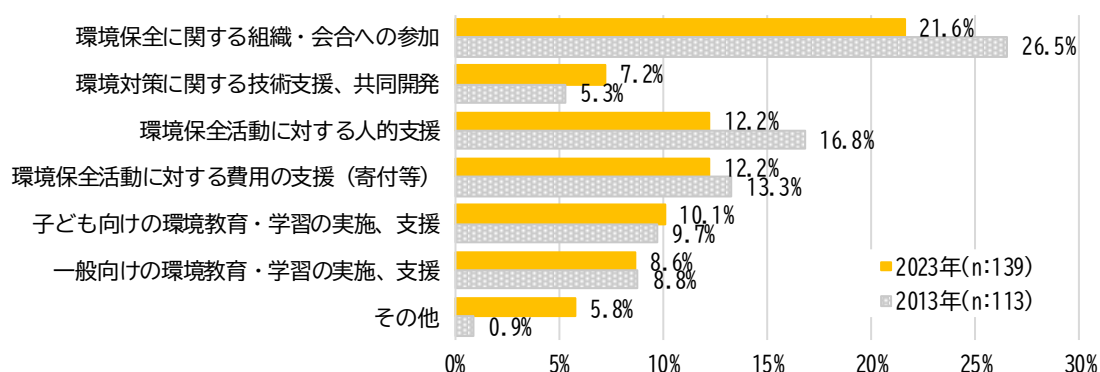


2) 取組経験のある活動内容

- 「環境保全に関する組織・会合への参加」が最多の21.6%で、次いで「環境保全活動に対する人的支援」「環境保全活動に対する費用の支援（寄付等）」が12.2%、「子ども向けの環境教育・学習の実施、支援」が10.1%である。
- 平成25年（2013年）調査より、「環境保全に関する組織・会合への参加」「環境保全活動に対する人的支援」は共に4ポイント以上減少した一方で、「環境対策に関する技術支援、共同開発」は1ポイント以上増加した。

■取組経験のある活動内容

（令和5年（2023年）調査と平成25年（2013年）調査、平成15年（2003年）調査）



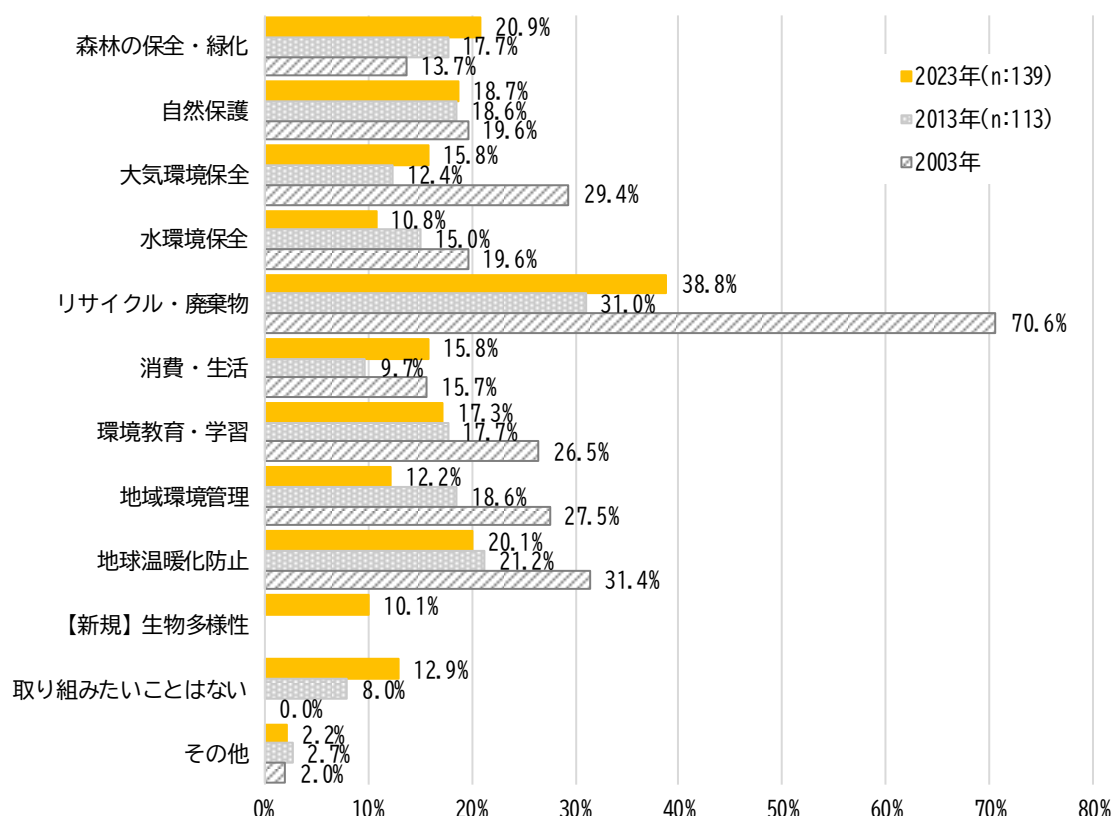
問10-2 環境保全活動への取組意向（複数回答）

1) 取組意向のある活動領域

- 「リサイクル・廃棄物」が最多の38.8%で、次いで「森林の保全・緑化」が20.9%、「地球温暖化」が20.1%である。
- 平成25年（2013年）調査より、「リサイクル・廃棄物」は7ポイント以上、「消費・生活」は6ポイント以上増加した一方で、「水環境保全」は4ポイント以上減少した。

■取組意向のある活動領域

（令和5年（2023年）調査、平成25年（2013年）調査、平成15年（2003年）調査）

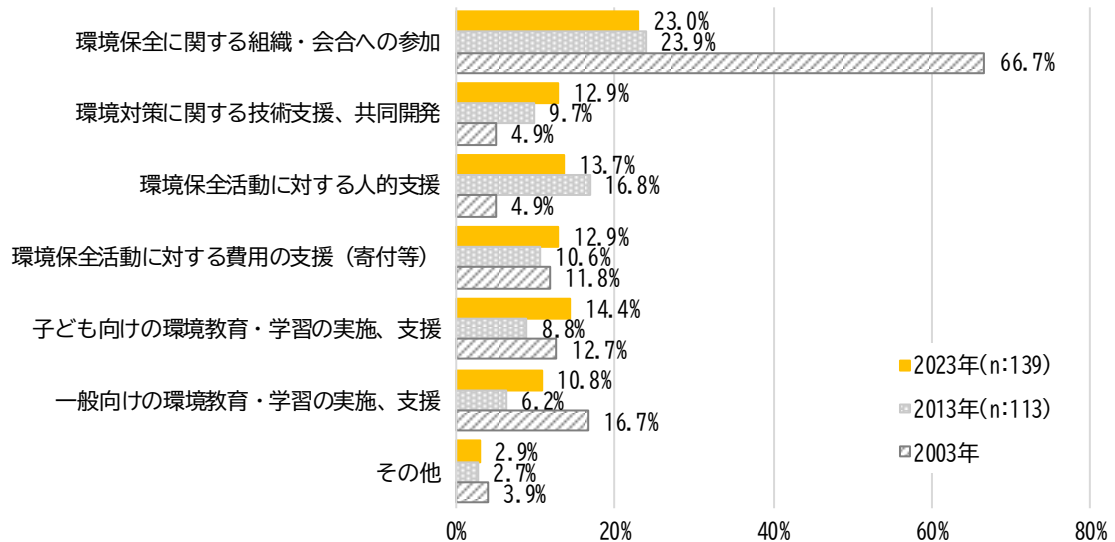


2) 取組意向のある活動内容

- 「環境保全に関する組織・会合への参加」が最多の23.0%で、次いで「子ども向けの環境教育・学習の実施、支援」が14.4%、「環境保全活動に対する人的支援」が13.7%である。
- 平成25年（2013年）調査より、「子ども向けの環境教育・学習の実施、支援」は5ポイント以上増加した。

■取組意向のある活動内容

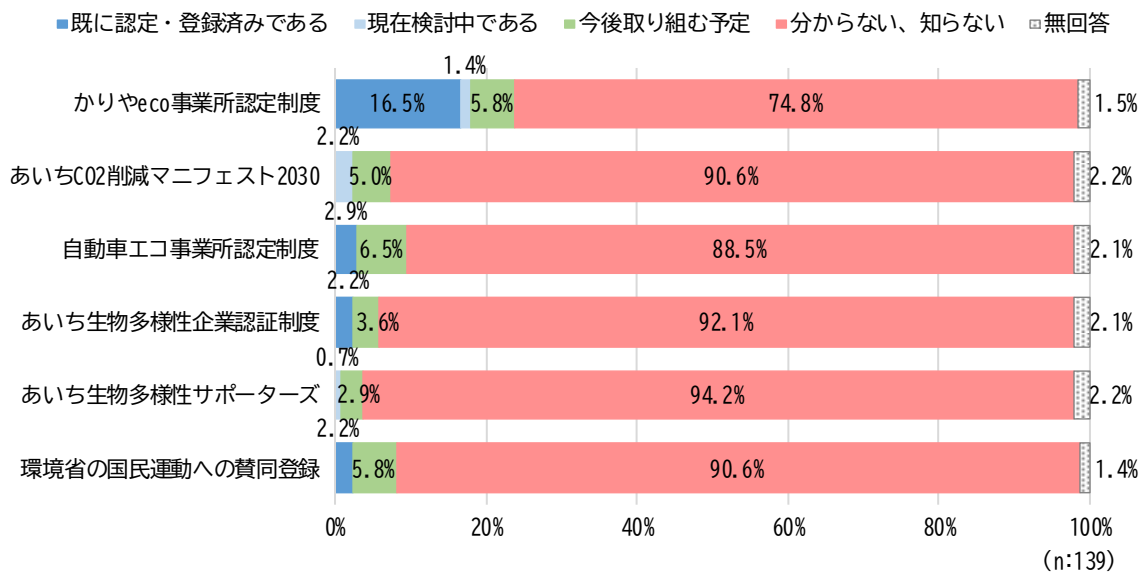
（令和5年（2023年）調査、平成25年（2013年）調査、平成15年（2003年）調査）



問11 認定・登録制度等への参加状況（単一回答）

- 全ての項目で、「分からない、知らない」が7割以上である。
- 「既に認定・登録済みである」「現在検討中である」「今後取り組む予定」の合計割合は、刈谷市が実施する「かりやeco事業所認定制度」が最多の23.7%で、その他の項目はいずれも10%未満である。

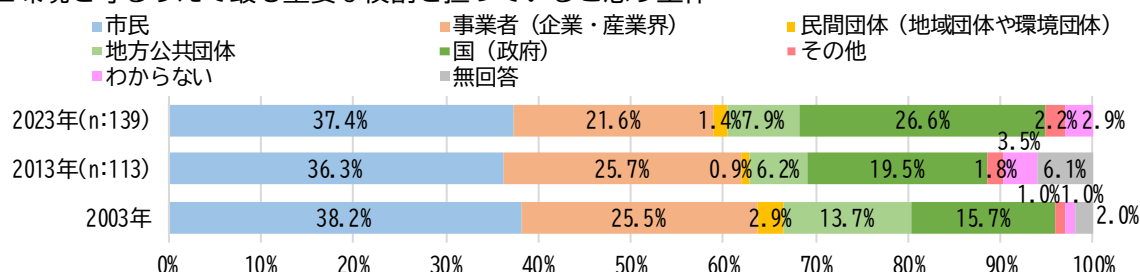
■国・県・市の認定・登録制度等への参加状況



問 12 環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体（単一回答）

- 「市民」が最多の 37.4%で、次いで「国（政府）」が 26.6%、事業者（企業・産業界）が 21.6%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「国（政府）」は 7 ポイント以上増加し、「事業者（企業・産業界）」は 4 ポイント以上減少した。

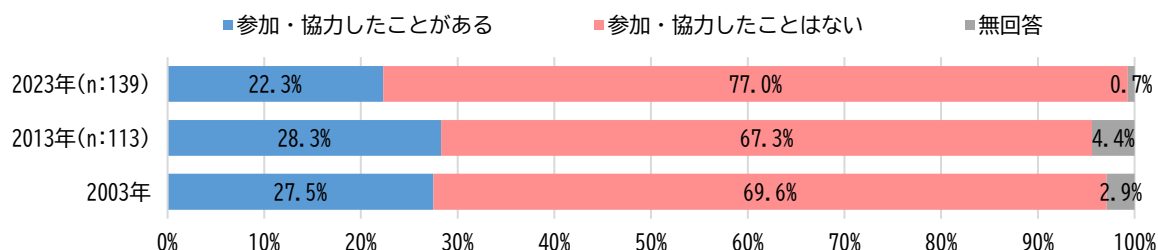
■環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体



問 13 環境保護団体や地域の団体の環境保全に関する活動への取組経験（単一回答）

- 「参加・協力したことがある」が 22.3%、「参加・協力したことはない」が 77.0%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「参加・協力したことがある」は 6 ポイント減少し、「参加・協力したことはない」は 9 ポイント以上増加した。

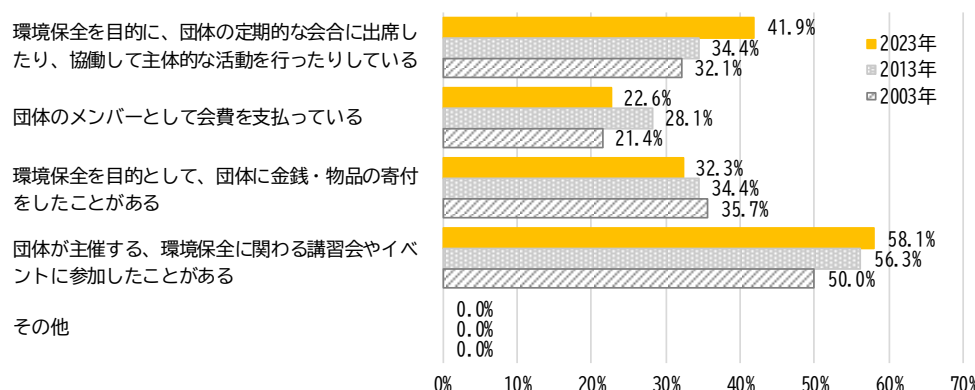
■環境保全に関する活動への取組経験



問 14 環境保護団体や地域の団体の環境保全に関する活動への取組内容（複数回答）

- 「団体が主催する、環境保全に関わる講習会やイベントに参加したことがある」が最多の 58.1%で、次いで「環境保全を目的に、団体の定期的な会合に出席したり、協働して主体的な活動を行ったりしている」が 41.9%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、2013 年と比べて「環境保全を目的に、団体の定期的な会合に出席したり、協働して主体的な活動を行ったりしている」が 7 ポイント以上増加した一方で、「団体のメンバーとして会費を支払っている」が 5 ポイント以上減少した。

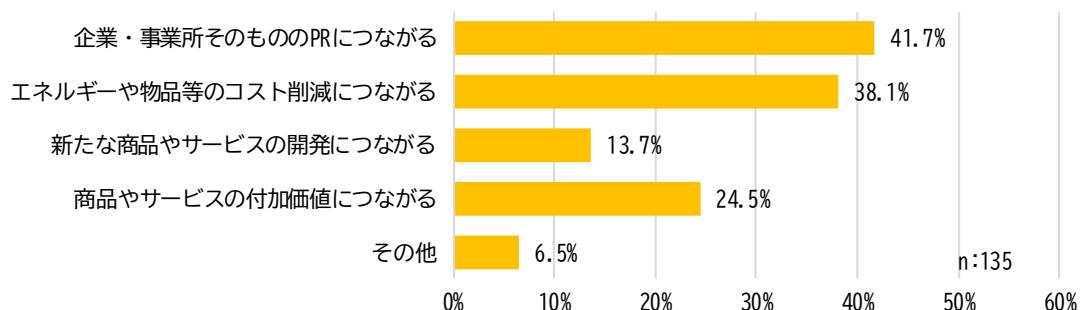
■環境保全に関する活動への取組内容



問 15 環境に関する取り組みを行うメリット（複数回答）

- 「企業・事業所そのもののPRにつながる」が最多の41.7%で、次いで「エネルギーや物品等のコスト削減につながる」が38.1%、「商品やサービスの付加価値につながる」が24.5%である。

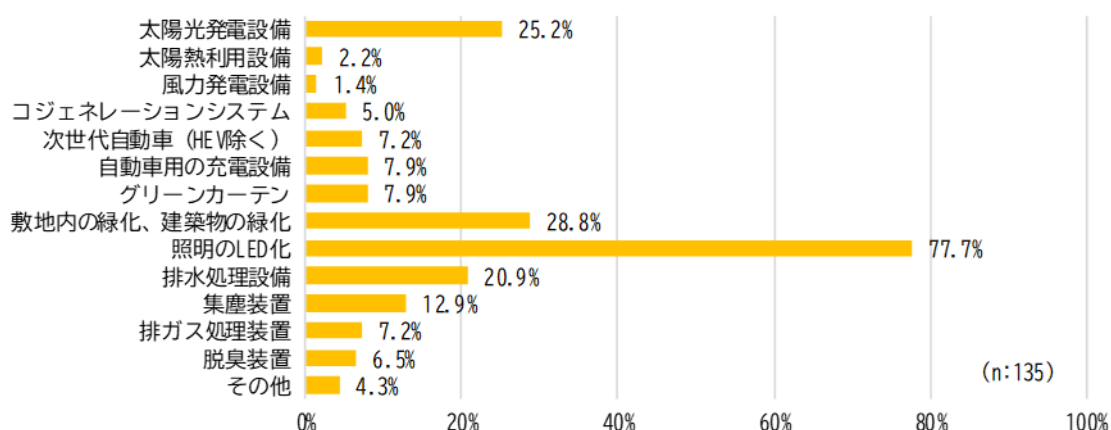
■環境に関する取組を行うことのメリット



問 16 環境関連設備の導入状況（複数回答）

- 「照明のLED化」が最多の77.7%で、次いで「敷地内の緑化、建築物の緑化」が28.8%、「太陽光発電設備」が25.2%である。

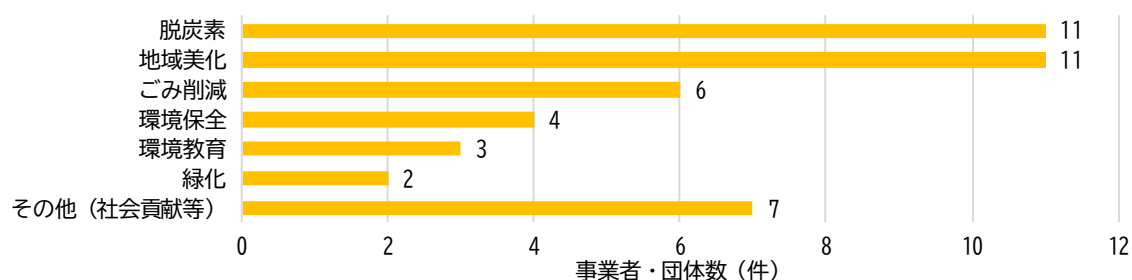
■導入している環境関連設備



問 17 環境のために積極的に取り組んでいること（自由回答）

- 「脱炭素」「地域美化」が最多の11件で、次いで「その他（社会貢献等）」が7件、「ごみ削減」が6件である。

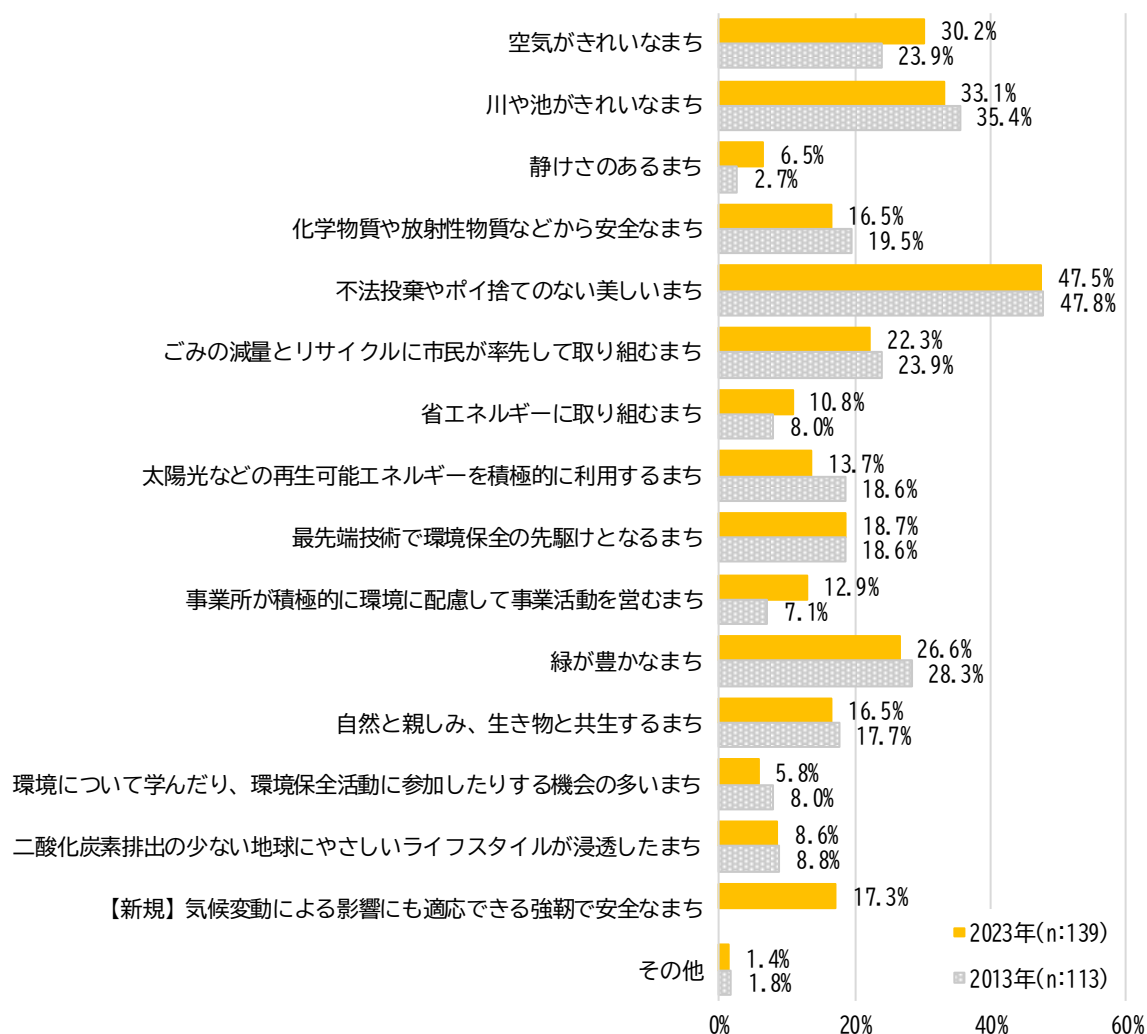
■環境のために積極的に取り組んでいること



問 18 市に期待する環境将来像（複数回答：最大3つまで）

- 令和 5 年（2023 年）調査では、新たに「気候変動による影響にも適応できる強靱で安全なまち」の項目を追加した。
- 「不法投棄やポイ捨てのない美しいまち」が最多の 47.5%で、「川や池がきれいなまち」が 33.1%、「空気がきれいなまち」が 30.2%、「緑が豊かなまち」が 26.6%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「空気がきれいなまち」が 6 ポイント以上、「事業所が積極的に環境に配慮して事業活動を営むまち」が 5 ポイント以上増加した。

市に期待する環境将来像（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）

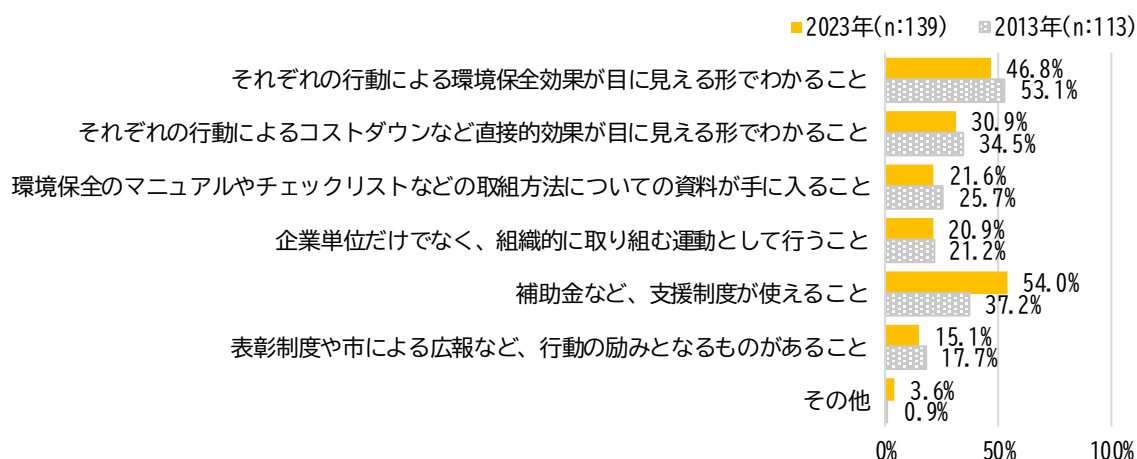


問 19 環境保全活動に取り組むために必要なこと（複数回答）

- 「補助金など、支援制度が使えること」が最多の 54.0%で、次いで「それぞれの行動による環境保全効果が目に見える形でわかること」が 46.8%、「それぞれの行動によるコストダウンなど直接的効果が目に見える形でわかること」が 30.9%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「それぞれの行動による環境保全効果が目に見える形でわかること」が 6 ポイント以上減少した一方で、「補助金など、支援制度が使えること」が 16 ポイント以上増加した。

■環境保全活動に取り組むために必要なこと

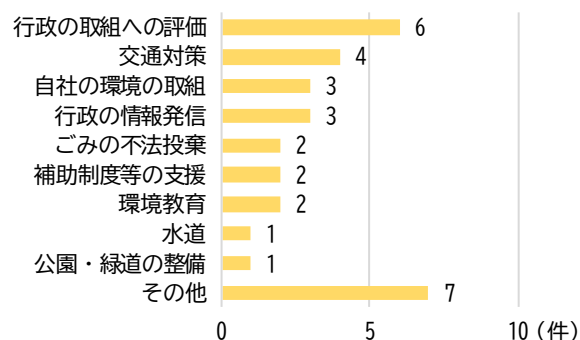
（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）



④ 市への意見・要望

- 自由回答では、「行政の取組への評価」をいただいた一方で、「交通対策」や「行政の情報発信」などへの意見・要望をいただきました。

■意見・要望の内容別の件数



3 刈谷市環境基本条例・環境審議会規則

(1) 刈谷市環境基本条例

平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本施策（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 推進施策（第 11 条—第 19 条）

第 4 章 環境審議会（第 20 条） 附則

附則

私たちの刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然と長い歴史の中で、多くの人々のたゆみない努力によって産業と文化をはぐくみ、中部圏を代表する産業都市として今日まで発展してきた。しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境に大きな負荷をかけ、地球環境にまで影響を及ぼしている。

もとより良好な生活環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を保全し、創造していくことは、私たちの責務である。

このような認識のもと私たちは、人と自然が調和する環境づくりに積極的に参画し、市、市民及び事業者が協働して、良好な環境を守り、育て、創造していくことによる持続的な発展が可能な社会の実現に向けて、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を確保しつつ、将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が調和し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、日常の生活活動や事業活動に密接にかかわっていることに考慮して、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の減量化等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、資源を循環的に利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に規定する基本理念に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、刈谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第20条に規定する刈谷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（他の施策との整合）

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、当該施策と環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

（年次報告）

第10条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 推進施策

（公害の防止等）

第11条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

（循環型社会の形成）

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を進めるとともに、エネルギー及び資源の有効利用を図ることができる循環型社会の形成のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市、市民及び事業者は、環境への負荷の低減に資する物品等の利用に努めるものとする。

（自然環境の保全及び創造）

第14条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地球の温暖化等の防止）

第15条 市は、地球の温暖化等を防止するため、その原因となる二酸化炭素を始めとする物質の排出量を削減するための施策の推進に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第16条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

（市民等の自主的活動の促進）

第17条 市は、市民等が自ら行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(刈谷市環境審議会)

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、刈谷市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 事業者又は各種団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和 32 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 42 号を第 43 号とし、第 41 号の次に次の 1 号を加える。

(42) 環境審議会委員 日額 6,400 円

第 4 条第 2 項ただし書中「第 2 条第 1 項第 42 号」を「第 2 条第 1 項第 43 号」に改める。

(2) 刈谷市環境審議会規則

平成 16 年 3 月 26 日規則第 13 号

改正

平成 20 年 3 月 31 日規則第 19 号

平成 24 年 3 月 27 日規則第 6 号

平成 28 年 3 月 28 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、刈谷市環境基本条例（平成 16 年条例第 10 号）第 20 条第 7 項の規定に基づき、刈谷市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、産業環境部環境推進課において処理する。（委任） 第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 19 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日規則第 6 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 15 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

4 用語集

英数字

- ・COP
「Conference of the Parties」の略で、国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関である「締約国会議」を意味する。
環境の分野では、気候変動の問題を取り扱う国連気候変動枠組条約締約国会議や生物多様性の問題を取り扱う生物多様性条約締約国会議、ラムサール条約締約国会議などがある。
- ・SDGs
持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
- ・ZEB
Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。快適な室内環境を実現しながら、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにする（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする）ことを目指した建物のこと。
- ・3R
Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの取組を表す言葉。

あ行

- ・エコアクション 21
環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムのこと。
組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めており、あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組めるという特長がある。
- ・温室効果ガス
大気中の二酸化炭素やメタン等の気体が、太陽光線の熱を吸収した地表面から放射する赤外線を吸収し、地表を温める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体のこと。
温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC₅）、パーフルオロカーボン類（PFC₅）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質がある。

か行

- ・カーボンニュートラル
温室効果ガスの排出量が実質ゼロの状態のこと。「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを意味している。
- ・海洋プラスチックごみ
ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出したもの。
生態系を含めた海洋環境の悪化や、海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、国内外で様々な問題を引き起こしている。
- ・外来種
本来生息していなかった場所へ人為的に運ばれ、人間の管理下でない生物のこと。
- ・河川愛護団体
刈谷市内の河川区域内のごみ、空き缶及び不法投棄物の除去、河川堤の草刈り、河川の浚渫等の清掃活動を実施する団体のこと。

・環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し伝達する仕組みのこと。

・環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みのこと。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 がある。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード等がある。

・クリーンサポート刈谷

刈谷市の道路・河川・水路・大型公園等の美化を目的とする草刈りや清掃活動などのボランティア活動への支援制度。

・グリーンカーテン

窓の外や壁面に張り巡らせたネットに、アサガオやゴーヤ等のツル性の植物を絡ませて窓を覆うもののこと。窓からの日差しを遮り、室内温度の上昇を抑制するとともに、植物の蒸散作用によって周囲を冷やすことが期待できる。

・コジェネレーションシステム

2つのエネルギーを同時に生産し供給する仕組みのこと。発電装置を使って電気をつくると同時に、発電時に排出される熱を回収し、給湯や暖房などに利用する。

・昆明・モントリオール生物多様性枠組

2022年12月にカナダのモントリオールで開かれた生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された生物多様性に関する世界目標のひとつ。

・再生可能エネルギー

資源が枯渇せず、繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。「エネルギー源として持続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

・在来種

その地域に昔から生息する生物種(下位区分である亜種、品種なども含む)やその系統のこと。

・社会的責任投資

財務指標などの経済的側面に限らず、企業の社会的責任(環境への取組、コンプライアンス、地域社会への貢献など)を考慮して投資を行うこと。

・次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等のこと。

・食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。事業活動を伴って発生する食品ロスを「事業系食品ロス」、各家庭から発生する食品ロスを「家庭系食品ロス」という。

・水素エネルギー

水の電気分解で製造でき、電気や熱に変えても二酸化炭素や窒素酸化物等を排出しないエネルギーのこと。水素は、多様なエネルギー源から様々な方法で製造でき、気体・液体・固体というあらゆる形態で貯蔵・輸送が可能であり、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷、非常時対応等の効果が期待されることから、将来の主要なエネルギーの1つとして期待されている。既に実用化されている水素エネルギー利活用技術には、燃料電池自動車や家庭用燃料電池システム(エネファーム)等があり、今後は船舶や鉄道等を含む他の輸送分野、水素発電等への利活用が期待されている。

- ・生産緑地地区
市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適していると指定される農地のこと。
- ・生態系ネットワーク
生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や、優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組のこと。
- ・生物多様性
様々な生きものが、異なる環境で自分たちの生きる場所を見つけ、それぞれの個性を認め合い、お互いにつながり、直接的・間接的に支え合って調和していること。
「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立つと定義されている。
- ・ゼロカーボンシティ
脱炭素社会に向けて、温室効果ガスの一種である二酸化炭素(CO₂)の排出量を実質ゼロにすることを目指す都市のこと。刈谷市は、令和4年(2022年)2月にゼロカーボンシティを目指すことを表明している。
- ・絶滅危惧種
絶滅のおそれのある野生生物のこと。
環境省のレッドリスト2020では、種毎に絶滅のおそれの程度に応じて9つのカテゴリーに分けており、そのうち次の4つのカテゴリーに分類される種を絶滅危惧種としている。
【絶滅危惧Ⅰ類】
絶滅の危機に瀕している種
【絶滅危惧ⅠA類】
ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
【絶滅危惧ⅠB類】
ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
【絶滅危惧Ⅱ類】
絶滅の危険が増大している種

た行

- ・太陽光発電設備
太陽光を利用して太陽電池で発電するシステムのこと。温室効果ガスの排出量削減、エネルギー自給率の向上、昼間のピーク電力供給、メンテナンスをあまり必要としない、屋根、壁等の未利用スペースに設置可能等の特長がある。
- ・太陽熱利用設備
太陽の熱エネルギーを集熱器(パネル)で集めて、給湯や冷暖房などに利用するシステムのこと。エネルギーを熱に交換する効率が高いため、屋根のスペースが小さい場合等でも設置可能などの特長がある。
- ・脱炭素
温室効果ガスの一種である二酸化炭素(CO₂)の排出量を実質ゼロにすること。
- ・特定外来生物
生態系等へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された外来生物。生きているものに限り、卵、種子、器官などを含む。同法で規定する「外来生物」とは、もともと日本にいなかった生物で、人為的に海外から日本へ導入されたものを指す。

な行

- ・農用地区域
今後、相当期間にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域である「農業振興地域」のうち、集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

や行

- ・遊休農地
現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性が低い土地。または、周辺の地域における農地と比較したときに、利用の程度が著しく劣っていると認められる農地のこと。

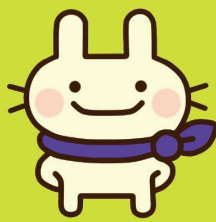


刈谷市環境キャラクター



キー坊

刈谷の環境を守るためにやってきた、自称木の精。みんなに環境問題をわかりやすく教えてくれるお兄さんの存在。明るく世話好きで、エコうんちくを話すよ。頭の葉っぱは元気のしるし！悲しい時は枯れちゃうよ。



ラビたん

好奇心旺盛で、単純、思いこんだらつっぱしっちゃう性格。結構おっちょこちょい。キー坊に出会ってから、ちょっとエコに目覚めたよ。首のスカーフはひそかにキー坊のまねっこ。



エピコ

ラビたんとの仲良しで、いつも一緒に遊んでいるよ！楽しいことは好きだけど、難しいことはちょっと苦手。性格は意外とクール。いつも、キー坊とラビたんのやりとりを観察しているよ。